

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年9月30日

【中間会計期間】 自 2026年1月1日 至 2026年6月30日

【会社名】 ナティクス
(Natixis)

【代表者の役職氏名】 アジア太平洋コーポレート・バンキングおよびインベストメン
ト・バンキング部門主席執行役員
ブルーノ・ル・サン
(Bruno Le Saint, Chief Executive Officer, Corporate &
Investment Banking, Asia Pacific)

【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市プロムナード・ジェルメーヌ・サブロン
7番地
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中川 佳直
同 酒 寄 里 彩
同 岡 野 寛 也

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1348

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注) 1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」、「ドル」または「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」または「日本円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝185.70円の為替レート（2026年8月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場仲値）により計算されている。
2. 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「当行」および「ナティクス」は、ナティクスを、「当行グループ」はナティクスおよびその連結子会社を指す。
3. 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「Groupe BPCE」は、Groupe BPCEを指す。Groupe BPCEは、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneの2大ブランドを有するフランスの銀行グループである。Groupe BPCEは主にBanques Populairesの14の銀行、15のCaisses d'Epargne、ナティクス、Crédit Foncier、Banque PalatineおよびBPCE Internationalで構成される。
4. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

5. 将来予測に関する記述

本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」および「～に違いない」といった用語ならびにこれらに類似する表現は、将来予測に関する記述であることを明確にすることを意図している。これらの将来予測に関する記述は、将来の事象に関する本書の日付現在の当行の予想および仮定に基づくものである。

かかる将来予測に関する記述は、リスク、不確実性その他実際の結果と将来予測に関する記述において明示または黙示される記述との相違を生じさせる要因による影響を受ける。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

（1）【提出会社の属する国・州等における会社制度】

2026年5月29日付で提出した有価証券報告書（以下「2025年度有価証券報告書」という。）に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

2025年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

2 【外国為替管理制度】

2025年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【課税上の取扱い】

2025年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

最近中間連結会計期間および最近連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	変動		2024年上半期 プロフォーマ
		2025年上半期 プロフォーマ	2026年と2025年との比較 現行 恒常	
銀行業務純利益	4,390	4,160	5.5%	4,016
うち事業分野	4,285	4,164	2.9%	3,911
営業費用	(3,034)	(3,006)	0.9%	(2,804)
営業総利益	1,356	1,154	17.5%	1,212
リスク費用	(129)	(124)	-	(145)
営業利益	1,227	1,030	19.2%	1,067
持分法	16	14	-	7
その他資産に係る損益	(1)	5	-	1
のれん価値における変動	-	-	-	0
税引前利益	1,242	1,048	18.5%	1,076
所得税	(273)	(319)	(14.4%)	(320)
非支配持分	(34)	(26)	-	(26)
非継続事業からの純利益	-	-	-	2
純利益（グループ持分）（報告値）	935	704	32.9%	732
費用収益比率	69.1%	72.3%		69.8%

	2025年	2024年 プロフォーマ
銀行業務純利益	8,267	8,110
うち事業分野	8,352	7,941
営業費用	(6,087)	(5,786)
営業総利益	2,180	2,325
リスク費用	(237)	(282)
営業利益	1,943	2,043
持分法	28	23
その他の資産に係る損益	5	(14)
のれん価値における変動	0	0
税引前利益	1,977	2,052
所得税	(558)	(636)
非支配持分	(58)	(66)
非継続事業からの純寄与額	0	2
純利益（グループ持分）（報告値）	1,361	1,352
費用収益比率	73.6%	71.3%

２ 【事業の内容】

2025年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

３ 【関係会社の状況】

2025年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

４ 【従業員の状況】

2026年６月30日現在、ナティクスおよびその他の子会社は15,828人の常勤労働者を雇用している（無期雇用および有期雇用）。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、2026年上半期末現在の予測である。

(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(1) 業績等の概要」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2) 経営環境

見通し

2026年下半年および2027年の経済の見通し

主要な不確実性が引続き経済活動を制限

2026年下半年および2027年において、米国・イスラエルとイラン間の紛争の最終的な結果が不透明であるため、地政学的な混乱は完全には解消されないだろう。世界経済のエネルギー供給を覆うこの混乱は、たとえ短期間であっても、予測の難しさを増大させる。この混乱は、自由貿易に対する暗黙の疑問に後押しされた2025年の米国関税政策の予測不可能性およびフランスを含む多くの西側諸国における公共財政の危険な流れの継続といった懸念の主要な要因に取って代わるものである。主権問題の深刻化に直面する中、これらの出来事は、より根本的には、米国と中国が争っている産業・技術覇権競争の一環でもあり、ユーロ圏およびフランスは、遅ればせながら不十分な再工業化への目覚めを始めている。

提案されているマクロ経済および金融シナリオでは、石油・ガス価格の上昇による著しい二次的影響およびサプライチェーンにおける大規模で長期にわたる混乱が生じない限り、2026年から2027年にかけては比較的回復力のある環境を描いている。したがって、この供給ショックは一時的なものであり、石油価格（ブレント）は2026年に1バレル当たり平均84ドル、2027年には74ドルに達し、危機前の水準に戻ると見込まれている。それゆえ、この環境は、経済主体に負担を強いることになる。この経済活動の減速は、ひいては2027年のインフレ率の低下を招き、その結果、経済活動は緩やかではあるが適度な回復を見せるだろう。

対応する財政的な余地がない状況では、当年度初めの不振と2026年第2四半期のエネルギー・ショックにより、フランスの成長率は2026年にプラス0.7%、2027年にプラス0.8%になると見込まれる。ユーロ圏で最も低い水準の1つであるインフレ率（CPI）は、2026年に平均2.0%、2027年に1.7%になると予想される。インフレは家計の購買力を大きく圧迫し、2026年に0.2%低下した後、2027年には緩やかに回復（0.4%増）すると見込まれる。紛争開始以来、事業環境と家計の信頼感は著しく悪化しており、家計消費および事業投資に悪影響を及ぼすことが示唆される。その結果、雇用は低迷が続くだろう。失業率は上昇し続け、2026年には平均8.3%に達した後、ごく緩やかに低下する見込みである（2027年には8.2%）。

フランスの家計の貯蓄率は減少するが、依然として比較的高い水準（2025年は17.8%、2026年は17.4%、その後2027年には17.2%）を維持すると予想される。この軌道は、失業率および税金の予測可能な上昇の懸念と相まって、経済状況の悪化および不確実性のショックに起因するものである。さらに、購買力の低下により、家計消費はさらに抑制され、その伸びはわずかなものとなる（2026年は0.3%増、2027年は0.7%増）。同様に、様子見の姿勢、長期金利の高止まりおよび需要の低迷を受けて、企業は、2026年に投資のペースを鈍化させ（0.5%増）、翌年にはわずかに回復するだろう（0.8%増）。キャッシュ・フローの逼迫、バランスシートの悪化および販売先の全般的な弱体化といった、かなり悪化した状況下で、この新たなショックに直面しつつある。

フランスの長期金利は依然として上昇している。

石油価格の先行きに対する不確実性は金融政策の運営を複雑にしている一方で、輸入インフレによる供給ショックが発生した場合、政策金利の引締めは効果を発揮しない。すでに引締めを行っている連邦準備制度理事会（中立金利は約3.0%と見込まれる。）は、政策金利を変更しないだろう。インフレ率の低下と景気の低迷を考慮すると、ECBも当年度末までに政策金利を変更しない可能性がある。

一般的に言えば、貸付資金の需要が大幅に増加しているため、長期金利は上昇する。この動きは、エネルギー設備を含む人工知能への投資ブームの資金調達に加え、防衛、インフラおよび化石燃料からの脱却を可能にする環境転換に向けた支出の加速が後押ししている。フランスの長期金利は、特に、公的支出の推移、債務規模および構造改革の実施における政治的困難、さらには大統領選挙期間中の潜在的な変動性に関連して、リスクプレミアムが高水準で維持されていることから、より大きな打撃を受ける見込みだ。フランスの公的債務がさらに悪化するリスクという制約の下、10年物OATの年平均利回りは、2025年の3.37%を経て、2026年には3.69%、その後2027年には3.90%程度になり、ドイツとのスプレッドは70ベースポイントとなる見込みである。金利曲線のスティープ化は、予測期間を通じて鈍化するだろう。

ナティクシスの戦略計画および見通し

2024年6月、Groupe BPCEはVISION 2030年戦略計画を発表した。2026年上半期、ナティクスは、Groupe BPCEの成長および多様化の流れと完全に一致している戦略計画を引き続き展開する。

2030年のGroupe BPCEおよびナティクシスの戦略計画に関する詳細については、Groupe BPCEのVISION 2030年戦略計画のウェブサイト（<https://www.groupebpce.com/en/the-group/strategic-plan/>）およびナティクシスの事業分野のウェブサイト（<https://natixis.groupebpce.com/strategie/>）を参照のこと。

下記「2 事業等のリスク」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」も参照のこと。

(3) 対処すべき課題

下記「2 事業等のリスク」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、2026年上半期末現在の予測である。

(1) リスク要因

ナティクスがさらされているリスクの主な種類は、以下のとおりである。これらは現在、重要なリスクとして認識されており、ナティクスの見積りによると、ナティクスの業務の実行力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、通常、これらのリスクは、ナティクスの健全性比率、純資産または純利益に与える可能性がある影響の観点から測定されている。ナティクスがさらされているリスクは、特に、マクロ経済上およびナティクスの業務環境の規制上の変更または戦略の実行および事業の実施に関するいくつかのリスク要因から発生する可能性がある。「目論見書3」として周知されている、2017年6月14日付規則（EU）第2017/1129号第16条（その後の改正を含む。）の規定に従って、ナティクスの事業特有のリスクは、以下の5つの主要なカテゴリーとして示される。

- ・ 信用リスクおよび取引相手方リスク
- ・ 金融リスク
- ・ 非金融リスク
- ・ 戦略および事業リスク
- ・ ナティクスが発行した有価証券の保有に関するリスク

以下のリスク要因の記載は、ナティクスの構造に基づいて評価される。リスク要因は、その重要性の評価、発生の確率および推定されるマイナスの影響の規模に基づいて提示されている。各カテゴリー内では、最も重要なリスク要因が前述の評価と一致する方法で記載されている。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ナティクスは、信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされており、リスク集中の結果としてかかるリスクが高まる可能性がある。

ナティクスは、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（CIB）部門が主に行う金融商品の融資、ストラクチャリング、取引および決済・引渡の現在の活動を通じて、信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされている。

信用リスクおよび取引相手方リスクは、ナティクスが認識する主要なリスクの1つであり、2026年6月30日現在のRWA合計の66%を示した。

参考までに、2026年6月30日現在、ナティクスの信用リスクおよび取引相手方リスクのエクスポージャー（CVAを除くデフォルト時エクスポージャー）は合計で410.9十億ユーロとなり、主に銀行および類似機関（40%）、企業（33%）ならびにソブリン（20%）に分かれていた。

特定の経済部門に対する重大なエクスポージャーのリスクを軽減するため、当行は、ポートフォリオを多様化し、部門の集中度を注意深く監視することを目的とした、厳密な部門別リスク管理政策を実施している。ナティクスの信用リスク政策もまた、ポートフォリオの多様化を確保し、複数のサブリミットに分割された全体的なリミットを含む、現行の量的枠組を通じた集中度の監視に貢献している。リスク政策は定期的に見直され、必要に応じて早期に全体的または部分的に改定することができる。事業分野および／または商品に関する政策があり、主要な経済部門別のエクスポージャーを管理する「包括的」政策により監視されている。この政策は、部門集中のリスクを運用レベルで監視することを目的としている。この枠組は、エクスポージャー／RWAおよびナティクスの過去の活動の観点から、10の主要な部門（石油・ガス、貿易、不動産、電気、航空、通信・IT、公益事業、金属・鉱業、製薬・ヘルスケア、農業）に焦点を当て、これらの活動のそれぞれについて10の特定のグローバルな部門別の限度枠を実施している。

1 または複数の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合、ナティクスは、当該取引相手方へのエクスポージャーの集中度合いにより、様々な程度の財務損失を被る可能性がある。さらに、単一のグループもしくは単一の事業部門に属する取引相手方の格付もしくは債務不履行状態が著しく悪化した場合、または国の経済状況が悪化した場合にナティクスの信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性がある。信用リスクは、レバレッジド・ファイナンス取引においても増加する可能性がある。

また、ナティクスが金融商品の融資、ストラクチャリング、取引および決済・引渡活動を実行できるかどうかは、特に、その他の銀行および市場参加者の安定性ならびに財務の健全性などの要因に左右される。これは、銀行が、主にそれらの取引、決済および融資業務により、相互に密接に関連しているためである。金融業界市場の1人または複数の参加者の不履行または予想される潜在的な不履行が、これが正当であるか否かにかかわらず、その他の銀行に影響を与える可能性があり、かかる市場においてその他の参加者による不履行の連鎖を招きかつ市場の流動性にマイナスの影響を及ぼし、これによりナティクスのリスク費用、業績および財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

ナティクスの減損または予想信用損失引当金の大幅な増加は、ナティクスの純利益および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ナティクスは、その活動の一環として、また必要に応じて、不良債権の引当金を認識し、損益計算書上の「リスク費用」に記録された貸付金および債権のポートフォリオに関する実際の損失または潜在的損失を反映している。

ナティクスはIFRS第9号（国際財務報告基準第9号）「金融商品」を適用しており、これにより、金融商品の当初認識時点から引当金を設定することが義務付けられる。この引当金のモデルは、償却原価または回収可能なその他の包括利益を通じた公正価値で認識される残高、付与された貸出コミットメントおよび保証コミットメント（損益を通じて公正価値で認識されるものを除く。）ならびにリース債権に適用される。経済状況は、主に米国に起因する貿易摩擦に加え、多次的な地政学的緊張により、依然として極めて不透明である。主要な政府機関および国際機関の予測によると、世界経済は引続き2つの大きな変化、すなわち、ユーロ圏の低い予想成長ならびに特に関税の賦課および輸入制限に特徴付けられる米国主導の貿易戦争に直面している。

このような背景から、2026年第2四半期に、楽観的、中庸的および悲観的の3つの範囲からなるIFRS第9号のシナリオが更新された。特に悲観的範囲には、インフレが急激に加速し、世界貿易が崩壊することになる高い地政学的緊張というシナリオが含まれている。このシナリオの基礎となるマクロ経済の変数の予測は、予測リスク・パラメーターの推定に用いられる。2026年6月30日現在、各地域で使用される加重は以下のとおりである。

- ・ フランスにおいては、30%が悲観シナリオ、40%が中庸シナリオ、30%が楽観シナリオである。
- ・ フランス以外の欧州においては、35%が悲観シナリオ、38%が中庸シナリオ、27%が楽観シナリオである。
- ・ 米国においては、23%が悲観シナリオ、42%が中庸シナリオ、35%が楽観シナリオである。

部門別の調整については、デフォルト確率（PD）は、6ヶ月から12ヶ月の期間における各部門の格付評価に基づき部門ごとに調整される。部門の将来予測加重平均PDは、移行マトリックスによって決定され、部門の予想格付に相当するPDと合致するよう比較および調整が行われる。

かかる枠組の下、当初認識以降に信用リスクが大幅に増加していない正常債権（ステージS1）は、1年間の予想損失で引当金計上される。当初認識以降に信用リスクが大幅に増加しているものの、不良債権に分類されるには不十分な債権である不良債権（ステージS2）は、存続期間予想損失に基づいて引当金計上される。不良債権（ステージS3）は、減損の客観的証拠がある債権である。ナティクスは、個々の予想されるキャッシュ・フローの回復分析に基づき、これらのキャッシュ・フローが取引相手方の活動によるものか、または担保の潜在的な執行によるものかを問わず、不良債権の引当金を決定する。かかる個々の分析に従って減損されない不良債権は、引当金ではない債権に対する過去の偶発損失に基づいた定率で引当金計上される。

2026年6月30日現在、ナティクスのリスク費用は、マイナス128.6百万ユーロ（うちステージ1およびステージ2エクスポージャーの純引当金の戻入は81.4百万ユーロ減、不良債権の純引当金の戻入は47.2百万ユーロ減）となった。

2026年6月30日現在、顧客の不良債権は1,969百万ユーロとなり、48%はフランス、7%はフランス以外の欧州、21%は北米、6%はアジア、12%は中央およびラテンアメリカ、4%はアフリカ、2%は中東で構成されていた。

ナティクスの顧客への総貸付残高（買戻契約を除く。）に占める不良債権比率は2.1%（2025年12月31日現在は2.6%）であり、これらの不良債権の総合的なカバレッジ比率は50.2%（2025年12月31日現在は45.7%）であった。

ステージ1およびステージ2の債権に関する信用リスクの増加は、当初認識以降の取引相手方の格付変更（個人顧客、専門顧客、中小企業、大企業、銀行およびソブリン債の貸出金勘定）、警戒リストの監視、その耐久力、リスクにさらされている国の格付、期日が30日間を経過した1つまたは複数の貸付の存在、POCI（購入または組成した信用減損）の状況および現在までの格付（非常にリスクの高い格付とみなされる場合）を基準に測定される。

地政学的な不確実性により、ナティクスの取引相手方への影響を予測することが困難になっている。その結果、損失および引当金が大幅に増加し、ナティクスのリスク費用、純利益および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

債権などの資産の流動性が低下した、または流動性がない場合、ナティクスがかかる資産を販売し、または組成することがさらに困難となり、その結果、ナティクスの純利益および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

ナティクスは、「販売に向けた組成」モデルに従い、特にシンジケーションや証券化を通じて後の段階での販売を目的として、特定の資産を組成または獲得する。

ナティクスの組成活動は、大企業向け融資ならびに専門金融および買収ファイナンスに大きく集中している。販売は主に銀行および銀行以外の金融機関に関連する。

ナティクスはまた、証券化ビークル（SPV、特別目的事業体／特別事業体）に対して様々な形のブリッジ・ファイナンスを提供している。このファイナンスにより、各SPVは、ウェアハウジング段階中に、金融資産（一般に債権）の一時的なポートフォリオを構築することができる。取引の終了時に、SPVは、投資家が引き受けた有価証券を発行することで資金を調達し、その手取金を、ウェアハウジング信用ファシリティの返済に充当する。この資金調達の結果は、暫定ポートフォリオの信用力およびこの種の商品（とりわけ、CLO（ローン担保証券）、RMBS（住宅ローン担保証券））に対する投資家の選好度合いの両方によって左右される。この点に関して、リスク選好枠組（RAF）には専用の制限が組み込まれている。

特にこれらの資産において、シンジケーション市場もしくは証券化市場での流動性が低下した場合、またはナティクスが販売できない、もしくはかかる資産の位置付けが低下した場合、予想された期間よりも長期にわたって、ナティクスは、かかる資産に関連した信用リスクおよび市場リスクをさらに抱える可能性がある。流通市場におけるかかる資産の流動性の欠如により、ナティクスは、組成活動を縮小しなければならない可能性があり、その結果、ナティクスの収益および顧客との関係に影響を及ぼし、ナティクスの業績および財政状態に悪影響を与える可能性がある。さらに、市況を考慮して、ナティクスは、その業績に悪影響を与えそうなこれらの資産について、評価調整額を計上しなければならない可能性がある。

ナティクスは、ナティクスが活動する地域および国における政治的、経済的、地政学的、社会的および財政的情勢の変化に関連したカントリーリスクにさらされている。

ナティクスは、世界規模で事業を展開しており、そのため、ナティクスが活動する地域および国における政治的、経済的、地政学的、社会的および財政的情勢の変化にさらされている。参考までに、2026年6月30日現在、信用リスクおよび取引相手方リスクの主なエクスポージャーのうち51%はフランスに集中し、フランス以外の欧州（EU域内および域外）は17%、北米は17%、アジアは10%を占めている。

これらのリスクを軽減するため、当行は、ポートフォリオを多様化し、国の集中度合いを注意深く監視することを目的とした厳格なカントリーリスク管理政策を実施している。

カントリーリスクは特に監視されており、信用供与および監視手続ならびに資産評価および引当において特に考慮される。国別のエクスポージャーを監視するための包括的政策も策定され、展開されている。しかし、ナティクスが活動する国または地域の政治的、地政学的、経済的、社会的および／または財政的環境が著しく悪化すると、ナティクスは、すでに財務諸表に計上されている金額を超える追加費用を計上したり、損失を認識したりすることを余儀なくされる可能性がある。特に、ナティクスは、経済協力開発機構（OECD）の非加盟国で活動する際にさらなるリスクにさらされており、政情不安、法律上および財政上の予

測不可能性、収用問題ならびに先進国の経済ではそれほど重要でないその他のリスクに関連する不確実性にさらされている。

2026年上半期は、米国、イスラエルおよびイラン間の紛争が中心となり、不透明な地政学的環境に特徴づけられ、2月末には大規模な軍事作戦が開始され、世界市場に大きな不確実性と変動性をもたらした。世界の石油輸出の大部分が通過するホルムズ海峡を通る石油の流れが遮断されたことで、コモディティ価格が急騰し、インフレ、世界経済の成長および金融市場の安定に悪影響を及ぼす可能性が高い。2026年4月の停戦および2026年6月中旬の米国とイラン間の覚書の調印を経て、2026年7月初頭に戦闘が再開され、世界市場の不確実性の高まりが再燃し、石油価格はさらに上昇した。こうした状況において、紛争の継続、激化または拡大は、ナティクスの事業、財政状態および業績に悪影響を及ぼす可能性が高い。

2026年上半期には、米国・イスラエルによるイランへの軍事作戦の影響について、詳細な分析が行われた。ナティクスの中東における純エクスポージャーは、主にサウジアラビアおよびアラブ首長国連邦に集中しており、その大部分はコーポレート・ファイナンスおよびプロジェクト・ファイナンスに関連している。

信用リスク特性は統制下にあり、ソブリン・リスクは引続き堅調で、銀行業務ポートフォリオおよびプロジェクト・ポートフォリオも強靱かつ分散されている。

これらのエクスポージャーおよび取引相手方に対する監視枠組の強化は確実に行われている。

金融リスク

金融市場の悪化は、ナティクシスの資本市場事業および資産運用事業に悪影響を与える可能性がある。

資本市場事業の一部として、また顧客のニーズに応えるため、ナティクスは金融市場、すなわち債券、外国為替、コモディティおよび株式市場で活動している。

近年、金融市場が激しく変動しており、これが繰り返されると、ナティクシスの資本市場事業に損失が生じる可能性がある。

2026年上半年は、米国・イスラエルとイラン間の紛争が中心となり、不透明な地政学的環境に特徴づけられ、2月末には大規模な軍事作戦が開始された。この一連の出来事は市場のボラティリティを高め、石油価格は急騰して1バレル当たり約120ドルまで高騰し、S&P500も3月に約10%下落したが、その後の四半期にかけて徐々に正常化していった。

2026年6月に米国とイラン間で締結され、ホルムズ海峡の再開を促進した覚書は、依然として不安定な地政学的状況にもかかわらず、エネルギー供給の見通しを改善することで、当初懸念されていたインフレへの影響を抑制するのに寄与した。この脆弱性は、2026年7月初頭、米国とイランの間で敵対行為が再開され、2026年6月に署名された覚書の有効性が疑問視されたことで裏付けられた。その結果、米国による海上封鎖が再実施され、イランがホルムズ海峡の新たな封鎖を発表し、石油価格が急騰し、金融市場では再びボラティリティが高まった。紛争がさらに激化すれば、エネルギー価格の持続的な上昇およびリスク回避姿勢の再燃につながる可能性がある。

特に人工知能および半導体セクターにおいて、予想を上回る企業業績が発表されたことも、第2四半期におけるリスク資産の力強い反発に大きく寄与した。その結果、主要指数は過去最高水準または史上最高値に近い水準で終えた。

上半期全体では、ナスダックが13%上昇した一方で、S&P500およびユーロ・ストックス指数は9%超の上昇を記録した。アジアのパフォーマンスはより対照的だった。日経平均株価は、半導体およびAIへの重点的な注力による恩恵を受けて39%上昇した一方、HSCE指数は、米中間の貿易摩擦の長期化および中国経済の相対的な弱さで打撃を受け、15%下落した。

3月に信用市場で見られたストレスの動きは徐々に解消され、主要な信用スプレッド指数は、米ドル建ておよびユーロ建てともに、半年間を通じてほぼ横ばいのパフォーマンスを示した。

こうした不確実な環境下で、欧州および米国両方のフィックスド・インカム市場では高いボラティリティが見られた。2026年の政策金利予想は、当年度初めにはディスインフレの局面を受けて当初は下方傾向にあったが、徐々に上方へと転じた。この見通しの変化は、3月に顕著なベア・フラットニングの動きとして現れ、特にユーロ建て2年物スワップ金利は約60ベースポイントと急上昇した一方で、長期金利は全体として安定を保った。

米国連邦準備制度理事会は半年間を通じて政策金利を据え置いた一方、欧州中央銀行は6月に25ベースポイントの利上げを初めて実施した。

最終的に、米ドルは半年間を通じて主要通貨に対して上昇し、ユーロに対しては3%高となった。これは、米国経済の堅調さと、ケビン・ウォーシュ氏が米国連邦準備制度理事会の議長に就任したことを受けて金融政策の姿勢に変化が予想されたことの両方が後押しした。同時に、ブレント原油価格は当半期末にかけて軟化し、期間全体での上昇幅は約20%にとどまった。2026年7月初頭にイランで紛争が再燃すれば、石油価格がさらに上昇する可能性が高いことを念頭に置く必要がある。

これらの潜在的な影響を抑制するため、ナティクスはポジションの管理において慎重なアプローチを採用した。ナティクスは、株式市場が下落した場合における極端なリスクヘッジ戦略を2021年1月以降導入し、継続している。さらに、ナティクスは、不利な事象を予想して、個々の場合に応じてマクロ・ヘッジ戦略の実施を選択する場合もある。資本市場事業に関する限り、ナティクスが運用するすべての資産クラス（株式、フィックスド・インカム、インフレ、債券、外国為替、コモディティ）のリスク要因は、トレーディング・デスクにより動的かつ継続的にカバーされ、慎重に管理されている。この文脈において、これらのリスク要因のいずれも、影響という点で他のリスク要因より突出していないことに留意することが重要である。リスク選好枠組は、市場リスクの慎重な日常的モニタリングの一環として、様々な要因を特定し管理することを可能にする。この枠組は、それぞれの事業に合わせて選択される一次および二次感応度を対象と

する。信頼区間99%の1日後のバリュアットリスクやストレス・テストなどの総合的なリスク測定もこの枠組の不可欠な部分である（「(2) リスク管理—(a) 市場リスク」を参照のこと。）。

ボラティリティの高い環境下では、資産の劣化につながる可能性のある市場の変動が長期化することで、かかる市場の活動レベルを圧迫し、または流動性の低下をもたらす可能性もある。このような状況では、ナティクスが損失を被る地位（適用ある場合。）を迅速に解消できない場合、ナティクスが大きな損失を受ける可能性がある。これは特に、構造的に流動性の低いナティクスの保有資産に当てはまる。証券取引所またはその他の規制市場で取引されていない資産（例えば、銀行間で店頭取引されている特定のデリバティブ）は、ナティクスが市場価格ではなくモデルを用いて評価している。

依然として地政学的緊張、インフレに伴う不確実性およびテクノロジー関連株の上昇が持続可能かどうかという疑問が色濃く残る状況下で、株式および債券市場における低迷もまた、特に以下に対するマイナスの影響を通じて、資産運用事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ Natixis Investment Managersのシード・マネー・ポートフォリオの評価。これはポートフォリオのヘッジ戦略により緩和されるであろう。
- ・ Natixis Investment Managersのスポンサーシップ・ポートフォリオにおける、不動産またはプライベート・エクイティの分野での実物資産の評価。これは実体経済およびマクロ経済のパラメーター（インフレ、金利など）に係る影響に起因する。
- ・ Natixis Investment Managersおよびその関係会社の運用資産額の水準および最終的には収益。これは、これらのファンドのオフリングにおける戦略が市場の変動に敏感なためである。

金融危機が生じるか、ナティクスおよびGroupe BPCEの格付が引き下げられる場合、ナティクスによる特定の資金調達の利用が悪影響を受ける可能性があり、ナティクスの流動性および貸借対照表上の適切な資産・負債管理を確保する能力は、市況の悪化により影響を受ける可能性がある。

2011年以降、ナティクスの資金調達の構造は、ナティクスおよびBPCE間のジョイント・ファイナンス・プラットフォームに依存している。ナティクスは、ナティクスのバニラ債、公募債および私募債、BPCE S.A.の仲介を通じてGroupe BPCEから発行される優先および劣後サブファンドのための中長期的なファイナンスを確保している。ナティクスは引続き、仕組み私募債による資金調達業務に関して、Groupe BPCEの中長期的な発行体である。

システミック事象（2008年および2011年の危機など）もしくは金融業界の1もしくは複数の関係者の不履行もしくは予想される潜在的な不履行（予想が正当であるか否かにかかわらず。）に関連した市場の混乱時またはフランスのソブリン格付に関する懸念により特定の資金調達源が閉鎖された場合、Groupe BPCE、ナティクスおよび銀行業界が互いにリファイナンスする能力または実体経済に対しリファイナンスする能力が損なわれる可能性がある。

このような状況において、またはGroupe BPCEの信用格付が主要格付機関により引き下げられた場合、Groupe BPCEの流動性が悪化し、その結果としてナティクスの流動性も悪化する可能性があり、またそれらに相関する資金調達費用も悪影響を受け、金融市場契約に基づき追加の債務が生じる可能性もある。

ナティクスは、現金流入額および現金流出額の満期の不一致のリスク、金利指数リスクならびに構造的な外国為替リスクにさらされている。特に、特定の資産および負債の場合、現金流入額および現金流出額の日付は不確実であり、事象および市況に左右される。必要に応じて、その義務を遵守するための追加の資金調達および市場からの流動性支援が必要となる可能性がある。

この多因子性のエクスポージャーは、流動性危機のシナリオでは、体系的、特異的または複合的であるかを問わず、具体化する可能性があり、その強度は様々である。これは、危機シナリオなどの指標を用いて監視および定量化されており、危機がバナンスを含むグループリスク枠組の一部としてのみ解釈することができる。この種のリスクに対処するため、ナティクスは、流動性、有価証券および危機対応計画を実行する能力で構成される、Groupe BPCEの準備金に寄与する流動性準備金を有している。

発行体の信用度変更によるナティクスが保有する有価証券の公正価値の変動は、ナティクスの株主資本およびナティクスの自己資本に悪影響を与える可能性がある。

このリスクは、その他の包括利益（OCI）において相殺され、公正価値でプルーデンシャル銀行勘定に計上される、ナティクスが保有する有価証券と関係している。ナティクスは、主に流動性バッファの管理の一部としてナティクスが保有する負債性金融商品を通じて、かかるリスクにさらされている。かかるリスクは、債務証券の発行体の信用度変更によって発生する金融資産価値の減少として現れる（CSRBB—銀行勘定の信用スプレッド・リスク）。

参考までに、2026年6月30日現在、ナティクスの流動性バッファにおけるCSRBBとして測定された価値変動のリスクは、295百万ユーロとなった（2025年12月31日現在は248.4百万ユーロ）。こうしたストレスの変化は、資産構成および残高の変動（残高は、2025年12月31日現在の11.14十億ユーロと比較して2026年6月30日現在は12.07十億ユーロ）に起因するものである。ポートフォリオの平均残存期間はほぼ横ばいで推移した。

危機の発生または再発は、信用スプレッドをさらに悪化させる可能性があり、その結果、ナティクスの株主資本に悪影響を及ぼす可能性がある。

デリバティブのポートフォリオの公正価値には、ナティクスの純利益および株主資本に影響を与える可能性がある追加的な評価調整が含まれる。

ナティクスのデリバティブの公正価値は、以下を含む特定の追加調整を考慮することにより決定される。

- ・ 関連する取引相手方の期限の到来した支払いの不払いリスクに相当する信用リスクを、デリバティブの評価に含めることによる取引相手方の特性（CVA）
- ・ ナティクスの取引相手方が負担する信用リスク（すなわち、格下げまたは債務不履行があった場合に、ナティクスの取引相手方が被る潜在的損失）を無担保または担保が完全ではないヘッジ・デリバティブの負債の評価に含めることによる、ナティクス自身の信用スプレッドのリスク（債務評価調整（DVA））
- ・ マージンコールの資金調達またはリファイナンスに関連する費用および担保されたヘッジ・デリバティブに関連する将来のイニシャル・マージンに関連する費用を、無担保または担保が完全ではないヘッジ・デリバティブの評価に含めることによる流動性の費用（資金調達評価調整（FVA））
- ・ リファイナンスが必要な非標準担保（通常は債券の形で計上される。）からの追加費用または利益を評価に含めることによる担保の借換え費用（「担保評価調整」（「CoIVA」））

これらの損益計算書に計上された追加調整は、ナティクスの銀行業務純利益および株主資本に直接的な影響を与える。さらに、これらの追加調整は大幅に変動する可能性があり、活動および財政状態に影響を及ぼし、その結果、ナティクスまたはそのデリバティブの公正価値に大きな悪影響を与える可能性がある。参考までに、2026年6月30日現在、CVA、DVA、FVAおよびCoIVA株の変動はそれぞれ、マイナス113.6百万ユーロ、0ユーロ、マイナス174.2百万ユーロおよびマイナス6.3百万ユーロであった。

非金融リスク

ナティクスは、適用される法律および規制を遵守しない場合、ナティクスの財政状態、事業およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼすであろう多額の罰金その他の司法処分、行政処分、仲裁処分および刑事処分（刑事罰を含む。）を科される可能性がある。

コンプライアンス・リスクは、国内外の法的小および規制条項、行動規範ならびに銀行事業特有のグッドプラクティスの基準を遵守しないことに起因する法律上、行政上または刑事上の処分のリスクとしてだけでなく、財務損失またはレピュテーションの毀損としても定義される。

銀行部門は、特に、金融市場および投資サービス・プロバイダーと顧客または投資家間の関係性を規制することを目的としたフランス国内外における部門規制の対象である。これらの規制は、ナティクスの業務上の過程に重大な影響を及ぼす。さらに、銀行部門はまた、管轄の地方自治体および国際機関による専門的な監督対象である。

コンプライアンス・リスクは、例えば、銀行の商品およびサービスを宣伝および販売する不適切な手段の使用、潜在的な利益相反、機密情報もしくは内部情報の開示における不適切な管理または特に金融セキュリ

ティ（マネーロンダリング防止、テロリズムへの資金提供の防止、禁輸措置の遵守、不正防止および汚職防止）に関する新たな顧客もしくは仕入先のデューディリジェンス手続の不遵守を含む。

ナティクシスのコンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスク防止および管理枠組を監視する。この枠組にもかかわらず、ナティクスはそれでもなお、ナティクシスの財政状態、事業およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある規制当局または監督当局により科せられる罰金その他の主要な制裁ならびに民事訴訟、仲裁訴訟または刑事訴訟のリスクに引続きさらされている。

ナティクシスのレピュテーションは、関係を築き、顧客ロイヤルティを構築する上で重要である。その商品およびサービスの宣伝および販売にあたって不適切な手段を使用すること、潜在的な利益相反の不適切な管理、法律および規制要件、倫理規定、汚職およびマネーロンダリングに関する法、経済制裁の国際決定、情報セキュリティポリシーならびに販売および取引慣行の不遵守により、ナティクスおよびGroupe BPCEのレピュテーションが損なわれるおそれがある。

ナティクシスの従業員またはサービス・プロバイダーによる不適切な行為、ナティクシスのコミュニケーションおよび情報システムが対象となる可能性のあるサイバー犯罪もしくはサイバーテロ、ナティクスがさらされる可能性のある詐欺、横領その他の不正行為、または潜在的に不利な結果をもたらす裁判所の判決もしくは規制措置もレピュテーションを毀損するおそれがある。

全従業員に適用されるナティクシスの行動規範は、ナティクスで施行される行動の一般原則をまとめており、全従業員に向けて、責務および責任の遂行にあたって求められる行動に関するガイドラインを設けている。

また、ナティクスは、その仕入先および請負業者に対して、行動規範の基本原則に従うよう求めている。

かかる行動規範を日々実行するため、ナティクスは、専門委員会（グローバル文化および行動委員会）との行動枠組および研修プログラムを設けた。

しかしながら、行動枠組を適用したにもかかわらず、ナティクスは従業員、仕入先および請負業者が汚職もしくは不正行為に関する法および規定を遵守しない、または金融セキュリティ要件もしくは市場統合要件を満たさない、非倫理的または顧客にとって好ましくない活動または行動を取る可能性にさらされている。

かかる活動または行動がナティクスに悪影響を与え、ナティクシスのレピュテーションを毀損し、ナティクス、その従業員またはその株主が刑事罰、行政処分または民事制裁を科される可能性があり、これによりナティクシスの財政状態および事業見通しが悪影響を受ける可能性がある。

オペレーション上の失敗、すなわちナティクシスの第三者パートナーの情報システムの中断もしくは故障、またはナティクシスの情報システムの毀損により、損失およびレピュテーションの毀損が発生する可能性がある。

ナティクスは、数種類のオペレーショナル・リスクにさらされている。これらのリスクには、過程および手続上の欠点、（外部および内部の）不正行為、外部要因、システムの故障または利用不能ならびにサイバー犯罪が含まれる。

事業の性質により、ナティクスは、その業務に大量の取引を処理することが要求され、その一部はより複雑化しているため、通信および情報システムに大きく依存している。ナティクスは、データ交換の品質を最優先事項としているが、かかる通信および情報システムの運転停止、中断または故障は、顧客関係管理、総勘定元帳、預金および貸付取引処理またはリスク管理に使用するシステムの不具合または中断を引き起こす可能性がある。相互接続性が増大する限り、ナティクスは、清算機関、外国為替市場、クリアリングハウス、保管機関その他の金融仲介機関または外部のサービス・プロバイダーの破綻または運営上の失敗のリスクにさらされる。その他のコントロール機能と同様に、ナティクシスのオペレーショナル・リスクの機能は、外注業務についてEBAの規制に一致したGroupe BPCEのコンプライアンス・プログラムの一環として、仕入先由来のリスクの評価に貢献している。

ナティクスはまた、サイバー犯罪リスクにもさらされている。サイバー犯罪は、会社、従業員、パートナー、顧客および取引相手方に重大な損失を被らせることを目的とし、データ（個人情報、銀行情報、保険情報、技術情報または戦略情報）、プロセスおよびユーザーにアクセスするため、より高度な説得を実現す

るための人工知能に基づくものを含むデジタル上での様々な不当および／または不正な行為を犯すことを指す。あらゆる会社（特に銀行部門）の財務およびレピュテーションに重大な影響を与える可能性のある複雑かつ進化する脅威に、会社のデータ資産はさらされている。サイバー攻撃を行う犯罪組織の巧妙化が進み、規制当局および監督当局は情報通信技術（ICT）リスク管理の重要性を強調し始めている。サイバー犯罪のリスク防止はナティクスにとって最優先事項であるため、ナティクスは、その情報システム（IS）部門とテクノロジー・リスク管理部門間の連携を通じて、かかる当局が策定したガイドラインの実施に取り組んでいる。これにより、特に情報システム・セキュリティに関するリスクの解析が進み、全従業員のISセキュリティ問題に関する認識を向上させる広範囲にわたるキャンペーンが実施された。

2026年上半期中、サイバー犯罪関連の事件は、ナティクスの財政状態またはレピュテーションに重大な悪影響を与えなかった。しかし、サイバー攻撃は絶えず進化しますます高度になっており、地政学上の展開を考慮して、上記の方策は、将来ナティクス、その従業員、パートナーおよび顧客を完全に保護するためには十分でないおそれがある。かかる攻撃の発生は、ナティクスの顧客サービスを妨害する可能性があり、機密情報の書換えもしくは暴露または事業中断および（さらに広く見れば）ナティクスの事業、財政状態およびレピュテーションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーション上の問題は、テロ攻撃、自然災害または重大な健康危機などの不測の事態または壊滅的な事象の結果としても発生する可能性がある。この種の事象に対処するため、ナティクスは事業継続計画（BCP）ならびに組織における運用面および技術面の強靱性を保証することを目的としたテクノロジー・リスク管理枠組を含むそのセキュリティ・ネットワークに依拠している。この枠組は、最近の危機管理における有効性を実証している。

ナティクスは、通信および情報システムの中断、障害または情報システムの侵害の発生防止に努めており、特に第三者のシステムのための統制枠組を導入している。しかしながら上記事象の例外的な発生により、事業の損失、その他の損失および追加的費用が発生し、ナティクスのレピュテーションを毀損する可能性がある。

ナティクスのレピュテーションの毀損は、ナティクスの競争優位性に影響を及ぼし、財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ナティクスのレピュテーションは、事業を行う上で極めて重要である。現在のナティクスのレピュテーションのおかげで、ナティクスは、顧客、従業員、仕入先、パートナーおよび投資家との信頼関係を維持することができる。

本項に記載された1つまたは複数のリスクが発生した場合、発生した回数にかかわらず、透明性の欠如またはコミュニケーション・エラーによりナティクスのレピュテーションが損なわれる可能性がある。今日、ソーシャル・メディアの利用が拡大することで、レピュテーション・リスクがより高まっている。レピュテーション・リスクそのもののマイナスの影響に加えて、ナティクスのレピュテーションの毀損が事業の損失を引き起こし、またはその競争優位性に影響を及ぼして、ナティクスの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産運用事業の特定の事例においては、レピュテーション・リスクおよび関連する潜在的な損失は、投資の一連の行為（投資が関係会社による各種投資ファンドの運用のレベルにあるか、Natixis Investment Managersおよび／またはナティクスによる直接投資（すなわち、外部買収、シード・マネーおよびスポンサーシップ事業）を通じたものかを問わない。）の様々な側面と密接に関係している。ナティクス、Groupe BPCEまたはその他の関係会社のレピュテーションに影響を及ぼすコンフィデンス・ショックの発生は、ファンドからの資金流出、運用資産の減少およびその結果としての事業収益の減少につながる可能性がある。

戦略および事業リスク

厳しい市場または経済状況は、ナティクシスの収益性および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産運用およびウェルス・マネジメントならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング事業は、金融市場の変化ならびに一般的にはフランス、欧州および世界の経済状況における変化に敏感である。

結果として、ナティクスは以下のリスクに直面している。

- ・ ナティクスが事業を行う主要な市場は、世界的な貿易の変化（特にコモディティおよびエネルギーの価格変動ならびに世界のサプライチェーンの逼迫）、特に関税の賦課および輸入制限により特徴付けられる米国が仕掛けた貿易戦争、地政学的状況の変化（特にウクライナおよびロシア連邦の間で続く紛争、イラン、米国およびイスラエルが関与する軍事的緊張の高まりによって最近悪化している中東の軍事紛争ならびに紅海における緊張に関連するもの）、国内情勢、フランスのソブリン格付またはその他のあらゆる種類の不確実性に関連する不確実性等より影響を受ける可能性がある。
- ・ 不利な経済状況がナティクシスの顧客の事業および運営に対して影響を及ぼし、貸付金および売掛金のデフォルト率の上昇ならびに不良債権のための引当金の増加につながる可能性がある。これらの引当金または計上された引当金を超える実現損失の著しい増加により、ナティクシスの業績および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。
- ・ インフレが進行するマクロ経済状況下において、中央銀行の超緩和的な金融政策の終了により、金利は2022年および2023年に上昇し、その後2024年から2026年初めにかけて徐々に低下した。しかし、2026年上半年期にはこの動きが停滞し、デフレ状況を背景に当初は引下げに向かっていた政策金利の水準に関する見通しが、徐々に引上げへと転換した。米国連邦準備制度理事会は半年間を通じて政策金利を据え置いた一方、欧州中央銀行は2026年6月に25ベースポイントの利上げを初めて実施した。ナティクスが事業を行う地理的地域の中央銀行による調整不十分な金融引締めから潜在的に生じる可能性のある景気後退のリスクに加え、望ましくないソブリン・スプレッドの拡大に起因するユーロ圏の異なる加盟国のソブリン債間での裁定取引リスクもありうる。ECBは、2022年に分断を防ぐ措置を導入したが、これが実施されなければ2011年のソブリン債務危機の再来につながる可能性がある。
- ・ 債券、株主資本またはコモディティ市場での価格の下落は、これらの市場における事業量を低下させ、ナティクシスの収益にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 様々な資産クラスの市場価格の下落により、特にマネジメント・フィーが課される資産の減少により、Natixis Investment Managersの運用会社の業績に悪影響を与える可能性がある。
- ・ 実際のまたは予想された不利な経済状況に応じて採用されたマクロ経済方針は、意図しない影響を有する可能性があり、金利および為替レートなどの市場パラメーターに悪影響を及ぼすことがある。これにより、最も市場リスクにさらされているナティクシスの業績にも影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 把握された良好な経済状況は、一般的にまたは特定の事業部門において、基礎となる原資産のなす実際の価値と相互関係のない資産価格バブルを引き起こす可能性がある。これは同様に状況が不利に傾いた際の反落の悪影響を悪化させ、ナティクシスの事業に損失を与える可能性がある。
- ・ 著しい経済的混乱（2008年の金融危機、2011年の欧州のソブリン債務危機、2020年のCOVID-19危機、2022年以來のウクライナとロシア連邦の軍事紛争および2026年以來の中東とイランの軍事紛争、過剰な財政赤字またはフランスのソブリン格付の大幅な格下げ等）は、特に、その混乱が、ナティクスへの融資および一定のクラスの資産の予想された市場評価価格での売却を困難にさせる、または極端な場合、そのすべての資産の売却さえ不能にさせる市場流動性の欠如によるものである場合、ナティクシスのすべての事業に対して厳しい悪影響を与える可能性がある。
- ・ 金利の上昇または低下は、金利リスクに対する感応度が限定的なナティクシスの事業にわずかな影響しか与えない見込みである。参考までに、2026年6月30日現在、2022年10月の最新のガイドラインにおいてEBAにより定義される6つの規制上のストレス・シナリオに従った平行的な推移（規制フロア）に対するナティクシスの連結範囲内の主要な事業体の経済価値の感応度は、マイナス44.5百万ユーロ未満（すなわちナティクシスのTier 1 資本の0.27%未満の影響）となった（上方および下方ショックの結果の非対称性は、EBAのクロス・カレンシー集計規則の適用に関連している）。しかし、金利変動がGroupe BPCEの他の事業（特にリテール・バンキングおよび個人向け保険）に及ぼす影響は、ナティ

クシスに割り当てられる資金に不利な結果をもたらし、ナティクスシスの事業、業績および資金比率の管理に影響を及ぼす可能性がある。

戦略計画の目標の一部は達成できない可能性があり、これによりナティクスシスの事業、財政状態および業績が潜在的に重大な影響を受ける可能性がある。

2024年6月、Groupe BPCEは、VISION 2030年戦略計画を提示した。このプロジェクトは、2030年を目標とする当行グループおよびその事業分野の主要な戦略的優先事項の概要を示し、2026年の商業、財務および非財務目標を伴っている。ナティクスシスコポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（Natixis CIB）ならびにNatixis Investment Managers（Natixis IM）は、Groupe BPCEの戦略計画、特に多角的な成長という目標に全面的に貢献している。

人材に牽引され、Natixis CIBは、多角的な成長、転換の中心でのポジショニングおよび適合モデルを通じて、重要な専門分野で世界的なリーダーとなることを目指している。この目標は、以下の分野の発展に基づいている。

- ・ 特に、顧客のニーズをより良く満たすためのカバレッジ、アドバイザリーおよびM&A業務の強化、ならびに、特に北米、アジア太平洋および中東を中心とした国際展開の加速による重要な専門分野において、世界的なリーダーの一員として地位を確立するためのフランチャイズの持続的な成長
- ・ 戦略的対話およびESGアドバイザリー・サービスの展開により、転換の中心に位置づける。
- ・ 特にインフラにおいて、組成能力の強化を可能にする、販売の増加による「販売に向けた組成」モデルの拡大

Natixis IMの2030年の目標は、顧客のニーズをすべて満たすように設計された積極的かつ確信に基づく投資戦略およびソリューションを提供し、顧客の好ましいパートナーとなることである。この目標は、以下の分野の発展に基づいている。

- ・ 販売プラットフォームの強化を継続することにより、適合販売モデルによってリーチを拡大させた。
- ・ 個人資産プラットフォームの開発を含む、顧客の目標に合ったアクティブな投資戦略とソリューションの範囲の拡大
- ・ 特に、当行が保険等のキャプティブ資産の管理ノウハウを拡大することを可能にする新たなパートナーシップを構築することにより、各戦略的専門分野でクリティカルマスを達成した。
- ・ 組織の簡素化、インフラの産業化および新技術への多大な投資による業務効率の向上

これらの発展に係る優先事項を達成できない場合、もしくは誤って実行した場合、戦略計画で定義されているように、ナティクスシスの財務軌道にマイナスの影響を及ぼす可能性ならびに／またはナティクスシスおよびその事業分野のレピュテーション・リスクにつながる可能性がある。

特にモデルの使用に基づいたナティクスシスのリスク測定枠組の機能不全時には、ナティクスシスは未確認または予期せぬリスクにさらされる可能性があり、これによりナティクスシスの業績および財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

モデルの使用に基づいたナティクスシスのリスク測定枠組は機能しなくなるおそれがあり、ナティクスシスを未確認または予期せぬリスクにさらすことで、大きな損失につながる可能性がある。

モデルに頼ることが多いリスク管理技術は、特定の種類のリスクに対して不十分であることが明らかになる可能性がある。例えば、ナティクスシスがリスク管理に使用する格付またはVaRの測定モデル（2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報－第3 事業の状況－3 事業等のリスク－(2) リスク管理－(e) 市場リスク－③ 市場リスクの測定方法」に定義される。）のいくつかは、過去の市場行動の観測に基づいている。その後、ナティクスシスは、そのリスク・エクスポージャーを数量化するため、主にこれらの観測について統計的な分析を実行する（リスク管理枠組の詳細については、2025年度有価証券報告書の「第一部 企業情報－第3 事業の状況－3 事業等のリスク－(2) リスク管理－(e) 市場リスク－④ 定量的市場リスクの測定データ」を参照のこと。）。使用される測定基準およびツールは、ナティクスシスが自身の統計モデルにおいて予測しない、正確に評価しないもしくは考慮しない可能性があるという要因の結果として、または予期してい

なかった前例のない市場動向を要因として、将来のリスク・エクスポージャーに関する不正確な結論を生じさせる可能性がある。このため、ナティクスのリスク管理能力が低下する可能性がある。

さらに、ナティクスの数量的モデルは、すべてのリスクを考慮するものではない。特定のリスクは定性的な分析の対象となるが、これが不適切であることが判明し、ナティクスを予期せぬ損失にさらす可能性がある。

ナティクスは、買収または提携（ジョイントベンチャーを含む。）については、ナティクスの対外的な拡大方針を実装しかつ新しい事業体を統合する上で困難に直面する可能性があり、これによりナティクスの収益性に悪影響が及んだり、損失を被ったり、またはそのレピュテーションが毀損される可能性がある。

ナティクスは、対外的な拡大またはパートナーシップの機会を検討する可能性がある。ナティクスは、買収する企業または参加予定のジョイントベンチャーの綿密な分析を行う予定であるが、一般的にはこれらを徹底的に評価することは不可能である。結果として、ナティクスは当初は予想していなかったコミットメントを負担しなければならない、またはリスクを負う可能性がある。同様に、買収した企業またはジョイントベンチャーの実際の業績が期待外れであることが判明する可能性、予想したシナジーの全部もしくは一部が達成されない可能性、または費用が予想以上に著しくかさむ可能性がある。ナティクスはまた、予想を上回る統合費用等、新しい事業体を統合するにあたって困難に直面する可能性もある。発表した対外的な拡大への活動の失敗または新しい事業体もしくはジョイントベンチャーの統合は、ナティクスの収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

特に、これらの対外的な拡大に向けた取引の期間中ののれんの計上は、収益の悪化が継続しているときの（定期考査の間の）財務諸表上の減損または売却時の損失の計上につながる可能性がある。2026年6月末現在、ナティクスののれんは3.177十億ユーロであり、そのうちコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングは86百万ユーロならびに資産運用およびウェルス・マネジメントは3.090十億ユーロであった。ジョイントベンチャーの場合は、ナティクスの管理が及ばないシステム、統制および人材に依存している限り、ナティクスは追加のリスクおよび不確実性にさらされ、またこのために、責任を負い、損失を被りまたはレピュテーションが悪化する可能性がある。さらに、ジョイントベンチャーにおけるナティクスとパートナー間の対立または意見の不一致は、ジョイントベンチャーの一部として追及される利益にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

また、対外的な拡大に伴う取引に関連する訴訟が生じる可能性があり、訴訟により統合プロセス、財務上の利益または期待されるシナジー効果に不利な影響が生じる可能性がある。

気候リスクおよび環境リスクの物理的要素および移行的要素ならびにそれらが経済プレーヤーへ及ぼす影響は、ナティクスの事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

気候リスクおよび環境リスクとは、気候変動および環境悪化の財務・非財務的影響をいう。これらのリスクには、直接的なもの（すなわち銀行自体の営業に関連するもの）および間接的なもの（すなわち銀行の顧客および取引相手方に関するもの）があり得る。これらは、事業経営の一環として通常監視されるリスク（信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク等）を悪化させる要因であり、また、ナティクスにレピュテーション・リスクをもたらす可能性もある。

気候リスクおよび環境リスクについては、物理的リスクと移行リスクとを区別すべきである。

- 物理的リスクは、異常気象事象（熱波、地滑り、洪水、遅霜、火災および暴風雨、または水質、土壌および大気汚染、または水不足等）（異常気象の深刻度および頻度は気候変動により増大する。）のみならず気候または環境の長期にわたる緩やかな変化（降水率の変化、海水位および平均気温の上昇、または生物多様性の喪失および天然資源の枯渇等）により発生する経済コストに相当する。これらのリスクは、経済プレーヤーの活動に直接的影響（資産の損害および入手難、流通および供給能力の障害等）またはマクロ経済環境を通じての間接的影響（生産性の低下、地域の経済的魅力的減少等）を及ぼし、財政状態を悪化させ、経済資産の評価額を低下させる可能性がある。
- 移行リスクは、より持続可能かつ低炭素型経済への移行の結果起こり得る規制の変更、技術の躍進、または利害関係者（顧客、従業員、市民社会等）の予想に変化をもたらす社会・人口動態の変化に関連する。これらの変化は、ビジネスモデルの全部または一部に疑問を投げかけ、経済プレーヤーに多

大の投資の必要性をもたらす可能性がある。また、これらの変化は、移行の目的に合致しない経済資産の評価額の損失をもたらす、事業部門の次元でマクロ経済に影響を及ぼす可能性もある。

気候リスクおよび環境リスク（物理的リスクまたは移行リスク）が取引相手方に及ぼす影響は、財務に関連するリスクの増大を通じて、ナティクスに財務損失をもたらすおそれがある。また、ナティクスは、気候リスクおよび環境リスクのリスク要因に関連するオペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスクまたは法的リスクへのエクスポージャーが増大するために財務損失を被る可能性もある。

法規制の動向は、ナティクスおよびナティクスが活動する環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。

法律および規制は急速かつ継続的に進化している。こうした変化により、ナティクスはその事業の適応を余儀なくされる可能性があり、これによりナティクスの業績および財政状態が影響を受ける可能性がある（資本の増加または総資金調達費用の増加など）。

かかる方策のうち、適用された、または適用される可能性があるものは、すべてを網羅してはいないものの、いくつかは以下のとおりである。

- ・ 特定の種類の商品または事業の禁止または制限。これにより、ナティクスの収益源の多様性が部分的に影響を受ける。
- ・ 内部統制の要件の強化。これにより、リスクの監視およびコンプライアンスの目的のために人材および技術資源への多大な投資が必要となる可能性がある。
- ・ 資本要件の枠組の修正および内部計算モデルへの投資の必要性。例えば、欧州におけるバーゼル規制に関する変更（特に改訂されたバーゼル3）により、特定の業務のリスク加重資産の計算モデルまたは流動性比率の見直しにつながる可能性がある。この改革は、一部の例外を除き、2025年1月1日から適用されている改正欧州立法コーパスCRR（規則（EU）第575/2013号）で実施される。
- ・ いわゆるBMRベンチマーク規制（2016年6月8日付規則（EU）第2016/1011号。2025年5月7日付規則（EU）第2025/914号により改正）を変更し、適用範囲および負担を変更する。
- ・ 特に持続可能な開発および低炭素経済への移行に関連して、環境、社会およびガバナンスのリスクを特定、測定かつ管理するための新たな規範的規定を導入する（例えば金融商品規制の改正、情報開示要件の強化等）。特に、金融サービス部門におけるサステナブル・ファイナンス開示規制（SFDR）の見直しについて、欧州議会および欧州理事会レベルで現在進められている作業を踏まえる。
- ・ リスク管理およびSREP（監督上の検証・評価プロセス）における環境、社会およびガバナンス・リスクの考慮の改善。すなわち、注意義務に関するCSRD（企業サステナビリティ報告指令）およびCSDDD（コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令）を改正するオムニバス指令案、EUタクソノミー、SFDR（サステナブル・ファイナンス開示規制）の改正案、ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）の改正案に基づき、欧州企業のサステナビリティ報告および情報開示義務を簡素化することを目的とした欧州の規制規定
- ・ 環境リスク要因による悪影響に対する金融機関の回復力を検証することを目的とした新たなシナリオの分析義務を導入し、それにより、大幅な人的・物的投資を義務付ける（環境シナリオ分析に関するESGガイドライン）。
- ・ サイバー・レジリエンス要件の強化。特に2025年1月17日からすべてのEU加盟国において適用されているDORA規則（デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法、規則（EU）第2022/2554号）の適用を通じて行う。
- ・ フランスのグリーン産業法（2023年10月23日付第2023-973号）の要件を実施するグリーン産業
- ・ 特に2023年4月18日に公表された欧州委員会の提案に従った、銀行危機管理および預金保証枠組（CMDI）の強化。欧州議会の本会議によって2024年4月に採択されたこの提案により、預金保証・破綻処理基金のより広範な利用につながり、当行グループの預金保証・破綻処理基金への拠出が増加する可能性がある。2025年6月25日、欧州連合の理事会および議会は、この提案について政治的合意に達したと発表した。CMDIパッケージの最終案は、2026年4月20日に欧州連合官報に掲載された（特に、BRRD指令を改正する指令（EU）第2026/806号および預金保険制度指令を改正する指令（EU）第2026/804号）。これらの規定の大部分は、2028年5月11日から適用される。

- ・ EMIR規制の見直し（2024年12月4日にEU官報において本文が公表された、「EMIR3.0」の見直し。すなわち、2024年11月27日の欧州議会および欧州理事会の規則第2024/2987号（2024年12月24日に施行された。））ならびに2024年11月27日の指令第2024/2994号（遅くとも2026年6月25日までの国内法化が必要とされる。））の一環として、新たな義務を導入。特に、欧州の経済プレーヤー金融機関が顧客に対して求める情報要件、株式オプション制度およびEUのクリアリングハウスにおける活動口座の資金調達に関する要件の較正である。
- ・ リスク保有要件を明確化し、EUにおける好調、安全かつ健全な証券化市場の発展に貢献するための規制技術基準（RTS）の実施（2022年4月12日にEBAが公表）
- ・ 金融商品市場指令および金融商品市場規則の本文の改正に起因する新たな規定の適用。すなわち、第二次金融商品市場指令を改正する指令第2024/790号（2025年9月29日までに国内法に組み込まれるべきであった。）および金融商品市場規則を改正する規則第2024/791号（2024年3月28日に施行された。）
- ・ リテール投資戦略（RIS）として知られており、特に2023年5月24日に欧州委員会により発表され、2026年9月に欧州議会での最終投票が予定されている一般投資家の利益および金融市場に対する信頼の強化を目的とした、一般投資家向け戦略を通じた一般投資家の保護の強化
- ・ 暗号資産の出現、中央銀行のデジタル通貨に関する議論およびロボット化に関連する、または決済サービスおよびフィンテック分野における技術開発に起因するデジタル化および技術革新についての規制の変更、創設または強化。これには、欧州議会の経済通貨委員会が2026年6月23日に採択した単一通貨パッケージや、現在意見募集されているMiCA規制の今後の見直しなど、欧州連合レベルでの立法措置が含まれる。
- ・ 人工知能の利用の規制（特に、すべての経済分野に適用される人工知能システムに関する規則を定めた、人工知能に関する2024年6月13日の欧州議会および欧州理事会の規則（EU）第2024/1689号（AI法）が2024年7月12日にEU官報において公表されたことによるものである。）かかるAI法に関する規則は、2026年8月2日の施行から24ヶ月後に全面適用される。例外として、許容できないリスクを伴うAIシステムに対する禁止措置は2025年2月2日に施行され、汎用目的型人工知能モデルに関する義務は2025年8月2日に施行された。
- ・ 仲介機能の流れに沿った銀行モデルへの転換および決済サービス指令2（PSD 2）といった欧州の「オープンバンキング」または「オープンファイナンス」を目指した主導権競争の激化
- ・ 銀行に対して、欧州の銀行システムの安定性を保証するため、ならびに公共財政および実体経済に対する銀行破産の影響を限定的にするための多大な財政貢献の要求
- ・ 欧州レベルでの金融取引税の導入
- ・ 指令、銀行に直接適用される規則ならびに新しい欧州のマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CTF）の監督機関の構築から構成される、2024年5月31日の欧州AMLパッケージの導入に従った新しい義務の負担
- ・ 市場インフラ、ポストトレードおよびパイロットレジーム（規則（EU）第2022/858号）または市場監督に適用される規則の変更を、市場統合・監督パッケージ（通称「MISP」）を通じて行う。その草案は、現段階では2つの規則と1つの指令で構成されており、2025年12月4日に公表された。

また、ナティクスは、その様々な管轄区域において、複雑かつ変化に富んだ税制に従っている。適用ある税制の変更、かかる変更の解釈についての不確実性またはそれらの影響により、ナティクスの事業、財政状態、費用および業績は悪影響を受ける可能性がある。

この法的および規制環境の変化の中で、これらの新たな措置がナティクスに対してどのような影響を及ぼすか予想することは困難である。さらにナティクスは、プログラムを更新または開発してこれらの新たな法的処置および規制措置に対処するため、またはそれに対応し、もしくはそれに備えて、情報システムを更新および開発するための膨大な費用を被り、かつ今後も被る可能性がある。かかる施策にもかかわらず、ナティクスはまた、すべての適用ある法律および規制を完全に遵守することができない可能性があり、ナティクスは罰金または行政処分を受ける可能性がある。

ナティクスが適任の従業員を惹きつけ、定着させられるかは、事業の成功において極めて重要であり、そのいかなる失敗も業績および財政状態を著しく悪化させるおそれがある。

2026年6月30日現在、ナティクスは、世界中で15,348名の（有期および無期雇用契約の）従業員（金融投資を除く。）を雇用しており、その所在地は、48.8%がフランス、24.6%がEMEA地域、17.6%が南北アメリカ大陸および9.0%がアジアおよびオセアニアである。勤労学生およびVIE従業員を含めると、ナティクスは合計16,168名の従業員を擁している。

ナティクスの業績は、これらの人々に密接に結びついている。実際にナティクスの事業モデルは、適任の従業員の雇用を要する専門事業分野に基づいている。さらに、2008年の金融危機に関連するより厳しい規制要件により、逼迫した求人市場（希少性かつモバイルプロフィール）を利用する必要のある専門分野において、ナティクスの事業部門の規制に対する強化および規制への対応を行う必要が生じた。ナティクスの成功は、経営陣、リーダーまたは従業員となる主要な人々を定着させる能力ならびに継続して適任の専門家を強く惹きつける能力に部分的に依拠している。高い労働移動率または人材の流出は、ナティクスの重要分野におけるスキルおよびノウハウに影響を与えるおそれがあり、ナティクスの事業の見通しが縮小して財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

例えば、2021年以降、ナティクスは人材の獲得と定着を促進するハイブリッド勤務方針を導入している。この取組みは、当行の全体的なパフォーマンス（協働、情報共有、迅速な対応）だけでなく、職場での生活の質（インクルージョン、チームワーク）も維持するため、各チーム内の規則および管理規定に基づいて運用されている。この制度に加え、グローバルなヘルスケアポリシーおよび「介護者支援」プログラムの一環として、ナティクスはフランスにおいて、介護を行う従業員を対象に、年15日間の追加リモートワーク制度を設けている。

また、金融部門は、従業員の報酬政策、特に変動報酬の決定方法および支払方法に関する特定の規制上の枠組の対象となっている。世界中に適用されるこれらの規制は、ナティクスの人材を惹きつけかつ定着させる能力を制約する可能性がある。銀行の業務の開始および遂行ならびに銀行および投資会社の健全な監督についての2013年6月26日の欧州議会および理事会の指令（EU）第2013/36号（「CRD 4」）は、2014年から、欧州経済領域（「EEA」）の機関に適用され、2019年5月20日の欧州議会および理事会の指令（EU）第2019/878号（「CRD 5」）により改正され、また2024年5月31日の欧州議会および理事会の指令（EU）第2024/1619号（「CRD 6」）は、特に報酬についてその固定部分に関連して変動部分の上限ならびにかかる報酬の変動部分の繰延、条件付きおよび指数付き支払いを定めている。この制約により、特にEEA域外において、これらの規制要件の対象外である現地の競合他社に対峙した場合に、ナティクスの魅力的な報酬水準および構造を提供する能力、ひいては従業員を惹きつけかつ定着させる能力が低下する可能性がある。

ナティクスの有価証券の保有に関するリスク

Groupe BPCEが破綻処理を行う場合、ナティクスの証券保有者および特定のその他のナティクスの債権者は、損失を被る可能性がある。

信用金融機関および投資会社の再建ならびに破綻処理に関する枠組を設定する指令（EU）第2014/59号（「BRRD 1」）は、単一の破綻処理メカニズムおよび単一の銀行破綻処理基金に基づく信用金融機関の破綻処理に係る規則および統一的な手続を策定した2014年7月15日付規則（EU）第806/2014号の規定にフランス法を適応させた2015年8月20日付政令第2015-1024号により、フランス法として国内法化された。このBRRD 1は、金融システムに付随するシステムック・リスクに対処し、特に危機発生時の政府による財政的な介入を回避するため、破綻処理当局に「ペイルイン」の権限を与える単一の破綻処理メカニズムを設定することを主な目的としている。2019年5月20日付指令（EU）第2019/879号（以下「BRRD 2」といい、BRRD 1と併せて、以下「BRRD規則」と総称し、随時改正される。）はBRRD 1を改正し、2020年12月21日付政令第2020-1636号によりフランス法として国内法化された。特に、BRRD規則において規定された権限により、破綻処理当局は、BRRDの対象となる金融機関または金融機関が属するグループが債務不履行に陥り、または陥りそうになった場合、当該金融機関の有価証券および適格債務について、減額、消却または株式への転換を行うことができる。この「ペイルイン」のメカニズムの利用可能性に加え、BRRDは、破綻処理当局に対してより広範な権限を付与しており、破綻処理当局は特に、(1)事業体に対して、認可の条件を遵守し、市場から十分な信頼を得て承認された活動を継続するために、（必要な場合）当該事業体の法形式を変更することによって、

当該事業体の資本を増強するよう強制することができ、また、(2)債権もしくは負債性金融商品の価値を低下させ、資本化のためにブリッジ機関に譲渡する目的で、もしくは事業売却の一環として債権もしくは負債性金融商品を持分証券に転換し、または資産運用ビークルに対して償還請求権を行使することができる。

2026年6月30日現在、ナティクスのCET1資本（普通株式等Tier1）は、予想される分配の純額で12.9十億ユーロ、Tier1資本合計は16.7十億ユーロ、規制上のTier2資本は2.2十億ユーロとなった。

BPCEに関連する機関として、つまりフランス通貨金融法典第L.511-31条の意味におけるGroupe BPCEの中央機関として、またすべてのGroupe BPCE関連会社および中央機関を結束する完全かつ包括的な法的連帯によって、BPCEおよびNatixis S.A.を含むGroupe BPCEのすべての関連会社が債務不履行に陥った場合にのみ、Natixis S.A.は破綻処理措置の対象になる可能性がある。ナティクスを含むGroupe BPCE全体の財政状態が悪化した場合、または悪化しているようにみえた場合、BRRDが提供する破綻処理措置の実施が、Natixis S.A.が発行する有価証券の市場価値をより急速に下落させる可能性がある。

BPCEおよびNatixis S.A.を含むそのすべての関連会社が破綻処理手続の対象となった場合、BRRDによって破綻処理当局に与えられた権限の行使の結果として、Natixis S.A.の証券保有者は損失を被る可能性があり、当局は以下のことを行う可能性がある。

- Natixis S.A.の資本証券および適格有価証券の全部または一部の減損。これにより、これらの証券の価値のすべてまたは一部の損失につながる。
- 適用対象となる金融商品の全部または一部のNatixis S.A.の株式への転換。その結果、希望していないにもかかわらずNatixis S.A.の株式を保有することとなり、これらの株式を転売した場合に経済的な損失が生じる可能性がある。
- 金銭的条件および償還条件を変更できる適格有価証券の契約上の条件の変更。かかる変更が利率の低下または満期の延長につながり、上記金融商品の価値に悪影響を与える可能性がある。

さらに、Groupe BPCEレベルにおける破綻処理措置の実施は、これらの金融商品について要求される支払いを行うNatixis S.A.の能力、より一般的には、第三者に対する支払義務を履行する能力に重大な影響を与える可能性がある。実際に、Natixis S.A.が発行プログラムに基づき発行する債券は、（フランス通貨金融法典第L.613-30-3-I 3条にいう。）Natixis S.A.による一般、無担保かつ上位の契約上の義務に該当する。これらの有価証券は、劣後の債権および負債性金融商品（普通株式等Tier1資本証券、追加的Tier1資本証券およびTier2資本証券）が「ペイルイン」措置の対象となった場合、最後の手段としてその対象となる可能性がある。いかなる場合においても、持分証券の保有者は、Natixis S.A.の減損による影響を最初に受ける。

(2) リスク管理

(a) 市場リスク

定量的市場リスクの測定データ

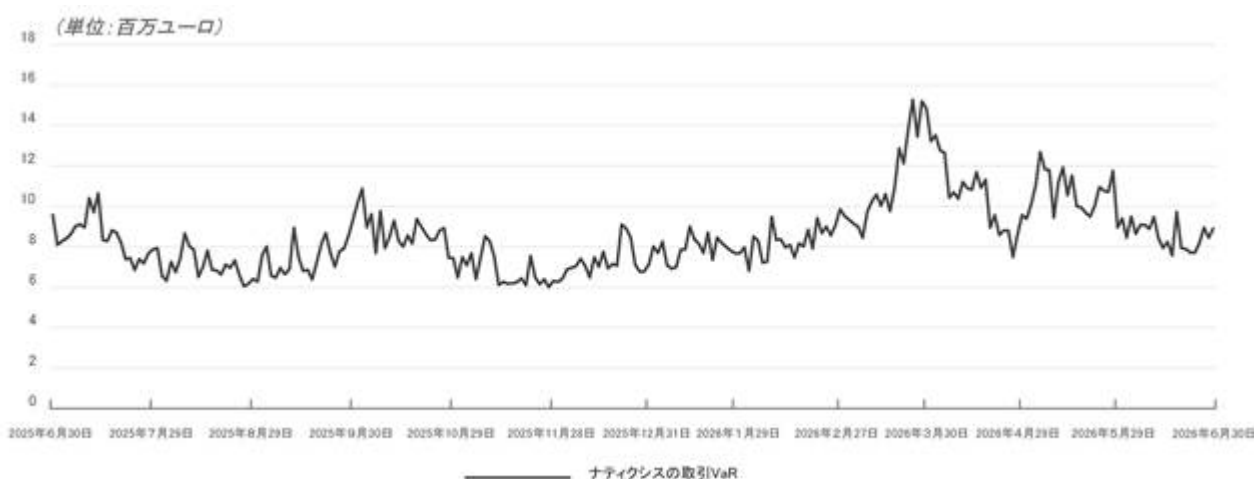
(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

ナティクシスのVaRの変動

ナティクシスのトレーディング勘定に関するVaRの水準は、平均で8.5百万ユーロとなり、2025年11月28日に最低水準の6百万ユーロに、2026年3月25日に最高水準の15.3百万ユーロに達し、2026年6月30日現在では8.9百万ユーロとなった。

以下の図は、2025年6月30日から2026年6月30日までの期間の、VaRのトレーディング推移全体を示している。

■ ナティクシスの全体的なVaR—トレーディングポートフォリオ（信頼水準99%の1日VaR）



2026年3月末にVaRがピークに達したのは、地政学的緊張の高まり（半導体および海運ルート）に起因するボラティリティ・ショックならびに中央銀行による金利見通しの強化が相まって生じたためである。4月には地政学的緊張が一時的に緩和されたことに加え、テクノロジー部門の好調な業績が市場に安心感をもたらしたことから、VaRは低下した。

■ スcope別のトレーディングVaR合計の内訳

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

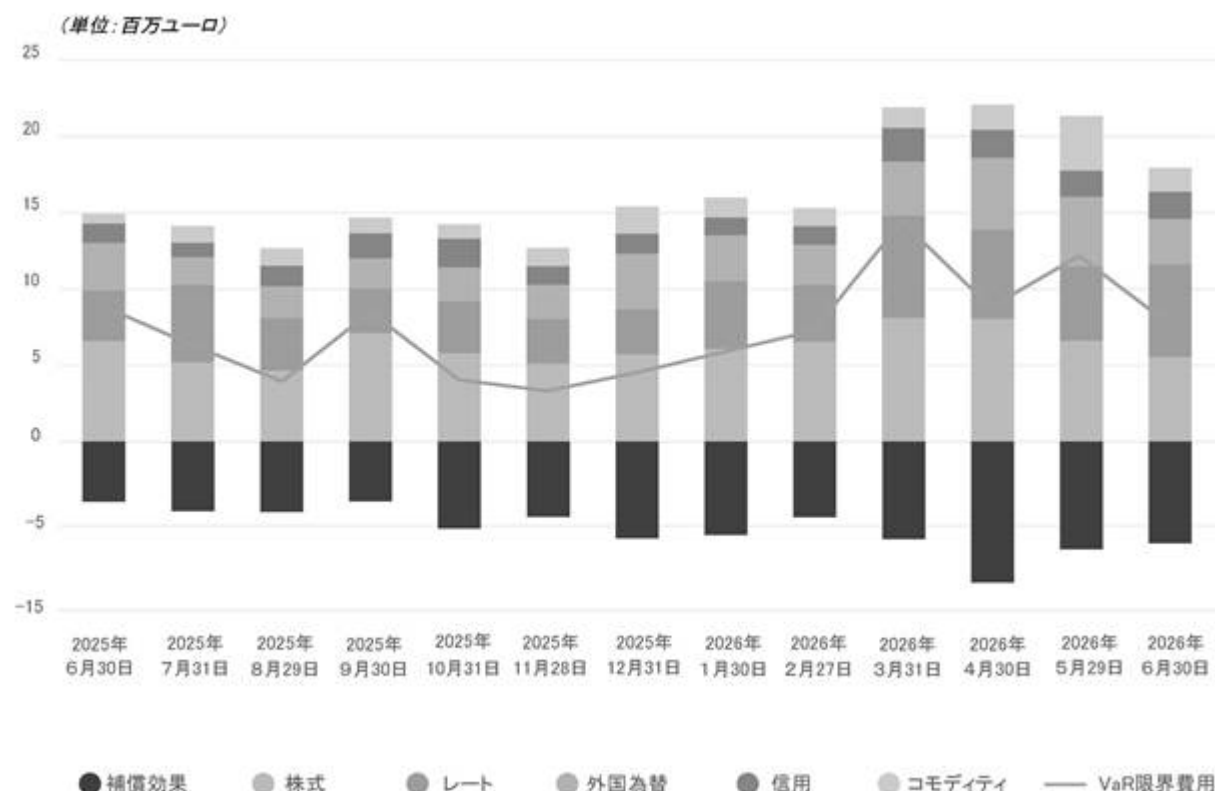
以下の表は、主要VaR数値を示している（信頼水準99%の1日VaR）。

(単位:百万ユーロ)	2026年6月30日
ナティクシスのトレーディング勘定	現在のVaR
ナティクス	8.9
内訳	
・グローバル・マーケット	8.9
・株式市場	5.5
・コモディティ	1.6
・フィクスト・インカム—信用プラットフォーム	1.8
・フィクスト・インカム—レートおよび通貨市場	7.4
・グローバル証券ファイナンス	4.8
その他ランオフ事業	0.5

2026年6月30日現在、事業別VaRは、8.9百万ユーロであった（これに対し2025年6月30日時点では9.6百万ユーロ）。最近の市場の混乱にもかかわらず、この安定性の維持は、商業活動が堅調に推移する中、慎重かつ厳格なリスク管理方法が継続されていることを反映している。

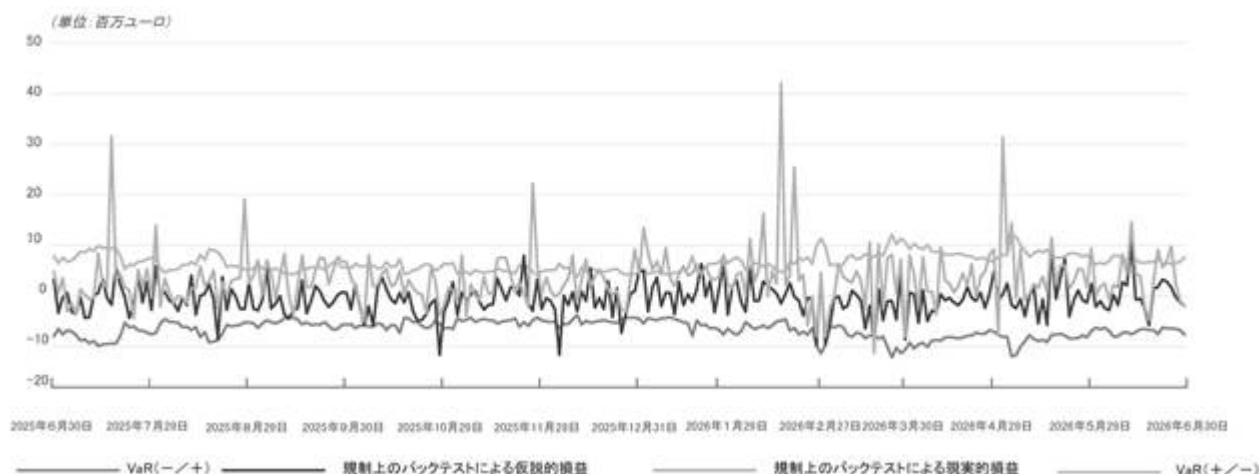
■ 事業分野別および相殺効果別の内訳

事業分野別のVaRの内訳は、主要なリスクの毎月の寄与およびVaRに関する相殺効果の実態を示している。



■ 規制上の範囲に関するナティクシスのバックテスト

以下のグラフは、規制上の範囲に関するバックテスト（VaR（信頼水準99%の1日VaR）により事前に計算された潜在的損失と、仮説的損益および実質的損益への影響との事後比較）の結果を示したものであり、VaR指標の頑健性の証明に利用される。

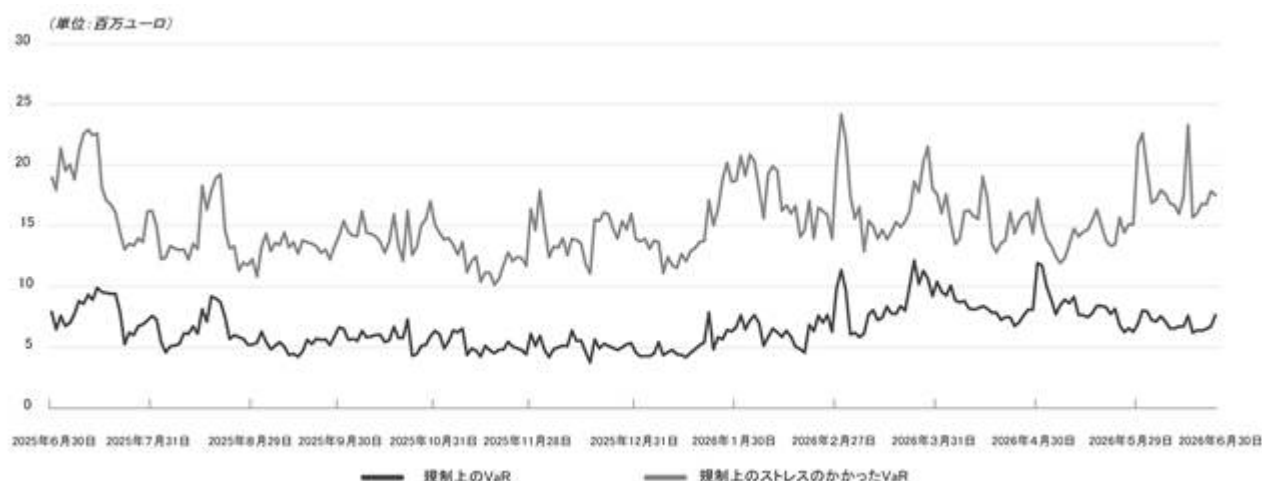


仮説的損益では、主に金利範囲における市場変動に起因する損失を受け、2025年10月29日、12月5日、12月29日および2026年3月19日の4回にわたり、超過損失が確認された。また、2026年3月19日同日時点の効果的損益においても、超過損失が確認された。

■ ナティクシスの規制上のストレスのかかったVaR

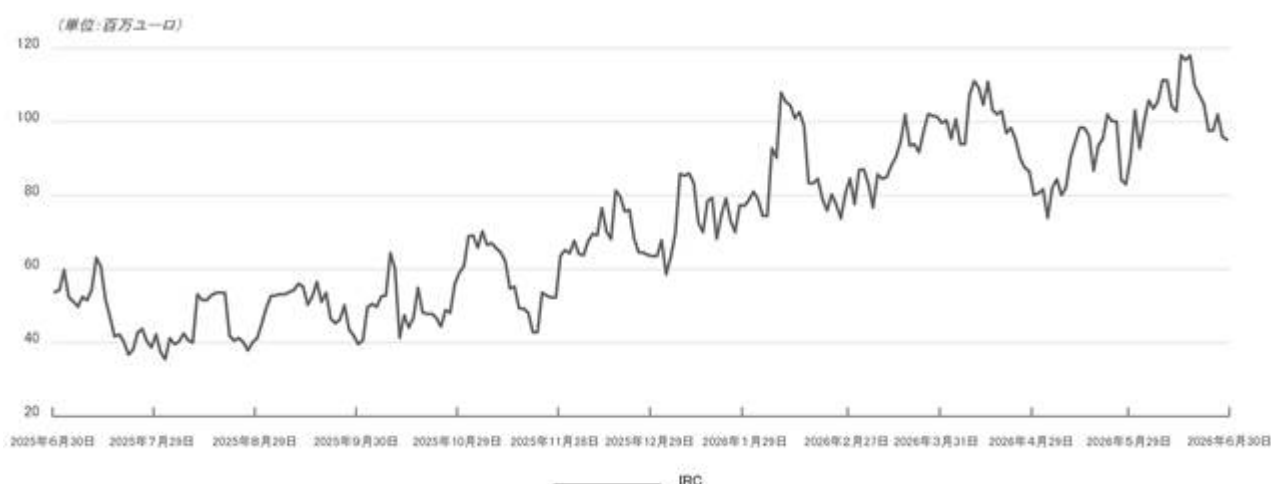
規制上のストレスのかかったVaRは、平均で15.2百万ユーロであり、2025年11月12日に最低水準の10.2百万ユーロに、2026年3月3日に最高水準の24.2百万ユーロに達し、2026年6月30日現在では17.5百万ユーロとなった。

規制上のストレスのかかったVaR（信頼水準99%の1日VaR）およびストレスのかかったVaR（信頼水準99%の1日SVaR）の変動



■ IRC指標

この指標は、規制上の範囲を対象としている。ナティクシスのIRCは、平均して57百万ユーロであり、2025年8月1日に最低水準の20.9百万ユーロに、2026年6月16日に最高水準の103.4百万ユーロに達し、2026年6月30日に80.5百万ユーロとなった。



2026年上半期におけるIRCの増加は、イタリアおよびフランスのソブリン証券へのエクスポージャーの増加に加え、欧州連合や欧州投資銀行等の発行体へのエクスポージャーの増加と関連している。

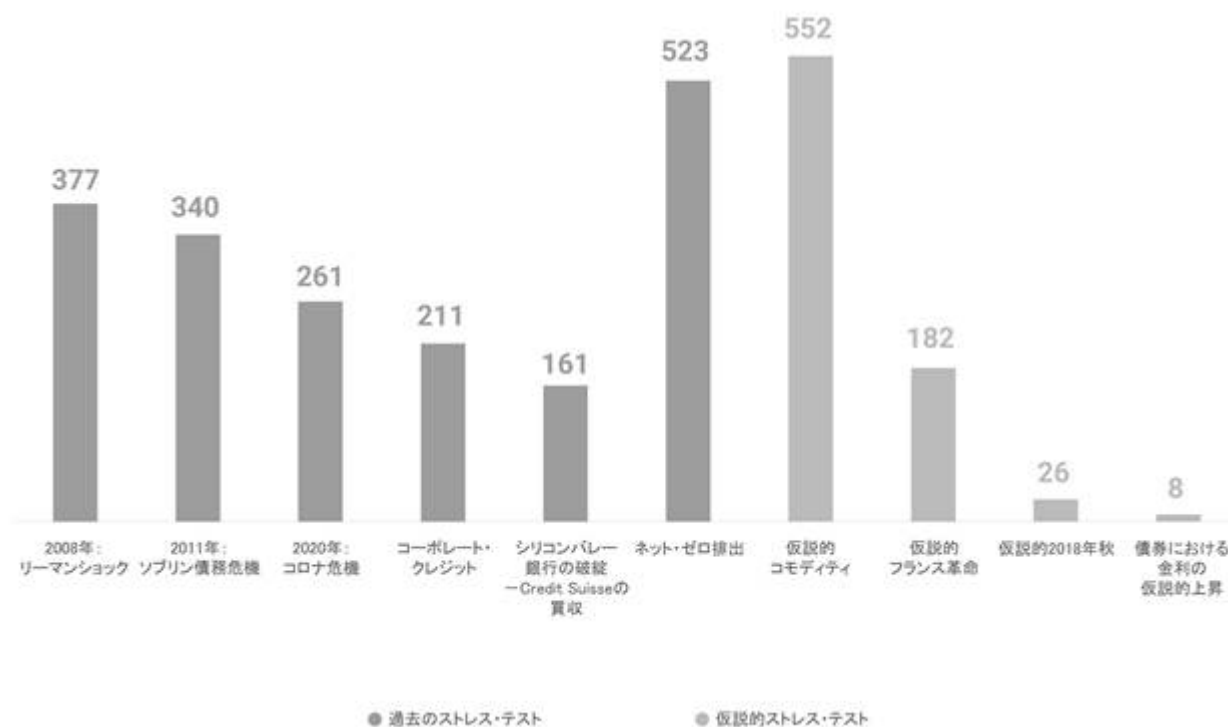
■ ナティクシスの範囲に関するストレス・テストの結果

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

全体的なストレス・テスト水準は、2026年6月30日現在、プラス264百万ユーロの平均に達した（これに対し2025年6月30日現在ではプラス185百万ユーロ）。

銀行の債務不履行を再現する仮説的ストレス・テストにおいては最低水準となった（2026年6月30日時点で、8百万ユーロ増）。

■ 2026年6月30日現在の全体的なストレス・テスト(単位：百万ユーロ)



(b) 資産負債管理**① 流動性リスクおよびファイナンス・リスクの管理****ファイナンス***(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)***経済および金融情勢**

2026年上半年は再び地政学的緊張に特徴付けられ、その影響はすべての金融市場に波及した。2月下旬には米国とイスラエルがイランに対する軍事攻撃を開始し、紛争の幕開けとなった。この紛争は瞬く間にホルムズ海峡を通過する原油輸送を混乱させ、海上輸送費を急騰させ、世界規模でのエネルギー価格の急上昇を招いた。原油価格は数年来の水準まで上昇した後、外交上の進展と海峡の段階的な再開への期待が広がる中で、6月には大幅な下落を開始した。ただし、地政学的状況はなお安定していなかった。貿易面では、2月20日、米国最高裁判所が国際緊急経済権限法に基づくトランプ政権の相互関税を無効とする判決を下した。これを受け、同政権は10%の一律関税率を導入し、追加の関税措置を講じることを視野に、新たな業界調査を開始した。この判決により世界的な貿易摩擦は一時的に緩和されたものの、法的および政治的な不確実性は依然として高い。

米国では、連邦準備制度理事会が上半期を通じて政策金利を据え置いた一方で、FOMC構成員の発言のトーンは数ヶ月の間に大きく変化した。1月には、現状維持の決定が10対2で可決され、クリストファー・ウォラーおよびスティーブン・ミラン両理事は利下げを主張した。6月の会合はケビン・ウォーシュ氏が初めて議長を務めたが、満場一致で現状維持の決定が採択されたにもかかわらず、今後の金利動向に関しては極めて対照的な見解が示された。9名の参加者は、2026年に少なくとも1回の利上げを見込んだ一方で、他の9名は現状維持または利下げを予想した。この見解の分散は、インフレ圧力の持続と、経済活動および雇用にのしかかるリスクとの間で中央銀行が直面しているトレードオフを反映している。マクロ経済面では、2025年第4四半期のGDP成長率は四半期ベースで0.5%であり、特に連邦政府の長期にわたる閉鎖の影響を受けたが、その後2026年第1四半期には家計消費と企業投資に牽引され、2.1%へと回復した。しかし、インフレの加速が主な課題である。PCEデフレーターは5月に前年比4.1%に達し、2023年4月以来の最高水準となった一方、コア指数は3.4%にとどまった。4月のCPIは3.8%と公表され、特にエネルギー、食品および家賃価格の上昇に牽引され、すでに予想を上回っていた。先行指標に関して、状況は複雑であり、製造業およびサービス業のPMIは総じて堅調であった一方、家計の実質購買力への圧力が強まる中、消費者の信頼感には脆弱性の兆しが見られた。労働市場は比較的安定を維持していたが、特にサービス業におけるインフレ圧力の拡大により、スタグフレーションのリスクが一段と高まった。

欧州中央銀行の金融政策は、上半期を通じて2つの明確な段階を経た。当年度初めには、インフレデータは物価圧力の鈍化を示しており、1月のHICPインフレ率は前年比1.7%にとどまった。また、2月のユーロ圏における総合PMIは51.9と、経済活動は前向きな軌道にあるように見え、特にドイツの防衛およびインフラ支出計画に関する発表が下支えとなった。しかし、中東での紛争が経済およびインフレの見通しを大きく変化させた。3月以降、経済活動は減速し、総合PMI指数は5月に48.5まで低下し、18ヶ月間で最低水準となった一方、インフレ率は3月の2.6%から5月には3.2%へと急上昇した。こうした展開を受け、6月11日、ECBは預金金利を2.0%から2.25%と25ベースポイント引き上げることを決定した。これは約3年ぶりの利上げであり、クリスティーン・ラガルド氏は、インフレリスクがエネルギーセクターをはるかに超えて拡大していると強調した。6月のインフレ率は2.8%へとわずかに低下し、インフレ圧力の緩和を示唆する可能性があるものの、シントラで会合を開いたECB当局者はショックの持続期間をめぐる不確実性を引続き強調しており、9月にさらなる金融引締めが行われる可能性を残した。

日本銀行は、地政学的状況により政策決定をめぐる不確実性が高まる中、金融政策の正常化を継続した。第1四半期の実質GDPは年率換算で1.8%増加し、日本銀行がさらなる利上げを行う上での好機をもたらした。しかし、インフレの推移は不安定であり、生鮮食品を除くCPIは1月に2.0%に達した後、特に政府のエネルギー補助金を主因として、2月には2022年3月以来の最低水準である1.6%まで低下したが、その後は徐々に再び上昇した。4月と5月にはコアインフレ率は1.4%で安定し、目標である2%を下回った。こうした緩やかな物価上昇にもかかわらず、日本銀行は6月15日から16日の会合で政策金利を25ベースポイント引き上げ、1995年以来の最高水準である1.0%とした。この決定は、政策委員会の投票権を持つ8名のうち7名の賛成で承認された。

中東の紛争によって生じたインフレーションに対し、主要な中央銀行の対応はそれぞれ異なった。ECBと日本銀行は、それぞれのインフレの見通しの変化を受けて当年度上半期に利上げを行った一方、当初は利下げが計画または予想されていた連邦準備制度理事会とイングランド銀行は、経済全体の物価上昇の波及の程度と持続可能性を評価するための追加データが得られるまで、現状を維持した。

中国では、政府が3月に2026年の成長目標を4.5%から5%の範囲に引き下げた。これは1991年以来、最も控えめな目標である。なお第1四半期の経済には一定の回復力が見られ、同国のGDP成長率は前年比5.0%となり、目標範囲の上限に達した。しかし、成長の内訳は依然として不均衡であり、国内需要は低迷したままである一方、輸出と製造業が引続き経済活動を支えた。ただし、6月の公式PMIは予想外に良好であった。製造業PMIは50.3、非製造業PMIは50.2へと上昇し、経済動向のわずかな改善を示した。中国人民銀行は政策金利を据え置いたが、6月29日には買戻契約を通じて、予想を下回るペースで流動性を供給した。国内需要は依然として中国経済の弱点であり、家計消費の低迷と不動産市場の根強い苦境が特徴である。

短期リファイナンス

短期債プログラムの残高は2026年上半期を通じて増加し、2025年12月31日現在の32.79十億ユーロと比較して、2026年6月30日現在は5.9%増加の34.71十億ユーロとなった。この変動に伴い、発行時当初の平均償還期間も顕著に延長され、2025年12月31日現在の286日から305日となり、より長期にわたる資金確保に寄与している。

米ドル建ての残高は、すべてのプログラムのカテゴリーを合計すると、2025年12月31日現在の25.5十億ドルと比較して2026年6月30日現在で26.4十億ドルとなった。これは特に、米ドル建てECP分野の残高が約21%増加して3.3十億ドルになったことに牽引されており、当初の平均償還期間は344日であった。ユーロ建ての残高もまた1.1十億ユーロ増加して10.16十億ユーロとなった。同時に、英ポンド建ておよび香港ドル建ての残高は、それぞれユーロ相当で428百万ユーロおよび380百万ユーロ減少した。上半期に地政学的緊張が高まったものの、残高への大きな影響はなかった。金融市場の不確実性が高まる中、投資家がポートフォリオを低リスクとみなす金融市場資産へと再配分させたことが、短期リファイナンス環境の下支えとなった。

■ ナティクスによる短期無担保債券発行プログラムの発行額

(単位：百万ユーロまたはユーロ換算額)	譲渡性預金証書	コマーシャル・ペーパー
プログラムの規模*	45,000	25,121
2026年6月30日現在発行済	23,873	10,834

* 譲渡性預金証書については、NEU CP（譲渡性欧州コマーシャル・ペーパー）プログラムの規模のみ。

長期リファイナンス

中東における緊張の高まりに伴う地政学的混乱にもかかわらず、信用市場は当年度上半期を通じて活発であった。金融機関は第一次市場で積極的に活動し、発行額は200十億ユーロおよび409十億ドルに達した。一方、応募超過となるケースが多かった注文簿に示されるように投資家の需要は強く、銀行は価格を引き締め、平均発行プレミアムをユーロ市場では5ベースポイント、ドル市場では2ベースポイントに抑えることができた。

ドル建ての投資適格ファンドは、高品質な資産に対する投資家の選好が持続していることを反映し、上半期を通じてプラスの純流入額を記録した。ドル建てのハイ・イールド・ファンドおよびレバレッジド・ローンファンドもまた、当年度上半期にはプラスの純流入額を記録したが、中東の緊迫化やプライベート・デット市場をめぐる懸念に伴うリスク回避姿勢の高まりにより、2月と3月には流出額が生じた。後者の残高は、特に技術基盤への巨額の資金需要を背景に近年急増しており、これが評価水準への疑問を招いている。こうした懸念にもかかわらず、ユーロ圏の主要銀行の優先無担保債への影響は極めて限定的に

とどまった。ユーロ建て債券の信用スプレッドは平均して2～3ベースポイント縮小した一方、米ドル建て債券のスプレッドは安定していた。

こうした市場環境の中で、ナティクスは2026年上半期に2026年中長期リファイナンス計画の下、15.9十億ユーロの無担保債を調達した（そのうち3.7十億ユーロはBanque PopulaireおよびCaisses d'Epargneのネットワークへと移管された。）。

■ ナティクスによる中長期無担保債券発行プログラムの発行額および発行済額

(単位：百万ユーロまたはユーロ換算額)	EMTN	NEU MTN	US MTN	債券
2026年6月30日現在発行（1年超）	4,309	0	203	11,341
2026年6月30日現在発行済	25,142	2	329	36,862

② 世界的な金利リスク

定量的情報

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

下記に示されるGroupe BPCEの固定金利ギャップに対するナティクシスの寄与は、健全な銀行勘定に計上されたすべての取引を連結したものである。

■ 2026年6月30日現在の満期別金利ギャップ

満期(単位：百万ユーロ)	1年	3年	5年	7年
金利ギャップ(固定金利)	273	(25)	(86)	(219)

以下の表は、利率の変動に関する規制当局の様々なシナリオに基づく、ナティクシスの連結銀行勘定の経済価値(△EVE)および純受取利息(△NII)の感応度を示している。

■ 経済価値および純受取利息の感応度(IRRBB—テーブルB)

期間(単位：百万ユーロ)	△EVE		△NII	
	2026年6月30日	2025年12月31日	2026年6月30日	2025年12月31日
上昇の平行移動	(18)	30	(54)	(46)
下降の平行移動	(5)	(76)	(5)	7
スティープ化	(45)	(17)		
フラット化	18	7		
短期金利の上昇	11	15		
短期金利の下落	(42)	(47)		
期間	2026年6月30日	2025年12月31日		
Tier 1 資本	16,715	15,509		

ストレス・テストの測定は、2022年10月のEBAガイドラインに定義された先進的な規制フロアを用い、クロス通貨集約法に従って実行される。純受取利息に関しては、その感応度は標準的な外れ値検知(SOT)に対応しており、これは規制金利ショックに対する初年度の純受取利息の感応度を測定する。

ナティクシスのプルーデンシャル銀行勘定は、主として変動金利または変動金利型取引で構成されているため、金利リスクに対してのエクスポージャーは限定的であり、固定金利エクスポージャーは超短期債に集中している。

規制上のストレス・シナリオは、欧州銀行監督機構により設定され(イールド・カーブの上昇または下降の平行移動、スティープ化、フラット化、進歩的なフロアに伴う短期金利の増加または減少)、2026年6月30日現在のスティープ化シナリオに基づく、(EBAの通貨間集約アプローチを考慮した)銀行勘定の経済価値は、最も不利なシナリオであるマイナス45百万ユーロの変動を示し、これはTier 1 資本の0.3%に相当する。

同日、多様なストレス・シナリオの下での金利変動に対するナティクシスの純受取利息の感応度は依然として低く、EBAが定義するイールド・カーブの平行移動シナリオの下では、Tier 1 資本の0.4%未満であった。これらの結果は、ナティクシスの金利リスクに対する銀行勘定のエクスポージャーが低いことを示している。

(c) 法的リスク

① 訴訟手続および仲裁手続

Madoff詐欺

Madoffのエクスポージャーは、2025年12月31日現在の306百万ユーロに対して、2026年6月30日現在は対価ベースで314.4百万ユーロと見積られ、その時点で全額引き当てられていた。当該エクスポージャーの実際の影響は、ナティクスが利益を得る回収の程度および当行が利用可能な法的またはその他の救済措置の結果の両方に依拠する。さらに、2011年にはこの件について、専門職賠償責任保険の適用について乖離が生じており、承継保険会社に合計123百万ユーロが拠出されている。2016年11月、パリ控訴院は、Madoff詐欺によりナティクスが被った損失に対して、当行が保証された金額については原保険会社が負担する責任があるという商事裁判所の過去の判決の正当性を示した。2018年9月19日、破棄院は控訴に基づき判決を破棄し、本訴訟を異なる裁判官で構成されたパリ控訴院に差し戻した。2019年9月24日、同控訴院はナティクスに対して判決を言い渡し、パリ商事裁判所の判決を覆した。2019年12月、ナティクスは、破棄院に上訴した。破棄院は2021年11月4日に上訴を棄却したため、2019年9月24日のパリ控訴院のナティクスに不利な判決が確定し、取消不能となった。

Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) の清算人であるアーヴィング・H・ピカールは、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所において、いくつかの銀行機関に対して申立（ナティクスに対する400百万米ドルの請求を含む。）を行うことにより、詐欺発覚の前に受領した金額の清算に関する補償請求を行った。ナティクスは自身に不利な当該主張を否認しており、ナティクスの地位を擁護し、自身の権利を保護するために必要な措置を行った。ナティクスは、本件を予備的に、または本件の判決の前に棄却することを含む申立を行い、また特定の案件を連邦地方裁判所に移転する言及を撤回する請求を行った。これらの訴訟は多数の判決および申立を待っており、未だ進行中である。2016年11月の破産裁判所からの判決は、管財人が起こした複数の返還請求を域外的管轄権に基づき棄却するものであった。2017年9月、第二巡回裁判所は、BMISの管財人および被告に対して域外的管轄権に基づき破産裁判所の判決に対して第二巡回裁判所を通じて直接上訴する権利を付与し、そうすることで地方裁判所への中間申立が必要となるのを避けた。2019年2月、第二巡回裁判所の控訴院は、破産裁判所の域外的管轄権判決を覆した。2019年8月、ナティクスは、最高裁判所に対して、第二巡回裁判所に対する上訴を許可するよう申請した被告団に加わった。2020年6月、最高裁判所は訴訟の審理を拒否した。2021年8月30日、第二巡回裁判所は、(i)被告に不利な「照会通知」基準に従い判断されること、および(ii)立証責任はBMISの管財人ではなく被告にあることを決定し、「誠実」概念を明確にした。これらの予備的な点は現在決定されており、本案に関しては手続が継続されている。BMISの清算人は、当初ナティクスに対して提起していた1件の補償請求を、Natixis S.A. (Fairfield Sentryの投資口の償還のみを含むように修正された当初の訴え) およびNatixis Financial Products LLC (Groupement Financierの投資口の償還に関連し提起される新たな訴え) に対する2件の別々の訴訟に分割する措置を講じた。これら2件の訴訟は別々に提訴され、現在も進行中である。破産裁判所は2023年11月に判決を下し、Natixis S.A. およびNatixis Financial Product LLCが提起した棄却の申立を却下した（「棄却の申立」）。2023年12月、Natixis S.A. は、棄却の申立を却下した判決に対する控訴の許可を求めて控訴を提起した。2024年2月2日、控訴は棄却された。この訴訟は進行中である。

さらに、Fairfield Sentry LimitedおよびFairfield Sigma Limitedの清算人らは、これらのファンドから受益証券の買戻しに係る支払いを事前に受けた投資家に対して多数の訴訟手続（ニューヨーク州において200を超える訴訟手続がなされている。）を開始している。これらの手続の一部について、ナティクスの事業体の一部が被告とされている。ナティクスはこれらの手続に全く根拠がないものとみなしており、積極的に自身の地位を擁護している。これらの手続は数年間停止していたが、2016年10月に破産裁判所は清算人に対しその当初の請求を修正することを承認した。被告は2017年5月および6月に共同で答弁した。2018年8月、破産裁判所は、本件を予備的に、または本案判決の前に却下することを求める被告による却下の申立について判決を下した。裁判官は、申立の1つである対人管轄権についてのみ判決を行い、被告に対する請求への判断は示さなかった。2018年12月、裁判官は棄却の申立について判決を下し、清算人の慣習法に関する請求（不当利得、不当利得返還請求、誤払いおよび法定信託）および契約に基づ

く請求を棄却した。しかし、裁判官は、免責条項第546条（e）項を適用するための答弁をする権利を留保しながらも、イギリス領バージン諸島の法律に基づく請求については棄却の申立を覆した。2019年5月、清算人は破産裁判所の判決を不服として地方裁判所に控訴した。ナティクスを含む被告は、2020年3月9日に本訴訟の棄却を申立て、2020年3月16日に当初の申立を更新した。破産裁判所は、清算人による全訴訟の棄却につながる可能性があるため、免責条項第546条（e）項または当初の申立の不適切性を基に、訴訟に対する棄却の申立を制限するよう被告に求めた。2020年12月、破産裁判所は、ナティクスを含む被告が免責条項第546条（e）項の適用を受けることを考慮し、イギリス領バージン諸島の法律に基づく請求を棄却した。2022年8月、地方裁判所は、ナティクスを含むすべての被告人に対する清算人による訴訟を棄却する破産裁判所の決定を支持した。清算人はこの決定を不服として第二巡回裁判所に控訴したが棄却され、米国の最高裁判所へこの判決に対して控訴した。本件は進行中である。

H₂Oキャリアコレクティブ（「Collectif porteurs H₂O」）

2023年12月末現在、「Collectif porteurs H₂O」として知られる団体の構成員である6,077の自然人および法人が、2015年から2021年の間に英国法人のH2O AM LLPおよびフランス法人のH2O AM Europeが運用する7つのミューチュアルファンド（OPCVM）の投資家として被ったとされる損害賠償を要求するため、5名の被告人を挙げるとともに、フランス法に基づいて設立された会社であるNatixis Investment Managersをパリ商事裁判所に提訴した。

2025年3月、Natixis S.A.とBPCEは、原告らから訴訟手続への参加を求められた。

原告らは、Natixis S.A.、Natixis Investment Managers、BPCEおよびその他の共同被告人（7つのファンドの運用会社、保管機関および法定監査人を含む。）に対し、被ったとされる損害の補償を行うために連帯責任を求めている。原告らの数が絶えず変動していることと、原告らが請求額を更新していないという事実を踏まえると、現時点では請求額を正確に特定することができない。原告らから提供された情報に基づき、現時点での請求額は、訴訟費用に加え、金銭的損害および精神的損害として約600百万ユーロと推定される。2026年4月17日付の命令により、パリ控訴院の第一院長は、ナティクス、Natixis Investment ManagersおよびBPCEの要請を受け、一部の原告と本件を担当するパリ商事裁判所との間に認められた関係性および利益相反を踏まえ、本件をボビニー商事裁判所に差し戻した。

2025年7月、Natixis S.A.、Natixis Investment ManagersおよびBPCEの各社は、H2Oファンドの保有者26名によって2023年7月初めにパリ経済裁判所に提起された訴訟手続への参加を、原告らから求められた。原告らは、被告らに対し、現時点で総額約13.8百万ユーロ（金額は確定待ち）の支払いを求めている。

BPCE、Natixis S.A.およびNatixis Investment Managersは、同社に対する請求は根拠のないものとし、激しく争うことになるだろう。

② 依存関係

ナティクスは、いかなる特許またはライセンスもしくは産業、商業または財務供給契約にも依存していない。

(3) バーゼル3 Pillar IIIの開示

(a) 資本管理および自己資本

① 規制上の枠組

2014年1月1日以降、CRD 4および資本要求規則（CRR）は、バーゼル3規制を欧州に適用した。

バーゼル2に基づき、バーゼル3規制上の要件は、3つの柱に分類される。

- ・ Pillar I：取り得る様々な手法および最低遵守要件に基づきリスクおよび資本の測定を規定する一連のルール
- ・ Pillar II：監督機関の役割を管理する枠組。管轄機関がリスク・エクスポージャーならびに内部統制および運営の枠組に従って、監督下にある各機関の追加的な資本要件を定義することができる。
- ・ Pillar III：被ったリスクの程度、自己資本および経営の妥当性を強調する多くの項目を開示することを機関に要求する。

CRR／CRD 4パッケージは、金融機関の財政力の健全性を強化することを目的としており、特に以下を提示した。

- ・ 規制上の資本要件を満たす資格のある資本項目の定義の強化
- ・ 強化された資本要件（特にヘッジ目的デリバティブの取引相手方リスク）
- ・ 特にCET 1資本および資本バッファに関する遵守率の増加
- ・ 資本保全バッファ：加重リスク・エクスポージャー合計の2.5%を占める。
- ・ カウンター・シクリカル・資本バッファ：つまり、かかるエクスポージャーの額により補正された、ナティクスがリスク・エクスポージャーを有する各国のカウンター・シクリカル・資本バッファの平均である。2020年第2四半期以降、フランスにおいて適用率はゼロであった。2022年下半年以降、特に2023年から、多くの国のナショナル・マクロプルーデンシャル当局がカウンター・シクリカル・バッファ率を引き上げた。フランスでは、HCSFが2023年4月7日から適用率を0.5%に引き上げ、その後2024年1月2日から1%まで引き上げることを決定した。
- ・ システム上重要な機関に対するバッファ：大規模な金融機関（G-SIBs／O-SIB）向けの追加要件であり、これは破産リスクの抑制を目的とする。ナティクスには、このバッファは適用されない。
- ・ システミック・リスク・バッファ：これは、長期のノンシクリカルなシステミック・リスクまたはマクロプルーデンシャルリスクを抑制することが目的である。これは、すべての金融機関のエクスポージャーにも、部門別のエクスポージャーにも適用することが可能である。現時点では、0%である。
- ・ さらに、配当金支払い、その他Tier 1（AT 1）劣後債に係る利息および変動報酬（最大分配可能額、つまりMDA）を制限するためのメカニズムを含む、その他のメカニズムが導入された。

CRR 3／CRD 6パッケージは、以下を主な目的とする新たな規定を導入する。

- ・ 信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整リスク（CVA）に対する標準的手法の強靱性およびリスク感応度を強化すること
- ・ 内部モデルに基づく手法の使用を制限すること
- ・ 内部モデルの使用に伴うキャピタル・ゲインを制限するアウトプット・フロアを導入すること。フランスは、このフロアを最高レベルである国内連結で適用することを選択した。

2014年11月以降、ECBが主要な欧州の銀行に対して直接監督を行っている。ECBは、Pillar IIのSREPプロセス（すなわち監督上の検証・評価プロセス）に基づいて、健全性規制の最低要件（統一的な方法で監督されるすべての機関に適用される。）に加えて、各機関が遵守する比率レベルを設定し、対象の各機関に遵守すべき追加のソルベンシー要件（「P2R」またはPillar II要件と呼ばれる。）および推奨追加要件（「P2G」またはPillar II指針）を課している。

2026年現在、ナティクスはSREPプロセスに基づき、CET 1資本比率に関して8.83%、そのうち資本保全バッファに関しては2.5%、Pillar II（P2Gを除く。）に関しては1.18%およびカウンター・シクリカル・資本バッファに関しては0.65%を遵守しなければならない。後者は、四半期ごとに再計算され、

2026年6月30日現在で0.63%であり、これによりナティクスが遵守しなければならない規制要件は8.81%で維持された。

② 2026年6月30日現在の規制上の自己資本、規制上の自己資金要件および比率の変動

規制上の自己資本および自己資本比率

以下は、主要な構成要素ごとに2026年末時点のCET 1、Tier 1 および全体の比率を示している。比較対象として2025年末時点の同比率も示している。

バーゼル3／CRRの規制上の枠組に従い、Pillar Iに基づき、同比率はそれぞれ最低基準の4.5%、6%および8%に加え、累積的バッファである2025年の7.64%、9.14%および11.14%ならびに2026年の7.63%、9.13%および11.13%を超えなくてはならない。

■ 資本比率合計

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日	2025年12月31日
株主資本（グループ株式）	21,432	20,966
超劣後債務（DSN）	3,833	3,033
永久劣後債（PSN）	0	0
連結株主資本（グループ株式）（DSNおよびPSNを除く。）	17,600	17,933
非支配持分	68	82
無形資産	(408)	(382)
のれん	(2,980)	(2,985)
株主総会で提案された配当金の額	(573)	(792)
控除金、健全性の修正再表示ならびに段階的实施措置	(782)	(1,305)
普通株式等Tier 1 資本合計	12,924	12,550
超劣後債務（DSN）	3,791	2,959
その他Tier 1 資本	0	0
Tier 1 控除金および段階的实施措置	0	0
Tier 1 資本合計	16,715	15,509
Tier 2 商品	1,950	2,850
その他Tier 2 資本	236	280
Tier 2 控除金および段階的实施措置	0	0
資本全体	18,900	18,639
リスク加重資産合計	110,987	106,813
信用リスク加重資産	73,302	68,575
市場リスク加重資産	18,767	19,304
オペレーショナル・リスク加重資産	18,516	18,540
その他リスク加重資産	402	393
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 資本比率	11.6%	11.7%
Tier 1 資本比率	15.1%	14.5%
資本比率合計	17.0%	17.5%

普通株式等Tier 1（CET 1）資本は、2026年6月30日時点で合計12.9十億ユーロであり、2026年上半期中は0.4十億ユーロ増加した。この変化は以下の変動によるものである。

- ・ 当期中の利益プラス0.9十億ユーロ
- ・ 為替換算調整額の有利な影響を含むプラス0.1十億ユーロのその他の包括利益（OCI）（株主資本に直接計上されるリサイクル可能およびリサイクル不能な損益）の変動

- ・ 少数株主プット・オプションの変動に関連するプラス0.2十億ユーロの影響
- ・ マイナス0.1十億ユーロの永久超劣後債務（有利な為替換算調整額の補填および解消）
- ・ マイナス0.1十億ユーロの各プルーデンシャル控除の増加
- ・ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産のフィルタリング（過去の欠損金の充当による0.1十億ユーロ増）と、慎重な評価調整額（0.1十億ユーロ減）の増加による相殺
- ・ 永久超劣後債務の利息控除後の純利益に対して70%の配当率を適用して算出した当期利益の分配額（すなわちマイナス0.6十億ユーロ）の考慮（分配方針に従う。）

その他Tier 1 資本は、主にレバレッジ比率の要件を満たすための、プラス0.8十億ユーロの新規発行により0.8十億ユーロ増加し、3.8十億ユーロとなった。

Tier 2 資本は、プラス2.2十億ユーロとなった。2026年6月14日、0.9十億ユーロのTier 2 発行の早期償還が行われた。

■ リスク加重資産（NX07）

(単位：百万ユーロ)	RWA						
	合計	信用および取引相手方	決済／受渡	市場	オペレーショナル	信用評価調整	その他のリスク
2025年12月31日	106,813	68,487	17	15,758	18,540	3,529	482
手法および方針	-	88	-	-	-	-	(88)
為替の変化	607	607	-	-	-	-	-
事業活動の変化	4,514	5,609	-	-	(24)	(1,099)	28
リスク・パラメーターの変化	(564)	(1,105)	60	482	-	-	-
保有株式の取得および処分	-	-	-	-	-	-	-
担保の影響額	(384)	(384)	-	-	-	-	-
2026年6月30日	110,987	73,302	77	16,240	18,516	2,431	422

リスク加重資産は、2026年上半期に4.1十億ユーロ増加した。

事業分野別では、かかる増加は、主にコーポレート・バンキングおよびインベスメント・バンキング（2.8十億ユーロ増）ならびにコーポレートセンター（0.7十億ユーロ増）によるものであった。

コーポレート・バンキングおよびインベスメント・バンキングにおけるリスク加重資産の増加（2.8十億ユーロ増）は、主に信用リスク（3.4十億ユーロ増）および市場リスクの変動（0.8十億ユーロ増）によるもので、信用評価調整リスク（1.1十億ユーロ減）および取引相手方リスク（0.7十億ユーロ減）により相殺された。

資産運用およびウェルス・マネジメントにおけるリスク加重資産の増加（0.7十億ユーロ増）は、信用リスク（0.7十億ユーロ増）およびオペレーショナル・リスク（0.2十億ユーロ増）によるもので、市場リスク（0.2十億ユーロ減）により相殺された。

コーポレートセンター事業分野におけるリスク加重資産の増加（0.7十億ユーロ増）は、信用リスクの増加（1.2十億ユーロ増）によるもので、オペレーショナル・リスク（0.3十億ユーロ減）により相殺された。

③ 資本運営

資本運営は、ナティクスの自己資本目標を定め、継続的にすべてのコンパートメントにおける規制上の資本要件の遵守および当該機関が定義するリスク選好と自己資本を一致させることを保証し、ならびに資本配分および事業分野の利益性をそれぞれ適応させるという要素からなる。

ナティクスのCET 1 比率は、規制要件に加え、毎年見直されるRAFの閾値および限界値を上回らなければならない。戦略計画に沿って、最低目標は10.5%から11.0%の範囲に設定されている。

2025年および2026年上半期には、ナティクスのCET 1 比率は11%を上回り維持された。

運営の枠組は、最終的に、監督機構およびBPCEまたは投資家の要件を満たすことを目的として、すべてのプロセスを適応させている。

- ・ ソルベンシーの軌道の継続的な維持
- ・ 2つのアプローチを用いて実施された、ナティクシスの自己資本充実度評価プロセス（ICAAP）の開発
- ・ Pillar Iの規制ベースラインに基づく3年間の内部ストレス・テストがナティクスに与える影響を測定することを目的とした、いわゆる「規範的」アプローチ
- ・ 短期間（1年間）の視野で、内部手法を用いて自己資本によるリスクを特定、定量化し、ヘッジする、いわゆる「経済的」アプローチ。ナティクシスのレベルでは、開発された手法により、すでにPillar Iの対象であるリスクのより適切な評価およびまだPillar Iの対象ではないリスクの追加的な評価が可能となっている。
- ・ ナティクシスの全体的な自己資本方針の枠組における、事業分野別の資本要件の見積り／予測
- ・ 規制上の変更およびナティクシスの事業分野に対するそれらの影響の予測
- ・ 事業分野の資本消費およびバーゼル3／CRRリスク加重資産に基づく収益性を分析するメカニズムの実施
- ・ 事業要件、収益性および事業分野間のバランスを考慮に入れ、戦略的計画および年次の予算編成手続の枠組における事業分野の資本配分

見通し

資本管理チームは、ナティクシスの2つの事業分野であるAWMおよびCIBとの協力の上、戦略計画の一環として、BPCEのガイドライン、戦略計画を視野に入れた2つの事業分野の開発目標および新たな規制要件、特に2026年1月1日より施行された強化されたレバレッジ比率要件（0.30%のP2R加算を含む。）に沿って、ソルベンシーの軌道を作成した。

(b) その他の規制比率**① レバレッジ比率**

2014年1月1日以降、銀行はレバレッジ比率を計算し、欧州の監督機関に報告しなければならない。バーゼル委員会が導入したレバレッジリスクの枠組は、CRR規制に取り入れられた。レバレッジ比率は、金融機関のTier 1 資本ならびに銀行の貸借対照表上のエクスポージャー（特にデリバティブおよび買戻契約における一部修正再表示後）およびオフバランスシート上のエクスポージャー（貸借対照表の変換係数を適用後）との比率で定義される。これは、2015年1月1日以降、財務報告の一部として公表することが義務付けられている。

2021年6月から、CRR 2 規則により、レバレッジ比率は金融機関が常に遵守しなければならない要件となった。同要件はTier 1 資本の3%に達し、最大分配可能額（MDA）の発動を誘発する可能性がある。過剰なレバレッジリスクに対処するための追加要件がナティクスに適用され、レバレッジ比率の要件は3.30%となった。

CRR 2 規則では、特定のエクスポージャー（特に、状況に応じて中央銀行に紐付けする「インセンティブ」融資および資産）を除外することによりレバレッジ比率の算定ルールを変更している。デリバティブのエクスポージャーの相殺および計算に関する新しい規則も導入された。

ナティクスは、CRR 3 規則に従ってレバレッジ比率を計算および公表し、検討中の目標比率に収束するために必要な措置を実施する。

■ レバレッジ比率を目的とした会計資産およびエクスポージャーの調整の要約（EU LRI-LRSum）

(単位：百万ユーロ)		適用額
1	財務諸表において報告された資産合計	562,630
2	会計上連結されているがプルーデンシャル連結範囲外である事業体に関する調整	(5,140)
3	（リスク移転の運用要件を満たす証券化エクスポージャーの調整）	-
4	（中央銀行向けエクスポージャーの一時的な除外のための調整（該当する場合））	-
5	（適用ある会計の枠組に従い貸借対照表上で認識されるが、CRR第429a(1)条(i)に基づきエクスポージャーの測定合計から除外される受託資産に関する調整）	-
6	取引日に認識された金融資産の正常化された購入および売却に関する調整	-
7	一元化された現金管理システム取引の適格化に関する調整	-
8	デリバティブ金融商品に関する調整	(17,202)
9	証券金融取引に関する調整（SFT）	10,510
10	オフバランスシート項目（与信相当額へのオフバランスシート・エクスポージャーへの変換の結果による）に関する調整	59,053
11	（健全な評価目的に関する評価調整ならびにTier 1 資本を減少させた特定および一般条項に関する調整）	-
EU-11a	（CRR第429a(1)条(c)に基づきエクスポージャーの測定合計から除外されるエクスポージャーに関する調整）	(137,372)
EU-11b	（CRR第429a(1)条(j)に基づきエクスポージャーの測定合計から除外されるエクスポージャーに関する調整）	-
12	その他の調整	(14,864)
13	エクスポージャーの測定合計	457,616

② レバレッジ比率の監督

フランス健全性監督破綻処理機構による監督の対象である銀行部門、決済サービス部門および投資サービス部門の企業の内部統制に関する2014年11月3日付フランス省令に従い、監督の対象となる企業は、グローバルな限度枠を設定し、また過度のレバレッジリスクを検出し、管理し、および監視するための方針ならびにプロセスを構築することを要求されている。

ナティクスの上級経営陣は、規制上の最低値を上回るレバレッジ比率のRAF限界値および閾値ならびに管理閾値を設定した。かかる比率は、ナティクスのALM委員会の権威のもと管理されている。BOAT部門は、BPCEの財務管理部門の事業分野と連携して、SBSRの統制下でこの制約を遵守するように調整する。

③ 大規模エクスポージャー比率

大規模エクスポージャー比率

大規模エクスポージャー管理に関する規制は、CRRに組み込まれた2014年に見直された。この規制は、「グループ・ヘッド」の下にグループ化された一連の取引相手方に関連するリスクに対する銀行のエクスポージャーを制限することを目的としている。この規制の遵守状況は、毎日測定され、各「グループ・ヘッド」に関連するリスク加重資産（RWA-LE）が、現在ナティクスのTier 1 資本の25%に設定されている大規模エクスポージャーの限度を機械的に下回り続けることが確保されている。

ナティクスは、単一の顧客またはグループの顧客の加重リスクが自己資本の10%を超えなかったため、2026年上半年期において、規制で定められた大規模エクスポージャーの限度を下回った。

(c) 流動性カバレッジ比率

A 規制上の流動性比率

2010年以降、バーゼル委員会は新たな流動性リスクの測定方法を導入した。

- ・ 流動性カバレッジ比率（LCR、2013年1月）は、短期流動性比率であり、ストレス・シナリオにおいて、銀行が30日以内の純現金流出額を補填するための十分な流動性資産を確実に保有することを目指している。
- ・ 安定調達比率（NSFR、2014年10月）は、銀行に対して安定した資金調達プロファイルを維持することを要求し、満期転換を1年未満に制限することにより、銀行部門の回復力を強化するために開発された長期の構造的流動性比率である。

これらの規則は、欧州連合に移行された。LCRに関しては、2014年10月10日に公表された委任規制（EU）第2015/61号が、2015年10月1日に発効した。この規制は、2018年7月13日に公表された委任規制（EU）第2018/1620号により改訂され、2020年4月30日から適用された後、2022年2月10日に公表された委任規制（EU）第2022/786号により改訂され、2022年7月8日から適用された。

NSFRについては、バーゼル委員会が2018年1月1日から最低要件として適用することを求めているが、2021年6月28日に施行されたNSFR部分に関する規制（EU）第2019/876号（CRR 2）により欧州で施行された。

これまでに、欧州規則は以下の事項を要求している。

- ・ 2015年10月1日以降のLCRの遵守。最低要件比率は2017年1月1日時点で80%、2018年1月1日以降で100%である。
- ・ 2021年6月28日以降、NSFRの最低要件である100%の比率の遵守

ナティクスは、適用される規制要件を遵守するために、LCRおよびNSFRを連結ベースで計算しており、その流動性ポジションとこれらの測定基準に関連する流動性カバレッジのニーズを操作的に管理している。

LCR - 流動性バッファ

規則第2015/61号では、流動性資産および短期の流動性危機が生じた場合の資金調達ニーズに応えるために利用された流動性バッファに適格となるために満たさなければならない流動性基準について定義している。

資産は、30日のストレス期間において内在的（発行体、格付、市場流動性等）および業務上の（資産の効果的な利用可能性、多様性等）要件を満たさなければならない。

流動性バッファは、規制上の意味においては、LCR（HQLA）の分子であり、主に以下により構成されている。

- ・ レベル1流動性資産、すなわち中央銀行への現金預金
- ・ 主にソブリン、中央銀行および公共部門事業体に対する債券または保証債券を代表する市場性証券ならびに高格付のカバード・ボンドにより構成される、その他のレベル1流動性資産
- ・ 主にレベル1として適格でないソブリンまたは公共部門により発行されるカバード・ボンドおよび債務証券、社債ならびに活発な市場に上場され、特定の条件を満たした株式により構成されるレベル2流動性有価証券

B 準備金および比率の運営管理

業務上の流動性クッション

ナティクスは、業界の慣例に沿って、潜在的な偶発的資産減少に備えてあらかじめ資金を調達することによって流動性ニーズを管理している。この事前の資金調達により調達された流動性は、その後流動性バッファ（または「クッション」）に投じられ、Groupe BPCEの流動性バッファと統合される。

ナティクスはGroupe BPCEに含まれる業務上の流動性クッションを保持している。

- ・ 日中の決済、より具体的には時間指定債務（TS0）をカバーするための流動性バッファ。これは、主に中央銀行預金勘定の残高およびレポ市場で借り入れた証券で構成されており、振出ファシリティの対象となる。
- ・ 流動性の危機的状況に対処することを目的とした流動性バッファ。このバッファの大部分は中央銀行預金勘定の残高で構成されているが、高品質流動資産（HQLA）の様々なポートフォリオも含んでおり、当行の他の証券ポートフォリオから厳密に分離され、財務部門内のBOAT（バッファ、金融業務、ALMおよびトレジャリー）部門によって管理される。これは、流動性管理計画（LMP）に記録され、非常事態資金調達計画（CFP）が発動された場合に現金化することが可能となり、戦略的バッファ委員会によって監督されている。この証券ポートフォリオの一部は、アジアおよび米国のプラットフォームによって保有されている。後者が保有している場合には、ドッド＝フランク法に基づくブルーデンシャル基準およびボロワー・イン・カストディプログラムに準拠する。

また、これらの偶発的な流動性要件または規制上の流動性要件を受けて調達された流動性剰余金も、当行グループのバッファとしての役割を果たす。ナティクスの準備金は、銀行間取引を通じてBPCEに一元化されることがある。

流動性カバレッジ比率の監督

流動性カバレッジ比率（LCR）は、当行のRAF枠組の一部であり、取締役会により承認された閾値およびRAF限界値の対象となる。ナティクスの比率の管理は、ナティクスのALM委員会により監督され、BPCEと連携して行われている。ナティクスの財務部門内のBOAT部門は、BPCEの財務管理部門と協議のうえ、リスク部門内のSBSR（構造的な貸借対照表上のリスク）部門による第二段階の統制の下で運営を行う。この運営は、毎日実施されており、BPCE S.A.およびナティクスの貸借対照表間における規制上の流動性平準化取引が含まれる場合がある。

レーティング・トリガー条項の監視

1社または複数の格付機関がGroupe BPCE（ひいてはナティクス）の信用格付を格下げした場合、ナティクスは、レーティング・トリガー条項を含む契約を締結した特定の取引相手方に対して、現金または有価証券の形で追加の担保を提供することが要求される可能性がある。これらの偶発的な流動性ニーズは中程度ではあるが、これらは特にLCRの枠組の範囲内で監視され、カバーされる。したがって、30日の期間を通して発生する可能性のある債務は事前に資金調達され、この目的のために調達された資金は流動性バッファに組み込まれる。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本項に含まれる将来予測に関する記述は、2026年上半期末現在の予測である。

「第6 経理の状況－1 中間財務書類－(1) 中間連結財務諸表および注記」の注記1.5を参照のこと。

(i) 2026年上半期における重要事象

(a) マクロ経済の背景

① 経済成長およびインフレーション

地政学的緊張およびエネルギー危機の結果、世界経済は低成長が予想される。

2026年上半期は、2026年2月に米国およびイスラエルがイランにおいて戦争を開始して以降の地政学的緊張の激化に特徴付けられた。この紛争は、ホルムズ海峡の封鎖をもたらし、世界的に石油・ガスのサプライチェーンに深刻な混乱を招き、インフレ亢進の一因となった。

こうした背景において、一部には回復がみられるものの、世界経済の成長見通しは下方修正された。

地域別では以下のとおりである。

- ・ **米国**：2025年は貿易戦争（関税）関連の動揺があったものの、その後、米国経済は成長の回復を見せている。BEAの推計によると、年率換算の四半期の成長率は、2025年第4四半期のプラス0.5%の後、2026年第1四半期はプラス2.1%となった。成長を支えたのは新しいテクノロジーへの投資が中心であり、民間消費の不振および情報・通信サービスへの非活動投資の低調を上回った。
- ・ **ユーロ圏**：第1四半期におけるマイナス成長（主にアイルランドのGDPが前四半期比で12.1%減少したことにより、前四半期比0.2%減）の後、第2四半期は、ホルムズ海峡封鎖の影響をまともに受けることが推測される。成長率の数字はまだ入手できないものの、購買担当者景気指数（PMI）の調査では、総合指標が6月に若干上向いたとはいえ50未満にとどまり（5月は48.5、6月は49.5）、景況感の悪化を示している。製造業部門は引続き回復しており、6月は51.3と景気拡大の分岐点を上回った。
- ・ **フランス**：期待外れであった第1四半期（前四半期比0.1%減）の後、エネルギー・ショックの影響が2026年第2四半期に予想される。景気の減速は、企業動向調査に明らかである。かかる調査の報告によると、景況および消費者信頼感は、中東における戦争の開始以来、急速に悪化しており、これらの指標は、ウクライナにおける戦争以来の最低水準（6月のINSEE調査ではそれぞれ、長期水準の100を下回る94および84）に戻っている。しかしながら、製造業は強靱性を証明しており、受注状況に関連する景況感はポジティブを保っている。
- ・ **中国**：力強い成長（2025年は5%）にもかかわらず、中国経済は難題が山積している。国内消費が不振であり、5月の小売売上高は前年比で0.6%減少した。企業動向調査により、力動の欠如が確認され、製造業のPMIは5月に50まで低下した一方、非製造業のPMIはかろうじて50.1に踏みとどまった。最後に、不動産部門は最近の数四半期において中国経済の弱点となっていたが、引続き縮小し、不動産開発投資は再び減少した。
- ・ **日本**：2026年第1四半期の成長は、予想を上回る堅調（0.5%増）であり、これは輸出、企業投資および民間消費に牽引された。石油の供給をホルムズ海峡に決定的に依存していることから、エネルギー・ショックに対応して、日本政府はエネルギー補助金を導入し、これにより実質賃金が上昇して家計消費を支えた。

インフレーション

米国では、主にエネルギー価格の上昇により、インフレ率は2026年2月以降上昇しており、当年度初めに2.4%であったインフレ率（CPI）は、6月に4.2%となった。コアインフレ率もまた上昇し、当年度初めに2.5%であったのに対し、5月には2.9%となった。

ユーロ圏におけるインフレ率は上昇を続け、第1四半期における平均2%から第2四半期は3%に上昇した。エネルギー価格の上昇に伴い、5月には3.2%（対する2026年1月は1.7%）でピークに達したが、主として石油製品価格の低下により、6月のインフレ率は2.8%にまで低下した。しかしながら、コアインフレ率は概ね安定しており、第1四半期には2.3%、その後第2四半期には2.4%であった。フランスのIPCHインフレ率は、5月に2.8%でピークに達し、6月には2%に低下し、ユーロ圏内で2番目に低い水準を保っている。

インフレ率は、中国において再上昇の気配を見せ、2026年1月はマイナス0.3%であったが、2026年5月には1.3%となった。コアインフレ率は、2026年1月に0.8%であったが、5月には1.1%に上昇し、衣料品、医療サービスおよび教育の価格が上昇した。

日本では、インフレ率は引続き抑制されており、2026年5月において1.5%と2025年5月の3.4%から大幅に低下した。日本は、中東の紛争が家計および企業にもたらすインフレの打撃を緩和するために、多大な措置を講じた国の1つである。

② 金融政策

ECBおよび日本銀行の引締めにもかかわらず、慎重な姿勢が優勢である。

中東における地政学的な緊張およびエネルギー価格の上昇に関連したインフレ圧力の再燃を背景として、中央銀行は再びそれぞれに異なる戦略を採用した。

- ・ 連邦準備制度理事会は、現行政策を維持し、政策金利範囲を3.50%～3.75%で据え置いた。連邦準備制度理事会は、議長が5月末にJ・パウエル氏からK・ウォーシュ氏へと交代する中、インフレおよび雇用の見通しに関する不透明な状況に対して、静観を選択した。
- ・ ECBは、予想されたとおり、6月に3つの政策金利を25ベースポイント引き上げ、預金ファシリティ金利は2.25%となった。ECBは、会合ごとにデータに依拠するアプローチを再確認し、中東における緊張により生じたエネルギー・ショックに関連するインフレリスクによって、かかる利上げの決断を正当化した。
- ・ イングランド銀行は、当四半期を通じて政策金利を3.75%に据え置いた。最近のエネルギー価格の低下もあり、インフレ圧力は緩和されたものの、イングランド銀行は、二次的影響のリスクが引き続き存在すると見ており、慎重な姿勢を維持している。
- ・ スイス国立銀行は、国内の低インフレ率およびスイス・フラン高により、金融引締めの必要性は限定され则认为、政策金利を0%に据え置いた。
- ・ 日本銀行は、成長の足かせとなるリスクに引続き配慮しつつも、根強いインフレ圧力に対応して、段階的な金融政策の正常化を継続し、6月に政策金利を25ベースポイント引き上げ、1%とした。

③ 金利

2026年第2四半期において、金利市場は、ECBの最初の利上げと、米国およびイランの和平合意の見通しとの両にらみとなり、やがて原油価格は大幅に下落し、インフレ圧力は緩和された。ユーロ圏において、この地政学的状況の好転は金利の反騰をもたらし、2年物シャッツは2.75%でピークに達した後、2.50%近くで終了し、10年物ブンドは束の間3.20%を上回ったものの、当四半期末時点で2.90%未満に戻った。

これとは逆に、米国の市場はよりタカ派的な傾向を強めた。経済の回復力および持続するインフレ圧力は、本年の連邦準備制度理事会による利上げのリプライシングをもたらした。2年物米国国債は、当四半期中に3.80%から4.10%に上昇し、10年物米国国債は4.30%から4.50%に上昇した。

ソブリン・スプレッドについては、危険資産のリバウンドおよびポジティブキャリーが、周辺銘柄を支えた。10年BTPーブンドスプレッドは、当四半期末には95ベースポイントから70ベースポイントに縮小した。フランスにおいては、相場回復を支えた後、10年OATーブンドスプレッドは、6月末時点においておよそ75～80ベースポイントであった。これは、2027年予算および来たる大統領選挙をめぐる予想される緊張に関する新たな政治的リスクを背景としている。

④ 外国為替

2026年上半年は、米ドルの急激なリバウンドが顕著であり、DXY指数は2025年末の98.32から6月30日には101.19へと2.9%上昇した。2月28日にイランで戦争が開始されたことを受けて、ドルが求められ（1月および2月における2ヶ月間連続の下落の後、3月には4.1%上昇。）、その後は、新議長のケビン・ウォーシュ氏が率いる連邦準備制度理事会の制限的転換が推進力となった。

ユーロ／米ドルは特に乱高下の半年間となり、1月末には1ユーロ1.20米ドルの基準を超え（2021年6月以来の高値）、その後6月には1ユーロ1.1325米ドルに下落した。半年間の下落率は2.7%を記録し、2024年下半年以来の軟調となった。

ポンドはこれよりも持ちこたえ（英ポンド／米ドルは1.5%低下して1英ポンド1.325米ドル）、エネルギー依存率が比較的低いために通貨安に歯止めがかかった一方で、キア・スターマー首相の辞任は、当該期間末時点の通貨に予想外の支えとなった。

円は、日本当局の介入にもかかわらず、3.6%低下し、6月末時点の米ドル／日本円は1986年以来の高値となる1米ドル162.7円となった。

中国人民元は、とりわけ貿易黒字に牽引され、3半期連続で上昇（3%増）を記録し、1ドル6.76元と2023年2月以来の最高水準に達した。

⑤ 石油

2026年初頭の原油価格は、低水準であった。市場は、OPECおよび非OPEC諸国の生産量の高い伸びから、供給過剰を予想していた。1月のブレント原油の平均価格は、1バレル当たり64ドルであった。

しかし、米国、イスラエルおよびイランの間で戦争が勃発し、イランによるホルムズ海峡の封鎖以降、市場は重大な供給ショックに直面し、価格は急激な上昇傾向の乱高下となった。原油市場は、1日当たり約10百万バレル縮小した。ブレント原油の高値は、1バレル当たり118ドルに達し、石油製品価格は大幅に高い水準で取引された。

これに対応して、IEAは、その戦略備蓄の大規模な放出を発表し、一方で、中国は輸入を大幅に減少させた。4月、5月および6月における中国の原油輸入量は、2026年1月の同国の水準と比較して1日当たり4～5百万バレル減少した。6月の停戦および覚書締結の発表を受けて物価は急落し、ブレント原油価格は、6月の平均が1バレル当たり84ドルとなり、同月末には1バレル当たり70ドルに近づいた。

⑥ 株式

MSCIワールドは、2026年上半期において9%上昇し、イランにおける戦争の開始時の急落、およびその後の、2026年第2四半期における力強い回復は、高いボラティリティを覆い隠した。

新興国市場は、AIバリューチェーンのプレーヤーに支えられてめざましい業績を上げ、MSCI EMは23%、Kospiは101%の上昇となった。SOX指数もまた101%と急騰したが、逆にマグニフィセント7は2%近い低下に終わり、AIラリーが米国の巨大テクノロジー企業を超えてチップ製造業にまで拡大していることを示した。中国もまた、HSIが11%低下と苦しんだ。

欧州では、ストックス600が8.3%上昇した。同指数の中でも注目されるのは、テクノロジー部門およびエネルギー部門の優勢（第1四半期は非常に堅調だが、第2四半期は弱含み）、ならびに裁量的消費とりわけ自動車部門の相対的不振である。

VIXおよびV2Xは、イランにおける戦争およびホルムズ海峡の封鎖に伴い、VStoxxに関しては35前後、VIXに関しては31前後でピークに達した後、6月末には16前後に戻った（当半期初めの水準に近い。）。この危機において、欧州は米国よりも大きなストレスを示したが、これは、欧州の方が原油価格感応度が高いことと一致している。

(b) ナティクシスの事業分野における重要事象**コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング**

Natixis Corporate & Investment Banking (CIB) は、2026年上半年期において、複雑な地政学的環境下において堅調な金融業績を発表し、顕著な回復力を示した。

グローバル・マーケット業務は、好調な商業実績に支えられ、引続き力強く成長した。株式市場のボラティリティの高まりを受け、株式業務は大幅な成長を遂げた。同時に、市況が厳しい中でも、フィックスド・インカム事業は、外国為替およびコモディティ市場の好調な業績に支えられ、堅調に推移した。同事業分野では、新規顧客数も増加し、その大半は当行の国際的なプラットフォームを通じたものであった。Natixis CIBは、2026年のEnergy Risk Awardsにおいて「Derivatives House of the Year - Bank」を受賞した。

インベストメント・バンキングは、市況が不安定になる中で、過去最高の上半期を記録した。Natixis CIBは、DCMフランチャイズがFIGsでユーロ建て発行（自己勘定取引を除く。）において第1位を維持し、金融発行市場における主導的地位を確立した。SECMフランチャイズはSBF120銘柄の自社株買戻しで第1位を維持している。

実物資産ファイナンスに関しても、3つの事業分野すべてにおいて過去最高の上半期となった。

- ・ インフラストラクチャー・ファイナンスにおいては、すべての部門およびプラットフォームで堅調に推移し、デジタル分野および米国が引続き主な牽引役となっている。また、世界的にデータセンター向け融資に対する需要も非常に堅調に推移した。中東では、厳しい地政学的状況を受け、いくつかの取引が延期され、見直されている。この好調な勢いが評価され、MLAの世界ランキングにおいて第7位から第5位に順位を上げた。
- ・ 商業用不動産ファイナンス業務は、オフィスを除くすべての資産クラスで好調に推移した。欧州では、市場が好調な部門（住宅、物流、ホスピタリティ）と苦戦している部門（セカンダリーオフィスおよび非戦略的小売）の二極化が進む中、事業は徐々に回復している。
- ・ 輸送ファイナンス業務も、フランス、欧州および米国において非常に堅調に推移した。インドにおいて初の取引が完了したことにも留意すべきである。

グローバル・トレードに関しては、2026年上半年期における成長は、好調な市場環境に加え、2025年に実施された社内再編によって顧客により大きな価値を提供できるようになったことにも支えられた。

- ・ 地政学的状況にもかかわらず、中東を含め、すべてのプラットフォームで堅調な成長が見られた。
- ・ トレード・ファイナンス業務は、特にエネルギー転換・モビリティ、防衛および通信メディア技術の各部門に支えられ、牽引された。多角化の面では、運転資金ソリューションにおける成長が継続した。
- ・ 事業分野は、再び過去最高の資金流入を達成した。

グローバル・トレードは、「TXF Perfect 10 Commodity Finance Deals of the Year」の受賞案件4件および「TXF Perfect 10 Export Finance Deals of the Year」の受賞案件2件に関与した。

グローバル・トレードの当年度初めにおける業績および活動は、当行の戦略的目標に沿ったものである。

2026年上半年期において、M&Aネットワークに関して、Natixis CIBは、FenchurchとBroadhaven Capital Partnersの合併を発表した。この新たな投資は、グローバルなM&Aアドバイザリー業務の拡充、金融サービスにおける専門性の深化および米国におけるプレゼンスの強化を目指すNatixis CIBの戦略において、重要な節目となる。Natixis CIBは、Solomon Partnersの経営陣がNatixis CIBとの緊密かつ戦略的な関係を維持しつつ、最も効率的な方法で将来的な成長を追求できるよう、Solomon Partnersの株主構成における自身の持分比率を調整した。Solomonとのパートナーシップは、M&A戦略の主要な推進要因であり、その有効性を裏付けるものである。

Natixis CIBは、特に中東において、当年度初めは低調であったものの、サステナブル・ファイナンスについても戦略目標を追求した。サステナブル収益の増加は、当年度上半期において、2026年の目標を上回る見込みである。Natixis CIBは、Environmental Financeにより、サステナブル・ファイナンスの分野で最多の取引を主導した銀行に関する世界ランキングにおいて第1位となった。

この堅調な業績は、主に以下の要因によるものであった。

- ・ 特に南北アメリカ大陸の「再生可能」および「通信」ならびに欧州の「グリーン不動産」における資金調達活動を継続したこと
- ・ すべてのセグメント、地域およびテーマにわたり、グリーン債およびサステナブル債の発行が活発であったこと
- ・ 社会に関連する原資産およびESG指数を対象とする投資ソリューションが、特に戦略的自律性という革新的なテーマにおいて成果を上げたこと

Natixis CIBは、気候目標に向けた道筋を厳格に管理することで、Groupe BPCEの気候コミットメントに積極的に貢献してきた。その成果は、独自のツールであるグリーン・ウェイティング・ファクターによる評価に基づく年間のカラー・ミックス目標の達成に表れている。

全体として、南北アメリカ大陸、欧州ならびにアジア太平洋および中東の3つのプラットフォームが、堅調な商業実績を記録した。特に、Natixis CIBは、インドにおけるプレゼンスを徐々に高めるため、同国での戦略的なイニシアチブを継続し、ギフト・シティに支店を開設すると発表した。

資産運用およびウェルス・マネジメント

VISION 2030年計画の開始から2年が経過し、**Natixis Investment Managers (Natixis IM)** は、自社チームおよび関連資産運用会社のチームによる取組み、ならびにそれらが顧客のあらゆるニーズに応えるために考案した積極的な投資戦略により、顧客から選ばれるパートナーとしての地位を確固たるものにしている。2024年以降、同社は、一連のイニシアチブを開始し、資産運用における世界的な主要プレーヤーを構築するための戦略的ロードマップのすべての柱において進展を遂げている。

Natixis IMは、同社の事業範囲を拡大し、販売モデルを適応させた。

- ・ 2025年6月に、2,000十億ドル超の運用資産を有するウェルス・マネジメントのトップ企業であるEdward Jonesとパートナーシップを構築したことにより、米国におけるプレゼンスを強化した。これにより、Natixis IMは、すでに約10,000人の資産運用アドバイザーと関係を構築している。
- ・ フランスでは、VEGA Investment Solutionsが2025年の立ち上げ以来、着実に成長している。同社は、Groupe BPCEの顧客専用の財形貯蓄の専門家であり、その運用資産額は、2026年6月末時点で89十億ユーロに達し、2025年12月末時点の81.5十億ユーロから9%増加した。
- ・ 国際流通では商業面の勢いが強く、2026年上半期の純流入は6十億ユーロ超（同期間の総流入は24十億ユーロ超）であった。

Natixis IMは、顧客の目的に応えるため、投資サービスも強化している。

- ・ 2026年6月、Flexstone Partnersが、ボストンを拠点とし、プライベート・エクイティのセカンダリー投資を専門とする運用会社であるGlouston Capitalの買収を発表した。これにより、急成長するセカンダリー市場におけるFlexstoneの能力を強化する。
- ・ Gateway Investment Advisersが、ロサンゼルスを拠点とするセパレートリー・マネージド・アカウントにおけるオプション戦略の専門家であるBelmont Capital Groupの事業を2025年末に買収した後、同社の事業を統合した。
- ・ 2026年1月、MirovaとThematics Asset Managementが合併した。これにより、革新性とポジティブな影響力を組み合わせた独自のサービスを提供し、テーマ型投資における新たなグローバル・ベンチマークを設定する。
- ・ FCPEミューチュアルファンド「Sélection VEGA Souveraineté」をはじめとする、新しい革新的な戦略を導入した。同ファンドは、Natixis InterépargneとVEGA ISが共同で立ち上げたもので、上場および非上場の欧州株式への投資を通じて欧州の自律性の強化を目指すものである。

Natixis Interépargneは、預金者数が4百万人を突破し、6月末時点の運用資産額が50十億ユーロを超えたことで、そのリーダーシップを確固たるものにした。

Natixis Interépargneと、補完的退職貯蓄を専門とする唯一のフィンテック企業であるMy PENSIONは、従業員貯蓄制度および年金貯蓄制度に特化したサービスを通じて双方の専門知識を結集し、フランスでより多くの従業員がこれらの貯蓄制度を利用できるようにした。

Natixis Interépargneは、VEGA ISと共同で、従業員貯蓄制度および年金貯蓄制度向けの「Sélection VEGA Souveraineté」ファンドを立ち上げた。同ファンドは、上場および非上場の欧州株式への投資を通じて、特に防衛部門に重点を置くことで、欧州の自律性の強化を目指すものである。

預金者は、ファンド比較ツールを利用できるようになった。これにより、自身が加入する制度の対象ファンドの過去の運用実績を容易に閲覧・比較し、投資判断の参考にすることができる。

商業面の勢いは継続しており、Transdev、Egis、フランスのTikTok、およびSNCFの子会社であるICF Habitatといった大手企業が顧客となっている。

運用業務の強化の一環として、**Natixis Wealth Management**は、第1四半期に、Dorval Asset Management（2025年7月に買収）と共同で投資一任サービスを開始し、また当行に新たな運用チームが加わったことを受け、アドバイザー運用事業も順調なスタートを切った。

また、人材、顧客／見込み客の明確な区分、一貫した価値共有および継続的な営業推進活動に基づく、野心的な目標を掲げたコミットメント憲章の枠組の下で、特定のBanques PopulairesおよびCaisses d'Epargneとの事業およびシナジーが加速していることも特筆すべきである。

最後に、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneのネットワークを通じた、Teora（Natixis Wealth Managementのプレミアム生命保険プラットフォーム）への流入が良好であることも確認された。

(ii) 2026年6月30日現在の経営報告書

比較可能性のため、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（CIB）においては、パートナーシップ契約の見直しに伴いSolomon Partnersが連結対象から除外されたことならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの各事業分野の収益の新たな表示方法を踏まえ、経営報告書全体を修正再表示している。

プロフォーマ経営データとは、「(iii) 定義および代替業績指標」に示した修正再表示を考慮した後の2025年および2026年のデータを指す。

(a) 連結決算

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	変動		
		2025年上半期 プロフォーマ	2026年と2025年との比較 現行	恒常
銀行業務純利益	4,390	4,160	5.5%	8.6%
うち事業分野	4,285	4,164	2.9%	5.7%
営業費用	(3,034)	(3,006)	0.9%	3.5%
営業総利益	1,356	1,154	17.5%	21.8%
リスク費用	(129)	(124)	-	-
営業利益	1,227	1,030	19.2%	24.0%
持分法	16	14	-	-
その他資産に係る損益	(1)	5	-	-
のれん価値における変動	-	-	-	-
税引前利益	1,242	1,048	18.5%	23.2%
所得税	(273)	(319)	(14.4%)	(11.5%)
非支配持分	(34)	(26)	-	-
非継続事業からの純利益	-	-	-	-
純利益（グループ持分）（報告値）	935	704	32.9%	38.7%
費用収益比率	69.1%	72.3%		

連結損益計算書に含まれる主要な項目の増減の分析

銀行業務純利益

ナティクスの銀行業務純利益は、2026年上半期において4,390百万ユーロとなり、2025年と比較して現行為替レートで5.5%、恒常為替レートで8.6%の増加となった。

2026年上半期における資産運用およびウェルス・マネジメント部門ならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門の事業分野から生じた銀行業務純利益は、2025年上半期と比較して現行為替レートで2.9%、恒常為替レートで5.7%増加し、4,285百万ユーロとなった。当該期間中、資産運用およびウェルス・マネジメント部門の収益は1,725百万ユーロとなり、現行為替レートで0.6%、恒常為替レートでも4.2%増加した。同時に、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門の収益は2,560百万ユーロとなり、2025年と比較して現行為替レートで4.5%、恒常為替レートで6.8%増加した。

コーポレートセンターの銀行業務純利益は、Natixis Algérieが含まれているが、2025年上半期にマイナス4百万ユーロであったのに対して105百万ユーロとなった。これには特に、当該期間中のドル相場の影響による、外貨建てDSNの過去の割引に関するプラス32百万ユーロが含まれる（2025年上半期はマイナス158百万ユーロ）。

営業費用および人員

営業費用は、2025年上半期と比較して現行為替レートで0.9%増加して3,034百万ユーロとなり、恒常為替レートで3.5%の増加となった。

資産運用およびウェルス・マネジメント部門に係る費用は1,353百万ユーロとなり、現行為替レートでは横ばい（0.1%減）、恒常為替レートでは3.2%増加した。費用の増加は、恒常為替レートにおける銀行業務純利益の4.2%増加と関連付けて見るべきである。コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門に係る費用は、事業活動に牽引され、現行為替レートでは3.8%増加、恒常為替レートでは5.6%増

加し、1,573百万ユーロとなった。コーポレートセンターに係る費用は、2026年上半期には107百万ユーロとなり、現行為替レートでは20.6%減少し、恒常為替レートでは17.2%減少した。

人員は、2026年6月末現在において常勤労働者が前年比で2.1%増の15,828人となった。人員は資産運用およびウェルス・マネジメント部門において概ね横ばい、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門において3.4%増加した。主にポルトガルにおけるコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門のためのITチームの強化に伴い、支援部門の人員は5.5%増加した。コーポレートセンター事業分野における人員は、連結対象から除外となったSolomonを除くと、前年比で8.3%増加した。これは、ポルトにおけるBPCE向けのITチームが増員され、Natixis Algérieの人員が5.4%減少したことによる。

営業総利益

営業総利益は、2025年上半期と比較して現行為替レートで17.5%、恒常為替レートで21.8%増加し、2026年上半期には1,356百万ユーロとなった。

税引前利益

リスク費用は、2025年上半期と比較して、現行為替レートで4百万ユーロ（恒常為替レートで5百万ユーロ）増加し、2026年上半期には129百万ユーロとなった。事業分野における、残高の割合としてのリスク費用は、2025年上半期の31.7ベシスポイントと比較して、2026年上半期には28.3ベシスポイントとなった。

持分法適用会社からの収益は、2025年上半期の14百万ユーロと比較して、2026年上半期には合計16百万ユーロとなった。

その他資産に係る損益は、現行為替レートで5百万ユーロの利益となった2025年上半期と比較して、2026年上半期には1百万ユーロの損失となった。

したがって、経常税引前利益は、2025年上半期の1,048百万ユーロと比較して、2026年上半期には1,242百万ユーロとなった。

純利益（グループ持分）

税金費用は、2025年上半期の319百万ユーロと比較して、2026年上半期には273百万ユーロとなった。

非支配持分は、2026年上半期には34百万ユーロの損失となり（2025年上半期は26百万ユーロ）、このうち31百万ユーロは資産運用およびウェルス・マネジメント部門、3百万ユーロはコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門によるものであった。

2026年上半期における非継続事業からの純寄与額は、ほとんどゼロ（0百万ユーロ）であった。

これらにより、純利益（グループ持分）は、2025年上半期の704百万ユーロと比較して、2026年上半期は935百万ユーロとなった。

(b) ナティクシスの事業分野別分析

① 資産運用およびウェルス・マネジメント

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	変動		
		2025年上半期 プロフォーマ	2026年と2025年との比較 現行	恒常
銀行業務純利益	1,725	1,715	0.6%	4.2%
資産運用	1,652	1,654	(0.1%)	3.7%
ウェルス・マネジメント	73	61	19.3%	19.3%
営業費用	(1,353)	(1,355)	(0.1%)	3.2%
営業総利益	372	360	3.1%	8.2%
リスク費用	(8)	(8)	-	-
営業利益	363	352	3.2%	8.4%
持分法	-	-	-	-
その他資産に係る損益	-	5	-	-
のれん価値における変動	-	-	-	-
税引前利益	363	357	1.8%	6.9%

所得税	(91)	(95)	(4.6%)	0.2%
非支配持分	(31)	(26)	18.4%	18.4%
純利益（グループ持分）（報告値）	242	236	2.6%	8.3%
費用収益比率	78.5%	79.0%		

資産運用およびウェルス・マネジメント部門の収益は、2025年上半期と比較して恒常為替レートで4.2%増加（現行為替レートでは0.6%増）し、1,725百万ユーロとなった。

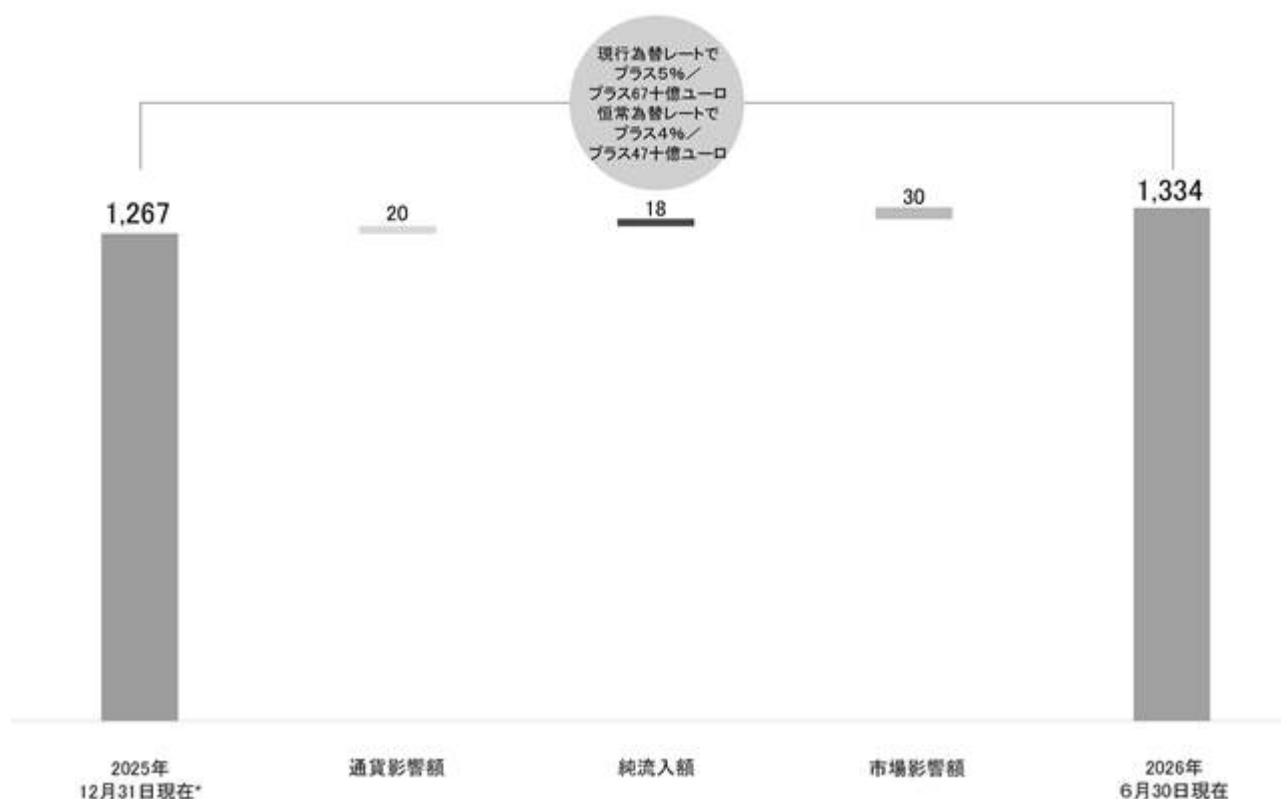
営業費用は、2025年上半期と比較して恒常為替レートで3.2%増加（現行為替レートでは0.1%減の横ばい）し、1,353百万ユーロとなった。

営業総利益は、当該期間中、恒常為替レートで8.2%増加（現行為替レートでは3.1%増）し、372百万ユーロとなった。

A 資産運用

2026年6月末現在、運用資産額は1,334十億ユーロとなり、2025年12月31日現在と比較して現行為替レートで67十億ユーロ増加（5.3%増）した（恒常為替レートでは3.7%増）。これは、オーバーレイ事業の売却に起因する、範囲による影響額を修正した、2025年12月31日現在の数値に基づいている（56十億ユーロ減）。かかる増加は、有利な通貨の影響（20十億ユーロ増）、活発な流入額（18十億ユーロ）、有利な市場の影響（30十億ユーロ増）により生じたものであった。

本年における運用資産額の変動(単位：十億ユーロ)



* 数値は、オーバーレイ事業のEdward Jonesへの売却に伴い、範囲による影響額を考慮して修正再表示された（56十億ユーロ減）。

2026年6月30日現在、当事業分野は主に債券商品により、純流入額18十億ユーロを計上した。

- Active Fundamentalの純流入額は16十億ユーロとなった。これは、主にLoomis Sayles（9十億ユーロ増）およびDNCA（7十億ユーロ増）における債券商品への力強い流入によるものであった。
- Solutionsの純流入額は、主に米国における株式商品で3十億ユーロとなった。
- Ostrum Asset Managementの純流入額は、主に債券商品により、2十億ユーロとなった。

- ・ 個人資産の流出額は、1十億ユーロとなった。オルタナティブ商品の好調な業績（主にVaubanによる1十億ユーロ増）は、AEWの不動産商品における2十億ユーロの流出を相殺しなかった。
- ・ 当該半期中、Quantの流出額は2十億ユーロとなった。

2026年6月30日現在における**平均残高**は1,184十億ユーロとなり、2025年6月30日現在と比較して恒常ユーロで4%増加した（46十億ユーロ増）。

Ostrum Asset Managementを除くと、**平均残高**は796十億ユーロとなり、2025年6月30日現在と比較して恒常ユーロで5%増加した（37十億ユーロ増）。

Ostrum Asset Managementを含む残高に係る利益率は、25.0ベースポイントとなり、2025年6月30日現在と比較して恒常為替レートで0.4ベースポイント上昇した。**Ostrumを除くと**、利益率は35.1ベースポイントとなり、2025年6月30日現在と比較して恒常為替レートでこちらも0.4ベースポイント上昇した。

2026年6月30日現在、**資産運用の銀行業務純利益**は、3.7%増加（2025年上半期と比較して恒常為替レートで58百万ユーロ増）し、1,652百万ユーロとなった。かかる増加は、残高における手数料（75百万ユーロ増）および業績報酬（5百万ユーロ増）の大幅な成長に牽引されたが、市場環境の乱高下により、金融収益の減少（25百万ユーロ減）により一部相殺された。

営業費用は恒常為替レートで1,285百万ユーロとなり、2025年上半期と比較して2.8%増加（35百万ユーロ増）した。

かかる費用の増加は、収益の増加に伴い人件費が上昇したことならびにIT費用および営業費用の増加によるものである。

B ウェルス・マネジメント

2026年6月30日現在、ウェルス・マネジメント事業部門は、大規模な**変革**プロジェクトに対する資金調達を行う一方、**極めて好調なジョーズ効果**を生み出した。

ウェルス・マネジメント部門の銀行業務純利益は、73百万ユーロとなり、2025年6月30日と比較して19.3%増加（12百万ユーロ増）した。これは、貸付残高の増加に伴う純金利差益（6百万ユーロ増）、平均残高の増加に伴う残高における手数料（5百万ユーロ増）、その他手数料（1百万ユーロ増）および成功報酬（1百万ユーロ増）の増加によるものであり、取引手数料の減少（1百万ユーロ減）により一部相殺された。

営業費用は、2025年上半期と比較して10.4%増加（6百万ユーロ増）し、68百万ユーロとなった。このうち、プラス5百万ユーロは範囲による影響額に起因するものであり、プラス1百万ユーロは範囲による影響額を除く人件費であった。

② コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	変動		
		2025年上半期 プロフォーマ	2026年と2025年との比較 現行	恒常
銀行業務純利益	2,560	2,449	4.5%	6.8%
グローバル・マーケット	1,469	1,375	6.9%	8.6%
フィックスド・インカム	888	945	(6.1%)	(4.6%)
株式	570	403	41.6%	44.1%
XVAデスク	11	27	(58.5%)	(58.5%)
グローバル・バンキング	1,101	1,069	3.0%	5.6%
その他	(10)	6	-	-
営業費用	(1,573)	(1,517)	3.8%	5.6%
営業総利益	986	933	5.8%	8.6%
リスク費用	(119)	(121)	(1.5%)	(0.4%)
営業利益	867	812	6.8%	10.0%
持分法	16	14	12.6%	12.6%
その他資産に係る損益	-	-	-	-
税引前利益	883	826	6.9%	10.0%
純利益（グループ持分）（修正値）	656	613	6.9%	10.0%
費用収益比率	61.5%	61.9%	-	-

2026年上半期において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの**銀行業務純利益**は、2025年と比較して、恒常為替レートで6.8%、現行為替レートで4.5%増加して、2,560百万ユーロとなった。

グローバル・マーケット業務の収益は、2025年上半期と比較して、恒常為替レートで8.6%増加し、2026年上半期には合計1,469百万ユーロとなった。

- ・ 金利、外国為替、信用供与、コモディティおよびトレジャリー業務のFIC-T収益は、2025年と比較して、恒常為替レートで4.6%減少し、2026年上半期には888百万ユーロとなった。これは、商品価格の上昇を伴う不安定な市況において、特にコモディティで好調な商業活動があったにもかかわらず、金利の変動が特に影響したためである。
- ・ **株式業務**の収益は、570百万ユーロとなり、恒常為替レートで44.1%と大幅に増加した。好調な市場環境において、**株式デリバティブ**の商業活動の活発さが成長を牽引した。

2026年上半期を通じて、**グローバル・バンキング**の収益は、2025年と比較して、恒常為替レートで5.6%増加して、1,101百万ユーロとなった。

- ・ 2026年上半期において、**インベストメント・バンキング**および**実物資產業務**の収益は、恒常為替レートで10.8%の伸びを記録した。この業績は、**実物資産**、**買収**および**戦略ファイナンス**ならびに**デット・キャピタル・マーケット**に係る**オリジネーション**および**シンジケーション**業務により牽引された。
- ・ **グローバル・トレード**業務の収益は、恒常為替レートで20.2%増加した。これは主に、エネルギー転換およびモビリティ分野における**トレード・ファイナンス**ならびに**資金流入**により牽引された。
- ・ **ファイナンス・ポートフォリオ**の収益は、残高の増加に連動して、恒常為替レートで5.3%増加した。
- ・ **M&A**業務の収益は、2025年上半期には第2四半期で過去最高を記録したベース効果により、恒常為替レートで36.9%減少した。なお、「(iii) 定義および代替業績指標」に示したとおり、M&Aの収益は、Solomon Partnersを連結対象から除外したプロフォーマで表示されている点に留意すべきである。

2026年上半期において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの**営業費用**は、1,573百万ユーロとなり、2025年上半期と比較して、恒常為替レートで5.6%増加した。これは、事業分野の目標を支援するためのIT費用の増加、業績連動報酬および人員の増加ならびに事業成長による営業費用の増加等、費用と投資のインフレを反映している。

営業総利益は、2025年上半期と比較して、恒常為替レートで8.6%増加して合計986百万ユーロとなった。2026年上半期の費用収益比率は61.5%であり、収益の伸びにより、2025年と比較して、恒常為替レートで0.7ポイント低下した。

リスク費用は、依然として不確実な地政学的状況の中、119百万ユーロとなり、2025年と比較して恒常為替レートでマイナス0.4%と横ばいとなった。

税引前利益は、収益の増加により、2025年と比較して恒常為替レートで10.0%増加し、883百万ユーロとなった。

③ コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期	変動		
		2025年上半期 プロフォーマ	2026年と2025年との比較 現行	恒常
銀行業務純利益	105	(4)	-	-
Natixis Algérie	36	38	(6%)	(1%)
Solomon Partners	36	47	(22.2%)	(17.6%)
事業横断型機能	33	(89)	-	-
営業費用	(107)	(135)	(20.6%)	(17.2%)
営業総利益	(2)	(139)	(98.4%)	(98.4%)
リスク費用	(1)	5	-	-
営業利益	(3)	(134)	(97.4%)	(97.4%)
持分法	-	-	-	-
その他の資産に係る損益	(1)	-	-	-
のれんの価値の変動	-	-	-	-
税引前利益	(4)	(134)	(96.9%)	(96.9%)

コーポレートセンター事業分野の銀行業務純利益は、2025年6月末現在のマイナス4百万ユーロと比較して、2026年6月末現在では105百万ユーロとなった。

A Natixis Algérie

短期平均貸付残高は、2025年6月末と比較して、恒常為替レートで横ばいであった。

顧客預金は、需要ならびに定期預金および貯蓄預金の増加に伴い6%増加した。

オフバランスシートコミットメントは、恒常為替レートで10%減少した。これは、信用状（2026年4月以降、規制変更により対外コミットメントの水準が制限されたことによる。）および保証の再発行が減少したことに起因するが、これらはすべて、現地保証の増加により一部相殺された。

最後に、リースの残高は38%増加した。

Natixis Algérieは、2025年6月と比較して、現行為替レートで6%減のプラス36百万ユーロの銀行業務純利益を計上した。マイナス1.9百万ユーロの不利な通貨影響額を除くと、銀行業務純利益は1%減少した。これは、主に外国貿易手数料による手数料の減少（恒常為替レートで19%減）が顕著であったが、特に残高の増加に伴いリース利息（恒常為替レートで38%増）が増加したことによる利息の増加（恒常為替レートで3%増）により、一部相殺されたためである。

B Solomon Partners M&A

Solomon Partnersの銀行業務純利益は、2025年6月と比較して、現行為替レートで22%減のプラス36百万ユーロとなった。本章のハイライトで示したとおり、また、「(iii) 定義および代替業績指標」に示した部門の表示方法の変更に伴い、Solomon Partnersは2026年4月以降、ナティクシスの財務諸表において連結対象外となっており、比較の目的のため、第1四半期の寄与額はコーポレートセンターに計上され、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングには計上されていない。

C 事業横断型機能

事業横断型機能の**銀行業務純利益**には、主にトレジャリーおよび貸借対照表運用取引からの収益が含まれる。2025年6月末現在のマイナス89百万ユーロと比較して、2026年6月末現在はプラス33百万ユーロとなった。

- ・ BPCEが引き受けたドル建ての超劣後債の為替レートの影響は、前年のマイナス158百万ユーロと比較して、2026年6月末現在はプラス32百万ユーロとなった。
- ・ その他の項目の利益は、主に金利の変動により、前年がプラス70百万ユーロであったのに対して、プラス1百万ユーロとなった。

2026年6月末現在のコーポレートセンター事業分野の**営業費用**は、28百万ユーロ減少し、合計107百万ユーロとなった。Solomon Partnersのプロフォーマの影響を除くと、両期間において経常項目が安定していたため、1百万ユーロの減少であった。

コーポレートセンター事業分野の**営業総利益**は、2025年上半期のマイナス139百万ユーロと比較して、2026年6月末現在はマイナス2百万ユーロとなった。

コーポレートセンター事業分野の**リスク費用**は、2025年6月末現在のプラス5百万ユーロと比較して、2026年6月末現在はマイナス1百万ユーロとなった。これには、2026年上半期における、Natixis Algérieのリスク費用マイナス1百万ユーロが含まれている（2025年6月末現在はプラス4百万ユーロ）。

コーポレートセンター事業分野の**税引前利益**は、2025年6月末現在のマイナス134百万ユーロと比較して、2026年6月末現在はマイナス4百万ユーロとなった。

④ リスク費用

2026年6月30日現在のリスク費用はマイナス129百万ユーロとなり、そのうちマイナス47百万ユーロが不良債権のリスク、マイナス82百万ユーロが正常債権の引当金に関するものであった。2025年6月30日現在、リスク費用はマイナス124百万ユーロとなり、そのうちマイナス81百万ユーロが不良債権のリスク、マイナス43百万ユーロが正常債権の引当金に関するものであった。

■ 部門別のリスク費用合計

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日	2025年6月30日
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	(119)	(121)
資産運用およびウェルス・マネジメント	(8)	(8)
その他	(2)	5
リスク費用合計	(129)	(124)

■ 地理的地域別のリスク費用合計

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日	2025年6月30日
欧州およびアフリカ	(150)	(116)
中央およびラテンアメリカ	6	5
北米	8	(26)
アジアおよび中東	7	13
リスク費用合計	(129)	(124)

別表―連結決算

■ 1. 2026年6月30日現在における経營業績を連結決算へと調整

(単位：百万ユーロ)	2026年上半期		2026年上半期		2026年上半期	
	基礎値	特別項目 および非継続事業	修正値	非継続事業の 再分類	報告値	
銀行業務純利益	4,357	32	4,390	-	4,390	
営業費用	(3,010)	(24)	(3,034)	-	(3,034)	
営業総利益	1,347	9	1,356	-	1,356	
リスク費用	(129)	-	(129)	-	(129)	
営業利益	1,219	9	1,227	-	1,227	
持分法	16	-	16	-	16	
その他資産に係る損益	(1)	-	(1)	-	(1)	
税引前利益	1,234	9	1,242	-	1,242	
所得税	(309)	36	(273)	-	(273)	
非支配持分	(34)	-	(34)	-	(34)	
非継続事業前の純利益 (グループ持分)	890	45	935	-	935	
非継続事業からの純利益	-	-	-	-	-	
純利益 (グループ持分)	-	45	935	-	935	
費用収益比率	69.1%		69.1%		69.1%	

■ 2. 2025年6月30日現在における経營業績を連結決算へと調整

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期		2025年上半期		2025年上半期	
	基礎値	特別項目 および非継続事業	修正値	非継続事業の 再分類	報告値	
銀行業務純利益	4,319	(158)	4,160	0	4,160	
営業費用	(2,975)	(31)	(3,006)	-	(3,006)	
営業総利益	1,343	(189)	1,154	-	1,154	
リスク費用	(124)	-	(124)	-	(124)	
営業利益	1,219	(189)	1,030	-	1,030	
持分法	14	-	14	-	14	

その他資産に係る損益	5	-	5	-	5
税引前利益	1,237	(189)	1,048	-	1,048
所得税	(385)	66	(319)	-	(319)
非支配持分	(26)	-	(26)	-	(26)
非継続事業前の純利益 (グループ持分)	827	(123)	704	-	704
非継続事業からの純利益		-	-	-	0.0
純利益 (グループ持分)		(123)	704	-	704
費用収益比率	68.9%		72.3%		72.3%

(iii) 定義および代替業績指標

部門の表示

2026年上半期決算の公表以降、**部門の表示**が変更された。

- ナティクスの損益計算書の表示は、Solomon Partnersとのパートナーシップ契約の再交渉に伴い、同事業体が連結対象から除外されたことを受けて変更された。比較可能性を確保するため、2025年および2026年第1四半期の四半期データが更新され、各中間経営収支において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの業績に対するSolomon Partnersの寄与分を除外し、これをコーポレートセンター事業分野に再配分した。

さらに、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門における収益の開示については、以下の変更が含まれている。

- グローバル・マーケット**において、実物資産業務の50%を同グループに組み入れた（従来はすべてがグローバル・ファイナンスに計上されていた。）。これは、インベストメント・バンキングおよび実物資産のジョイントベンチャーの設立に続くもので、グローバル・マーケットとグローバル・バンキングの間で収益を均等に分配されることになり、これにより両事業分野の組合力および販売力を活用する。かかるグループ内における、その他の事業分野（FICT、株式、xVAおよびインベストメント・バンキングの50%）の収益の表示は、従来どおり変更はない。
- グローバル・バンキング**が新設された。これには、グローバル・トレードやファイナンス・ポートフォリオなど、従来グローバル・ファイナンスに含まれていたファイナンス事業分野が統合されている。以前は独立した事業分野として区分されていたインベストメント・バンキングおよびM&Aの収益は、現在グローバル・バンキングに組み込まれている。最後に、以前はグローバル・ファイナンスに全額が計上されていた実物資産に係るオリジネーションおよびシンジケーション業務の収益は、前述のとおり、グローバル・マーケットと50%ずつ按分されている。

これらの2つの組織変更は、事業分野への支援部門の費用配分に影響を与えていない。

最後に、中間経営収支の表示に関して、表示されている2025事業年度および2026事業年度において特に変更はない。

「事業分野の銀行業務純利益」および「コーポレートセンターの銀行業務純利益」の定義

ナティクスは、以下の2つの事業部門で構成されている。

- 資産運用およびウェルス・マネジメント
- コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

「事業分野」の範囲は、上記2部門を統合したものである。「事業分野」の範囲とは、資産運用およびウェルス・マネジメント部門ならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門の業績をいい、「コーポレートセンター」は除外される。これらの業務部門のほかにコーポレートセンター業務が存在し、ここには主に本部のリファイナンス・メカニズムならびにナティクスの資産負債管理に関連する収益および費用、Natixis Algérieの業績ならびに非継続事業からの残余純利益が含まれる。

特別項目

特別項目は、額の大きい特別項目または経営実績を反映しない項目とりわけ変革費用および再編費用である。次の表は、特別項目の詳細を示したものである。

(単位：百万ユーロ)		2026年 第2四半期	2025年 第2四半期	2026年上半期	2025年上半期
外貨建てDSNに係る為替レートの変動（銀行業務純利益）	コーポレートセンター	9	(103)	32	(158)
変革費用	事業分野および コーポレートセンター	(11)	(20)	(24)	(31)
所得税に及ぼした影響		9	25	36	66
純利益（グループ持分）に及ぼした影響合計		7	(97)	45	(123)

非継続事業からの純寄与額

この表示の使用により、ナティクシスの事業について、現在は売却または処分がなされている事業は除外した上で分析および提言を行うことが可能となる。

「基礎値」／「修正値」／「報告値」の範囲

- ・ 「基礎値」は特別項目（上記の定義を参照のこと。）および非継続事業を除外している。
- ・ 「修正値」は特別項目を含む。非継続事業を含めて表示される場合、これらは損益計算書の下部に個別に表示される。
- ・ 「報告値」は特別項目および非継続事業を含む。

別表-連結決算は、これら3つの損益計算書の表示法の間の移行を示している。これらの異なる表示は、ナティクスおよびその事業分野の実績の評価を、特別項目および非継続事業からの収益を分離して（該当する場合）業務の実績を測定することにより行うことを可能にする。

費用収益比率

費用収益比率とは、費用と収益との比率をいい、銀行部門の業務効率を測定するものである。

リスク費用

これは、連結損益計算書の「リスク費用」項目である。この指標は、リスクの水準を測定する。

その他の定義および規則

銀行業務の分離に係るフランスの法の要件を遵守するため、以前はグローバル・マーケットの一部であった、短期金融市場および担保管理の業務は、2017年4月1日に財務部門に移された。もっとも、互換性を確保するため、経営報告書において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングとは、短期金融市場および担保管理業務を含むコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングを指すものとする。

分析修正再表示には、ブルーデンシャル控除に基づく事業分野別割当が含まれる。

さらに、部門の業績評価の基準は、バーゼル3の平均RWA（CRR3）の10.5%に基づき事業分野への標準自己資本の分配を規定している。

なお、ナティクシスの事業部門の利益は、バーゼル3の規制枠組に従って表示されている。様々な事業部門によって創出された利益を断定するために適用される規則は、以下のとおりである。

- ・ 割り当てられた標準自己資本の利益を各事業部門が受領していること
- ・ 各部門を構成する事業体の発行済株式資本利益率が除去されていること
- ・ Tier2劣後負債の費用が、それぞれの規制上の自己資本に比例して各部門に請求されていること
- ・ 各部門にナティクシスの費用の大部分についての金額の請求書が送られていること。請求書が送られない部分は、ナティクシスの費用合計の3%未満である。

超劣後債務（DSN）は持分金融商品として分類され、すなわち、かかる商品に係る利息費用は、損益計算書において認識されていない。

ナティクシスのROEおよびROTEは、以下のとおり計算される。

- ・ ナティクシスのROEを求めるために使用される利益の測定値は、特別項目を除く純利益（グループ持分）からDSNの税引後利息費用を差し引いたものである。株主の株式資本は、IFRSが定義した平均株主資本（グループ持分）であり、配当金を支払い（平均ハイブリッド負債を除く。）、株主資本として認識される未実現または繰延の損益（OCI）を無効にした後のものである。
- ・ ナティクシスのROTEは、特別項目を除いた純利益（グループ持分）を分子とし、DSNの税引後利息費用を差し引いて計算される。株主の株式資本は、IFRSが定義する、平均株式資本（グループ持分）であり、配当金を支払い、平均ハイブリッド負債、平均無形資産および平均のれんを除き、株主資本として認識される未実現または繰延の損益を除いた後のものである。

事業分野のROEの計算は、以下に基づく。

- ・ 分子に関しては、事業分野の税引前利益。前述の規則のとおり、これに対して標準税率が適用される。標準の税率は、ナティクスの企業が事業を行う法域における納税義務の条件を考慮して、各部門について決定される。これは年に1回決定され、当年度における繰延税金に関連する潜在的な変更については考慮に入っていない。
- ・ 分母に関しては、部門に割り当てられたRWAの10.5%の基準で計算された標準自己資本と、部門および事業分野に直接帰属するプルーデンシャル控除に関連するのれんおよび無形資産を足した額

(iv) 2026年3月18日以降に公表されたプレスリリース

(a) 2026年5月4日付プレスリリース：Natixis Corporate & Investment Bankingにおける人事異動（2026年7月1日付）

Natixis CIBのグローバル・マーケット担当部長代理であり、世界的な信用市場および米州地区のグローバル・マーケットを担当するエマニュエル・イサンシュー氏は、Natixis CIBの米州地区における最高経営責任者に任命された。

エマニュエル氏は、新たな役職において、米州全域におけるコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング業務の発展を主導し、当行の戦略目標の推進、顧客関係の強化および同地域における事業の継続的な成功を確保する。エマニュエル氏は、ナティクシスのCEOであり、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングを担当するモハメド・カララ氏の直属となり、Natixis CIBの経営委員会に加わる。

エマニュエル氏は、BPCEにおけるnovobanco統合プロジェクトの取締役役に就任したオリビエ・ディレイ氏の後任となる。

Natixis CIBのクレジット・ポートフォリオ・アンド・リソース・マネジメント（CPRM）部門のグローバルヘッドであるマルク・デンジャン氏は、2026年7月1日付で信用市場部門のグローバルヘッドに任命された。同氏は、グローバル・マーケット部門のグローバルヘッドであるマイケル・ハイゼ氏の直属となる。

ナティクシスの最高リスク責任者であるラジャ・メグハー氏は、クレジット・ポートフォリオ・アンド・リソース・マネジメント（CPRM）部門のグローバルヘッドに任命された。同氏はモハメド・カララ氏の直属となり、Natixis CIBの経営委員会に加わる。

市場および取引相手方リスク部門のグローバルヘッドであるジョエル・ベナロッシュ氏は、ナティクシスのグローバル最高リスク責任者に任命された。同氏はモハメド・カララ氏の直属となり、ナティクシスの最高経営委員会の構成員となる。

これらの人事異動は、必要な規制当局の承認を条件とする。

ナティクシスのコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングを担当するCEOであり、Groupe BPCEの最高経営委員会の構成員でもあるモハメド・カララ氏は、以下のとおり述べた。「これらの人事異動を通じて、Natixis CIBは、多様なキャリアパスが、多岐にわたるスキルと相互に補完し合う専門知識を備えたリーダーシップチームを構築する上で不可欠な要素であるという確信を改めて示している。これは、我々の戦略計画の成功にとって紛れもない強みである。フランス国内および国際的に、顧客に卓越した支援を提供するために、彼らの献身とリーダーシップを頼りにできることを誇りに思う。」

略歴

エマニュエル・イサンシュー氏は、2005年にNatixis CIBに入社し、そのキャリアの大半をロンドンおよびニューヨークで過ごし、グローバル・マーケット部門において信用市場業務を相次いで統括した。2021年より、エマニュエル氏はグローバル・マーケット担当部長代理を務め、世界的な信用供与業務および米州地区のグローバル・マーケットを統括している。

マルク・デンジャン氏は、2018年、Natixis CIBにグローバル・ストラクチャード・クレジット・アンド・ソリューションズ（GSCS）の欧州責任者および欧州信用取引の責任者として入社した。2024年より、マルク氏はCIBのクレジット・ポートフォリオ・アンド・リソース・マネジメント（CPRM）部門を牽引している。同氏はかつて、UBSで欧州モーゲージ・トレーディングおよび欧州SNBスタブファンド・ポートフォリオ・マネジメント・チームを率いた他、Lloyds Bank Corporate Marketsではクレジット・プロダクト（トレーディング・アンド・ストラクチャリング）部門を統括していた。

ラジャ・メグハー氏は、2004年に資産運用業界でそのキャリアを開始し、債券ファンドおよびクレジット・アービトラージ・ファンドのリスク監視業務を担当した。2007年、同氏はナティクスに入社し、クレジット・ストラクチャリング業務におけるリスクおよび業績監視業務に従事した後、2009年のBPCE設立に伴い、市場リスクチームの責任者を務めた。同氏は、2017年に財務リスク担当部長代理に就任し、金融市場、資産・負債管理ならびに評価および投資を統括した。2020年、ラジャ氏はGroupe BPCEの最高財務リスク責任者に任命された。2022年より、同氏はナティクシスの最高リスク責任者を務めていた。

ジョエル・ベナロッシュ氏は、資本市場において30年超の経験を有しており、当初はエクイティ・デリバティブ取引に従事し、その後リスク管理部門に転身した。2003年、同氏はナティクスに入社し、グローバル・マーケット部門の株式市場取引業務において、欧州エクイティ・デリバティブ取引責任者を含む様々なポジションを歴任した。2018年、同氏はリスク管理担当部長として市場リスク部門に異動し、2022年には市場および取引相手方リスク部門のグローバルヘッドに任命された。

(b) 2026年6月10日付プレスリリース：BPCEの監査役会は、満場一致でニコラ・ナミア氏を業務執行役員会会長に再任

Groupe BPCEの堅調な業績とVision 2030年戦略計画の迅速な実行を反映し、BPCEの監査役会は、ニコラ・ナミア氏を業務執行役員会会長として満場一致で再任するとともに、同氏の提案に基づき、任期4年の新たな業務執行役員会を任命した。

今回の再任に伴い、業務執行役員会には、フランク・ルロワ氏がリスクおよびコンプライアンス担当CEOとして、マテュー・レキヤール氏がリテール・バンキング担当CEOとして就任(注1)した。これにより、人事担当CEOのベアトリス・ラフォリ氏および財務担当CEOのジェローム・テルペロー氏とともに業務執行役員会を構成する。

(注1) 就任は規制当局の承認を条件とする。

BPCEの監査役会会長のエリック・フジュール氏は、「監査役会は、当行の協同組合グループ内の信頼と対話、そして足並みを揃える手法を特徴とし、かつ、困難で野心的なプロジェクトを成功裏に遂行する能力を備えた、現在のガバナンスの有効性を高く評価した。

現在、当行は再び優れた財務および商業実績を上げており、Banque PopulaireおよびCaisses d'Epargne banks向けの共通テクノロジー・プラットフォーム構築プロジェクトの始動の成功や、欧州における最近のM&A案件にも表れているとおり、当行の戦略を実行する能力を示している。

この勢いは、当行グループにとって最良のものである。こうした進展と成果に基づき、当行はニコラ・ナミア氏および業務執行役員会への信任を当然のこととして再確認した。」と述べている。

また、ニコラ・ナミア氏は、「エリック・フジュール氏が議長を務めるBPCEの監査役会から、再び信任をいただいたことに心より感謝を申し上げる。

当行の協同組合モデルは、長期的視点に根差していることにその強みがある。だからこそ、Banque Populaire およびCaisses d'Epargne banksの各会長およびCEOの皆様とともに、当行のVision 2030年戦略計画を通じて、今後10年の終わりまでの当行グループの将来像を描いた。そして今、この戦略は成果を上げ始めている。

フランスでは、Banque PopulaireおよびCaisses d'Epargne banksを通じて、新規顧客の獲得、当行のデジタル化の加速および共通テクノロジー・プラットフォーム構築プロジェクトの推進に取り組んでいる。欧州では、BPCE Equipment Solutionsおよびnovobancoの買収が、当行の大規模な成長および多角化プロジェクトを遂行する能力、ひいては欧州の経済・金融主権の強化に積極的に貢献できることを示している。そして世界では、Natixis CIBがすべての事業分野で卓越した勢いを生み出し続けており、Natixis IMは高水準の資金流入を通じて有機的成長を続けている。

こうした勢いと初期の成功が、私が献身と熱意を持ち続け、上級経営委員会とともにVision 2030年の今後数年間を推進していく理由となっている。当行は決意と自信を持って発展の次の段階へと歩みを進めており、当行の顧客、協同組合株主および100,000人の従業員の利益のために、さらに加速していく。彼らの献身と当行の成功への貢献に、心から感謝を申し上げる。」と述べている。

業務執行役員会の再任に伴い、上級経営委員会には、最高インパクト責任者のヴァレリー・コンブス・サントンジャ氏、コミュニケーション責任者のマキシム・ペッシュ・ド・プリュヴィネル氏および戦略責任者のシルヴァン・プティ氏の3名の新たな構成員が加わる。

BPCEの上級経営委員会は現在、以下の構成員で構成されている。

- ・ ニコラ・ナミア氏：業務執行役員会会長、BPCEのCEO
- ・ ベアトリス・ラフォリ氏：業務執行役員会の構成員、人事担当CEO
- ・ フランク・ルロワ氏：業務執行役員会の構成員、リスクおよびコンプライアンス担当CEO
- ・ マテュー・レキヤール氏：業務執行役員会の構成員、リテール・バンキング担当CEO
- ・ ジェローム・テルペロー氏：業務執行役員会の構成員、財務担当CEO

- ・ ローラン・ベネター氏：テクノロジーおよびオペレーション担当CEO
- ・ ジャック・ベイサード氏：事務総長
- ・ コリンヌ・シピエール氏：保険担当CEO
- ・ ヴァレリー・コンプス・サントンジャ氏：最高インパクト責任者
- ・ ファブリス・グルジョネ氏：ファイナンス・ソリューションおよび専門部門担当CEO
- ・ モハメド・カララ氏：ナティクスのCEO
- ・ マキシム・ペッシュ・ド・プリュヴィネル氏：コミュニケーション責任者
- ・ シルヴァン・プティ氏：戦略責任者
- ・ フィリップ・セトボン氏：ナティクスのCEO代理
- ・ イヴ・ティロッド氏：AI、デジタルおよび決済担当CEO

BPCEの業務執行役員会の構成員であり、リスクおよびコンプライアンス担当CEOを務めるフランク・ルロワ氏の略歴

フランク・ルロワ氏は、金融セクターで30年近くの経験を持つ。同氏は、1998年にSociété Générale Asset Management (SGAM) で財務エンジニアとしてキャリアをスタートさせ、その後2001年にクレジットおよびハイイールド債のポートフォリオ管理者に就任した。2005年に財務エンジニアリング部長に任命された後、2008年にはSGAMの経営委員会の委員となった。その後、フランク氏は投資ソリューション部門を率い、従業員貯蓄管理、資産配分、マルチ管理および財務エンジニアリングを担当した。

2010年、同氏はBanque Palatineに財務ディレクター兼市場および財務管理部長として入行し、経営委員会に任命された。2016年には財務リスクのグループ・ヘッドに任命され、2020年にナティクスに移籍し市場リスクのグローバルヘッドを経て、最高リスク管理責任者に就任した。

2022年12月以降、同氏はリスク担当CEOを務めている。今回、BPCEの業務執行役員会の構成員として、リスクおよびコンプライアンス担当CEOに就任し、その職責を拡大した。

フランク・ルロワ氏は、Ecole PolytechniqueおよびEcole Nationale des Ponts et Chausséesの卒業生である。

BPCEの業務執行役員会の構成員であり、リテール・バンキング担当CEOを務めるマテュー・レキヤール氏の略歴

金融に関して30年超の経験を持つマテュー・レキヤール氏は、2022年からBanque Populaire Val de Franceの最高経営責任者を務めている。同氏の経歴には、商業部門および支援部門における様々な管理職が含まれる。

同氏はGroupe BNP ParibasおよびCICでキャリアをスタートさせた後、2006年にBanque Populaire du Nordに入行し、2009年には融資担当の経営委員会の構成員に任命され、その後オペレーション担当を務めた。2017年には、Caisses d'Epargne Bretagne Pays de Loireの経営委員会に加わり、当初はコーポレート・バンキング、その後リテール・バンキングを担当した。2022年1月、同氏はBanque Populaire Val de Franceの最高経営責任者に任命された。

マテュー・レキヤール氏はISTEC Business Schoolを卒業し、EDHECのエグゼクティブMBAを取得している。

(c) 2026年6月16日付プレスリリース：Natixis CIBは、FenchurchのBroadhaven Capital Partnersとの戦略的合併を通じて、そのグローバルなM&Aアドバイザリー業務を強化する。

Natixis Corporate & Investment Banking（Natixis CIB）は本日、その関係会社であるFenchurch Advisory Partnersが、金融サービスおよび金融工学部門における、米国を拠点とする大手アドバイザリーファームであるBroadhaven Capital Partnersと合併する最終的な契約を締結したと発表した。この戦略的取引は、Groupe BPCEのコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門であるNatixis CIBが、「Vision 2030年」戦略計画に沿って、米国市場での基盤を強化し、M&Aアドバイザリーの専門性を拡大するという野心を浮き彫りにしている。

この戦略的合併は、Natixis CIBがグローバルなM&Aアドバイザリー業務をさらに強化し、金融サービスの専門性を深め、世界最大の金融サービス市場である米国でのプレゼンスを拡大するという目標に向けた重要な一歩となる。

Fenchurchは、2018年からNatixis CIBのM&Aネットワークの一員であり、金融サービスセクターに特化した最も評価の高い投資銀行アドバイザリーファームの1つである。ロンドン、ニューヨークおよびパリにオフィスを構える同社は、保険、資産運用およびウェルス・マネジメント、銀行ならびに専門金融において、企業および資金スポンサーである顧客に対し、信頼できる独立したアドバイスを提供する。2025年、同社は27件の取引において助言を行い、英国および欧州の金融サービスセクターにおいて第1位のアドバイザーとしてランクインした。

2009年に設立されたBroadhavenは、金融サービスおよびテクノロジーの融合分野における独自の機能を持ち、M&A、資金調達および戦略的取引について、企業および資金スポンサーに助言を行う一流の投資銀行としての地位を確立している。同社は、フィンテック、資産運用およびウェルス・マネジメント、市場インフラならびに民間の資金調達において深い関係性とセクターの専門知識を持つ北米の基盤に高い補完性をもたらす。40名の経験豊富な専門家チームを擁し、125件の取引において助言が完了し、その総額は100十億米ドルを超える。

当該合併により、米国におけるFenchurchの事業拡大が大幅に加速し、Natixis CIBが大西洋の両岸の顧客を支援する能力が強化される。合併後の事業には、ロンドン、ニューヨーク、シカゴおよびパリのオフィスに、30名のシニア・マネージング・ディレクターおよびマネージング・ディレクターを含む、金融サービスセクターに特化した110名超の投資銀行家が在籍する。

顧客は、より深い専門知識、より広範な地理的範囲および強化された大西洋横断的な実行能力の恩恵を受け、FenchurchとBroadhavenの両社を特徴づける、専門的で独立した上級者主導の助言についても引続き受けることができる。

Natixis CIBにとって、当該取引は、同社の主要産業部門の1つである金融機関向け国際アドバイザリー業務を強化し、金融工学部門との連携をさらに強化する。また、北米におけるNatixis CIBのM&Aアドバイザリー能力を拡大し、国境を越えた事業の活発化、規制変更および技術の進化が進む中、顧客を支援する能力を向上させる。

ナティクシスのCEOであり、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングを担当するモハメド・カララ氏は、「この合併は、当行の戦略的アドバイザリー基盤の継続的な拡大における重要な一歩であり、これらの能力を国際的に発展させるという当行の決意をより示すものである。Fenchurchの成長戦略と米国でのプレゼンスを支援することで、当行は金融サービスの顧客に対し、独立した世界最高水準のM&Aの専門知識を提供できる。」と述べた。

Fenchurchの創業者兼最高経営責任者であるマリク・カリーム氏は、「当社は顧客重視を軸とする同じ価値観を共有し、長年にわたり当社の将来のパートナーとなるBroadhavenを評価してきた。彼らを説得して当社に加わってもらえることができ、嬉しく思う。共に、当社の最も重要な複数のサブセクターの基盤を強化し、金融サービスとフィンテックに特化した真に国際的なアドバイザリーファームを創設する。米国で当社のプレゼンスを構築することは、Fenchurchにとって戦略的優先事項であった。Broadhavenは、地理的、文化的およびサブセクターのカバー範囲の観点からもまさにうってつけであり、欧州および米国の顧客を支援する当社の能力を大幅に強化してくれる。」と述べた。

4 【重要な契約等】

本書に開示されているその他の項目を除き、2025年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

主要な設備の状況について、当該半期中に重要な変更はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

授 権 株 数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	3,962,029,495株 (2026年8月3日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授權株式という概念はない。しかしながら株主から取締役会への委託により発行される株式という概念がある。当行の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役会に与えることができる。

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
当行の株式は、株主の判断により、記名式または識別可能な無記名式のいずれかの形式とする。 (1株の額面金額1.60ユーロ)	普通株式	3,962,029,495株 (2026年8月3日現在)	未上場	議決権に制限のない株式

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

「第6 経理の状況－1 中間財務書類－(1) 中間連結財務諸表および注記」の注記8を参照のこと。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

2026年8月3日現在、当行の取締役会は、増資に関して株主総会から付与された委任または財務上の権限を一切有しておらず、またそのような委任を利用したこともない。2025年には無償株式割当は実施されておらず、2023年4月14日以降、施行されている無償株式配分制度に基づき、現在権利確定中の株式は存在しない。

2026年上半期中、取引は実施されなかった。

(4) 【大株主の状況】

2026年8月3日における株式資本の配分

2026年8月3日現在、BPCEは実質的に全株式資本を保有しており、Groupe BPCE内の1つの事業体がBPCEの証券担保ローンを通じて1株を保有しているが、これは株式資本の0.001%未満に相当する。

2 【役員の状況】

(a) 取締役会

2026年8月3日、取締役会は、BPCE取締役の常任代表者であるコリンヌ・シピエール氏をエレーヌ・マダール氏の後任として任命したことを記録した。

2026年8月3日、取締役会は、株主総会による承認を条件として、予め以下の事項を決定した。

- ドミニク・ガルニエ氏の後任として、イザベル・ロドニー氏の取締役への任命。任期は残存期間、すなわち2027年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために2028年に開催される株主総会までとする。

- ー シルヴィ・ギャルスロン氏の後任として、パスカル・プイエ氏の取締役への任命。任期は残存期間、すなわち2027年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために2028年に開催される株主総会までとする。

男性の数（監査人を除く）：8名、女性の数：6名（女性の比率43%）

氏名	当行内での 主な役職	社外での 主な役職	略歴
BPCE ナティクス株式持分： 3,962,029,494株 (2026年8月3日現在)	取締役 常任代表者：コリンヌ・シビエール氏 生年月日：1976年10月4日 国籍：フランス 初就任：2009年8月25日開催の取締役会で選任、2010年5月27日開催の株主総会で承認 任期満了日：2027年開催の株主総会 ^(a) 監査委員会委員 初就任：2017年12月21日開催の取締役会	BPCE上級経営委員会委員 BPCE Assurancesの最高経営責任者 75013 パリ市プロムナード・ジェルメーヌ・サブロン7番地	École Polytechniqueを卒業し、カリフォルニア大学バークレー校で理学の修士号を取得したコリンヌ・シビエール氏は、キャリアのすべてを保険業界で築いてきた。2002年にMarshでキャリアを開始させ、戦略、マーケティングおよびコミュニケーション、業務および情報システム担当取締役ならびにエグゼクティブ委員会の委員となった。2014年にはRoyal Sun Alliance Franceの最高経営責任者に任命され、2016年にAllianz Global Corporate and Specialty (Allianz Groupの大規模リスク保険会社)に加わり、フランス支店の管理ならびに地中海地域の営業およびマーケティング部門を担当した。2021年にはAllianz Franceのエグゼクティブ委員会に加わり、生命保険および損害保険の顧客サービスを統括した。また、2014年から2015年までUnion of Young French Insurers and Reinsurers (Ujarf) の会長を務め、2021年から2023年まではX-Finance（金融業界のポリテクニシャンのコミュニティ）の会長を務めた。2024年2月1日以来、コリンヌ・シビエール氏はBPCE Assurancesの最高経営責任者である。 Groupe BPCE内でコリンヌ・シビエール氏はBPCEの経営委員会の委員であり、保険部門の代表を務めている。

イザベル・ロドニー 生年月日：1965年2月10日 国籍：フランス	取締役 初就任：2026年8月3日開催の取締役会で選任 任満了日：2028年開催の株主総会^(b) リスク、コンプライアンスおよび内部統制委員会委員 初就任：2026年8月3日開催の取締役会 米国リスク委員会委員 初就任：2026年8月3日開催の取締役会	CASDEN Banque Populaireの最高経営責任者	イザベル・ロドニー氏は、ESCP Business Schoolで商法の学士と修士を取得し、Stanford Graduate School of Businessを卒業し、Coficobaでキャリアを開始させた。1988年、同氏はCASDEN Banque Populaireに入社し、財務機能全般を担当する取締役代理を務めた。その後、Caisse Nationale des Caisses d'Epargneに加わり、計画およびALM部門の取締役、続いて財務実績部門の取締役を歴任した。2008年には、Caisse d'Epargne Côte d'Azurの業務執行役員会に加わり、財務および専門知識部門を統括した。 Groupe BPCE内でイザベル・ロドニー氏は、2021年4月1日からCASDEN Banque Populaireの最高経営責任者を務めている。
---	---	--	--

パスカル・プイエ 生年月日：1968年12月17日 国籍：フランス	取締役 初就任：2026年8月3日開催の取締役会で選任 任期满了日：2028年開催の株主総会^(b) 監査委員会委員 初就任：2026年8月3日開催の取締役会	Crédit Coopératifの最高経営責任者	Polytech engineering school（旧CUST）を卒業し、コンピューター科学のDEAを取得したパスカル・プイエ氏は、特にパリのIEPでコーポレート・ファイナンスおよびキャピタル・マーケットに関する研修課程を修了した。パスカル・プイエ氏は1993年、Caisse d'Epargne Auvergneで情報システム専門部長としてキャリアを開始させた。2003年には、Caisse d'Epargne d'Auvergne et du Limousinの合併に伴う変革管理を担当した。2005年から2008年にかけては、Caisse d'Epargne Auvergne Limousinにおいて、人事および銀行業務を担当する業務執行取締役を務めた。2008年には、Caisse d'Epargne de Picardieの業務執行役員会の役員としてリソース部門を担当し、2010年には同じ職務でCaisse d'Epargne Auvergne et Limousinに加わった。2015年、同氏はCaisse d'Epargne Auvergne et Limousinにて、Banque des Décideurs en Régionを担当する業務執行役員会の役員に任命され、法人、社会・連帯経済、社会住宅および機関投資家市場の事業開発を統括した。2021年に同氏はBPCE S.A.に入社し、Caisses d'Epargneの開発担当取締役に就任するとともに、Caisses d'Epargneの社会住宅運営会社であるGroupe Habitat en régionの取締役会会長に就任した。 パスカル・プイエ氏は、2023年6月1日からCrédit Coopératifの最高経営責任者を務めている。
---	---	----------------------------------	---

(a) 2026年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために招集される2027年開催の株主総会

(b) 2027年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために招集される2028年開催の株主総会

(b) 上級経営陣

2026年5月29日以降、上級経営陣に変更はなかった。

(c) 上級経営委員会

2026年5月29日以降、上級経営委員会の委員に変更があった。すべての変更は下線で示されている。

ラジャ・メグハー氏は2026年7月1日以降、上級経営委員会の委員ではなくなった。

ジョエル・ベナロッシュ氏は2026年7月1日付で、上級経営委員会の委員に選任された。

・上級経営委員会（CDG）の委員（本書提出日現在）

男性の数：5名、女性の数：4名（女性の比率44%）

モハメド・カララ コーポレート・バンキング およびインベストメント・ バンキングを担当する最高 経営責任者	フィリップ・セトボン 資産運用およびウェルス・ マネジメントを担当する最 高 経 営 責 任 者 代 理 、 Natixis Investment Managersの最高経営責任者	ジェニファー・パート コンプライアンス、法務、 セキュリティ、ガバナンス および規制関連業務担当の 相談役	ナタリー・ブリッカー 財務、戦略、リスク、コン プライアンスおよび法務担 当 の Natixis Investment Managersの最高経営責任者 代理
ニコラ・フナール ITおよびオペレーションの グローバルヘッド	ジョエル・ベナロッ シュ 最高リスク管理責任者	アンヌ・サボ 最高財務責任者	セシル・トリコン・ボサー ド 最高人事責任者
マイケル・ハイゼ グローバル・マーケットの グローバルヘッド			

第6 【経理の状況】

- a. 当行グループの原文の中間連結財務諸表は、EUが採用し、IASBが公表したIFRSに準拠して作成された。当行グループが採用した会計原則、会計慣行及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められるそれらとの間の主な相違点に関しては、「3. 本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。
当行グループの中間連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の適用を受けるものである。
- b. 原文の中間連結財務諸表は、外国監査法人等から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
- c. 原文の中間連結財務諸表はユーロで表示されている。「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2026年8月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝185.70円の為替レートで換算された金額である。金額は億円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- d. 円換算額及び「2. その他」から「3. 本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違」までの記載事項は、原文の中間連結財務諸表には含まれていない。

1 【中間財務書類】

(1) 中間連結財務諸表および注記
連結損益計算書

	注記	2026年6月30日に終了した期間		2025年6月30日に終了した期間	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
受取利息および類似収益	3.1	5,306	9,853	5,762	10,700
支払利息および類似費用	3.1	(4,049)	(7,519)	(4,794)	(8,902)
受取報酬および受取手数料	3.2	2,681	4,979	2,687	4,990
支払報酬および支払手数料	3.2	(764)	(1,419)	(590)	(1,096)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る正味損益	3.3	1,215	2,256	1,098	2,039
資本を通じて公正価値で測定される金融商品に係る正味損益	3.4	34	63	33	61
償却原価で測定される金融資産の認識中止による正味損益	3.5	(8)	(15)	(3)	(6)
その他業務収益	3.6	38	71	24	45
その他業務費用	3.6	(63)	(117)	(56)	(104)
銀行業務純利益		4,390	8,152	4,160	7,725
営業費用	3.7	(2,913)	(5,409)	(2,885)	(5,357)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却および減損引当金		(121)	(225)	(122)	(227)
営業総利益		1,356	2,518	1,154	2,143
リスク費用	3.8	(129)	(240)	(124)	(230)
営業純利益		1,227	2,279	1,030	1,913
持分法による投資利益		16	30	14	26
その他の資産に係る正味損益	3.9	(1)	(2)	5	9
のれんの価値の変動		0	0	0	0
税引前利益		1,242	2,306	1,048	1,946
法人所得税	3.10	(273)	(507)	(319)	(592)
非継続事業に係る純利益		0	0	0	0
当期純利益／（損失）		969	1,799	729	1,354
うち、グループ持分		935	1,736	704	1,307
うち、非支配持分に帰属する利益		34	63	26	48

当期純利益およびその他の包括利益に係る計算書

	2026年6月30日に終了した 期間		2025年6月30日に終了した 期間	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
純利益	969	1,799	729	1,354
損益にリサイクル可能な項目	141	262	(571)	(1,060)
為替換算調整額	132	245	(576)	(1,070)
期中の再評価調整額	144	267	(576)	(1,070)
純損益への振替	(13)	(24)	0	0
その他の分類変更	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	3	6	12	22
期中の再評価調整額	0	0	20	37
純損益への振替	3	6	(7)	(13)
その他の分類変更	0	0	0	0
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	10	19	(12)	(22)
期中の再評価調整額	3	6	(8)	(15)
純損益への振替	7	13	(4)	(7)
その他の分類変更	0	0	0	0
資本に直接計上された持分法適用関連会社の純利益に対する持分（損益にリサイクル可能）	(0)	(0)	(0)	(0)
売却目的で保有する非流動資産^(a)	0	0	7	13
損益にリサイクル可能な項目に係る税効果	(3)	(6)	(3)	(6)
損益にリサイクル不可能な項目	(632)	(1,174)	(140)	(260)
確定給付制度の再評価調整額	3	6	4	7
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	(871)	(1,617)	(239)	(444)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	29	54	36	67
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	0	0	0	0
資本に直接計上された持分法適用関連会社の純利益に対する持分（損益にリサイクル不可能）	0	0	0	0
売却目的で保有する非流動資産	0	0	0	0
損益にリサイクル不可能な項目に係る税効果	207	384	60	111
その他の包括利益に直接計上された損益（税引後）	(491)	(912)	(711)	(1,320)
利益合計	479	890	19	35
グループ持分	441	819	(7)	(13)
非支配持分	37	69	26	48

(a) 注記2.3を参照。

未実現損益または繰延損益に係る税金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に終了した期間			2025年6月30日に終了した期間		
	税引前	法人所得税	税引後	税引前	法人所得税	税引後
為替換算調整額	132	0	132	(576)	0	(576)
損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	3	(1)	2	12	(7)	5
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	10	(3)	7	(12)	3	(9)
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	(871)	214	(657)	(239)	62	(177)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	29	(6)	23	36	(1)	35
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額				0	0	0
確定給付制度の再評価調整額	3	(1)	2	4	(1)	3
関連会社の未実現損益または繰延損益に対する持分	0	(0)	0	0	(0)	0
売却目的で保有する非流動資産 ^(a)				7	1	9
未実現損益または繰延損益の変動合計	(694)	204	(491)	(768)	57	(711)

(a) 注記2.3を参照。

(単位：億円)	2026年6月30日に終了した期間			2025年6月30日に終了した期間		
	税引前	法人所得税	税引後	税引前	法人所得税	税引後
為替換算調整額	245	0	245	(1,070)	0	(1,070)
損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	6	(2)	4	22	(13)	9
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	19	(6)	13	(22)	6	(17)
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	(1,617)	397	(1,220)	(444)	115	(329)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	54	(11)	43	67	(2)	65
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額				0	0	0
確定給付制度の再評価調整額	6	(2)	4	7	(2)	6
関連会社の未実現損益または繰延損益に対する持分	0	(0)	0	0	(0)	0
売却目的で保有する非流動資産 ^(a)				13	2	17
未実現損益または繰延損益の変動合計	(1,289)	379	(912)	(1,426)	106	(1,320)

(a) 注記2.3を参照。

連結貸借対照表－資産

	注記	2026年6月30日現在		2025年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および中央銀行預け金		55,239	102,579	52,793	98,037
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	4.1.1	261,786	486,137	236,980	440,072
ヘッジ目的デリバティブ		480	891	374	695
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	4.3	12,732	23,643	11,711	21,747
償却原価で測定される有価証券	4.5.3	1,954	3,629	1,819	3,378
償却原価で測定される銀行貸出金および債権ならびに類似項目	4.5.1	121,150	224,976	120,877	224,469
償却原価で測定される顧客貸出金および債権	4.5.2	96,246	178,729	84,181	156,324
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価調整額		10	19	0	0
当期税金資産		337	626	327	607
繰延税金資産		1,460	2,711	1,394	2,589
未収勘定および雑資産	4.6	5,588	10,377	5,417	10,059
売却目的で保有する非流動資産	2.3	164	305	197	366
関連会社に対する投資		1,043	1,937	1,059	1,967
投資不動産		0	0	0	0
有形固定資産		681	1,265	742	1,378
無形資産		585	1,086	568	1,055
のれん	4.7	3,177	5,900	3,162	5,872
資産合計		562,630	1,044,804	521,602	968,615

連結貸借対照表－負債および純資産

	注記	2026年6月30日現在		2025年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
中央銀行預り金		0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	4.1.2	275,421	511,457	250,638	465,435
ヘッジ目的デリバティブ		390	724	288	535
銀行預り金および類似項目	4.8.1	144,040	267,482	133,628	248,147
顧客預り金	4.8.2	66,266	123,056	64,150	119,127
債務証券	4.9	41,826	77,671	38,129	70,806
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価調整額		0	0	11	20
当期税金負債		1,219	2,264	1,460	2,711
繰延税金負債		464	862	459	852
未払勘定および雑負債	4.6.2	7,692	14,284	7,262	13,486
売却目的で保有する非流動資産に係る負債	2.3	16	30	21	39
劣後債務	4.10	2,121	3,939	3,022	5,612
引当金	4.11	1,673	3,107	1,485	2,758
株主資本（グループ持分）		21,432	39,799	20,966	38,934
・株式資本および資本剰余金		11,906	22,109	11,805	21,922
・利益剰余金		9,250	17,177	7,983	14,824
・資本に直接計上されたりサイクル可能な損益		404	750	266	494
・資本に直接計上されたりサイクル不可能な損益		(1,064)	(1,976)	(450)	(836)
・当期純利益／（損失）		935	1,736	1,361	2,527
非支配持分		69	128	83	154
負債および純資産合計		562,630	1,044,804	521,602	968,615

株主資本等変動計算書

	株式資本および				資本に直接計上された損益										連結株主資本合計
	資本剰余金		利益剰余金		リサイクル可能					リサイクル不可能					
	株式資本	資本剰余金 ^(a)	その他の発行済資本性金融商品 ^(b)	自己株式の消却	その他の利益剰余金	為替換算調整額	損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品の再評価額	ヘッジ目的デリバティブ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の再評価額	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額 ^(c)	確定給付制度の再評価調整額	当期純利益(グループ持分)	株主資本(グループ持分)	非支配持分	
(単位：百万ユーロ)															
2024年12月31日現在の株主資本	5,894	5,060	2,233	(0)	4,612	826	(78)	57	130	235	(28)	1,352	20,294	80	20,374
2024年度の利益処分					1,352							(1,352)	0		
利益処分後の2024年12月31日現在の株主資本	5,894	5,060	2,233	(0)	5,965	826	(78)	57	130	235	(28)	0	20,294	80	20,374
増資	445	406	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	851	0	851
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2025年度に支払われた2024年度配当金	0	0	0	0	(792)	0	0	0	0	0	0	0	(792)	(51)	(843)
株主との取引に関連する変動額(合計)	445	406	0	0	(792)	0	0	0	0	0	0	0	58	(51)	7
永久超劣後債の発行および償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永久超劣後債に係るクーポンの支払い	0	0	0	0	(89)	0	0	0	0	0	0	0	(89)	0	(89)
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	(576)	19	(9)	35	(177)	0	0	(708)	(0)	(708)
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル不可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	(4)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3
2025年度上期純利益／(損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	704	704	26	729
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(27)	0	(6)	0	0	0	0	0	(33)	3	(30)
その他	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	(1)	0	(0)
2025年6月30日現在の株主資本	6,339	5,466	2,233	(0)	5,050	250	(65)	48	169	58	(25)	704	20,228	58	20,286
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2025年度に支払われた2024年度配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(15)	(15)
株主との取引に関連する変動額(合計)	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	(15)	(15)
永久超劣後債の発行および償還	0	0	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	0	800
永久超劣後債に係るクーポンの支払い	0	0	0	0	(88)	0	0	0	0	0	0	0	(88)	0	(88)
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	(9)	45	(1)	79	(737)	0	0	(623)	0	(623)
当期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル不可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	6
2025年度下期純利益／(損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	657	657	32	690
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(13)	(3)	0	0	0	0	0	0	(16)	8	(8)
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	(0)	1
2025年12月31日現在の株主資本	6,339	5,466	3,033	(0)	4,950	238	(19)	47	248	(679)	(19)	1,361	20,966	83	21,049
2025年度の利益処分		101			1,260							(1,361)			
利益処分後の2025年12月31日現在の株主資本	6,339	5,567	3,033	(0)	6,210	238	(19)	47	248	(679)	(19)	0	20,966	83	21,049
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2026年度に支払われた2025 年度配当金	0	0	0	0	(792)	0	0	0	0	0	0	0	(792)	(51)	(843)
株主との取引に関連する変動額(合計)	0	0	0	0	(792)	0	0	0	0	0	0	0	(792)	(51)	(843)
永久超劣後債の発行および償還	0	0	800	0		0	0	0	0	0	0	0	800		800
永久超劣後債に係るクーポンの支払い	0	0	0	0	(116)	0	0	0	0	0	0	0	(116)		(116)
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0		142	2	7	23	(657)	0	0	(483)	0	(483)
当期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(8)	0	0	0	0	8	0	0	0		0
リサイクル不可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0		0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	(14)	0	0	0	0	0	13	0	(1)	0	(1)
2026年度上期純利益／(損失)	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	935	935	34	969
取得および処分の影響額 ^(a)	0	0	0	0	137	(13)	0	0	0	0	0	0	125	3	128
その他	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	(0)
2026年6月30日現在の株主資本	6,339	5,567	3,833	(0)	5,417	367	(17)	54	270	(1,328)	(6)	935	21,432	69	21,502

- (a) 資本剰余金、法定準備金、任意積立金、長期キャピタル・ゲイン準備金およびその他のナティクスの準備金。
(b) その他の発行済資本性金融商品：永久超劣後債が該当する。(注記8.2を参照。)
(c) 株主資本に認識された、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動（未実現分および実現分）は、注記4.1.2.1に開示されている。
(d) 2025年12月31日現在および2026年6月30日現在の株主資本（グループ持分）への影響は注記2.2に表示されている。

	株式資本および 関連剰余金				利益剰余金		資本に直接計上された損益										連結 株主 資本 合計
							リサイクル可能					リサイクル不可能					
	株式 資本	資本 剰余金 ^(a)	その他の 発行済 金融 商品 ^(b)	自己株式 の消却	その他の 利益 剰余金	為替換算 調整額	金融商品 の再評価 額	ヘッジ 目的 デリバ ティブ	その他の 包括利益 を通じて公 正価値で 測定され る資本 性金融商 品の再評 価額	純損益を 通じて公 正価値で 測定する ものとし て指定さ れた金融 負債に係 る自己の 信用リス クの再評 価額 ^(c)	確定給付 制度の再 評価調整 額	当期純利 益（グ ループ持 分）	株主資本 （グループ 持分）	非支配 持分			
(単位：億円)																	
2024年12月31日現在の株主 資本	10,945	9,396	4,147	(0)	8,564	1,534	(145)	106	241	436	(52)	2,511	37,686	149	37,835		
2024年度の利益処分					2,511							(2,511)	0				
利益処分後の2024年12月31 日現在の株主資本	10,945	9,396	4,147	(0)	11,077	1,534	(145)	106	241	436	(52)	0	37,686	149	37,835		
増資	826	754	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,580	0	1,580		
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式に基づく報酬制度の株 式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2025年度に支払われた2024 年度配当金	0	0	0	0	(1,471)	0	0	0	0	0	0	0	(1,471)	(95)	(1,565)		
株主との取引に関連する変 動額(合計)	826	754	0	0	(1,471)	0	0	0	0	0	0	0	108	(95)	13		
永久超劣後債の発行および 償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
永久超劣後債に係るクーボ ンの支払い	0	0	0	0	(165)	0	0	0	0	0	0	0	(165)	0	(165)		
資本に直接計上された損益 の変動額	0	0	0	0	0	(1,070)	35	(17)	65	(329)	0	0	(1,315)	(0)	(1,315)		
期中における自己の信用リ スク引当金の繰入額	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リサイクル不可能なその他の 包括利益を通じて公正価値 で測定される資本性金融 商品の期中に完了した売却 による利益の準備金への繰 入額	0	0	0	0	(7)	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0		
改訂IAS第19号に従った数 理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	6		
2025年度上期純利益／（損 失）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307	1,307	48	1,354		
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(50)	0	(11)	0	0	0	0	0	(61)	6	(56)		
その他	0	0	0	0	(2)	0	0	0	0	0	0	0	(2)	0	(0)		
2025年6月30日現在の株主 資本	11,772	10,150	4,147	(0)	9,378	464	(121)	89	314	108	(46)	1,307	37,563	108	37,671		
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式に基づく報酬制度の株 式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2025年度に支払われた2024 年度配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(28)	(28)		
株主との取引に関連する変 動額(合計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(28)	(28)		
永久超劣後債の発行および 償還	0	0	1,486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,486	0	1,486		
永久超劣後債に係るクーボ ンの支払い	0	0	0	0	(163)	0	0	0	0	0	0	0	(163)	0	(163)		
資本に直接計上された損益 の変動額	0	0	0	0	0	(17)	84	(2)	147	(1,369)	0	0	(1,157)	0	(1,157)		
当期中における自己の信用 リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
リサイクル不可能なその他の 包括利益を通じて公正価値 で測定される資本性金融 商品の期中に完了した売却 による利益の準備金への繰 入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改訂IAS第19号に従った数 理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	11		
2025年度下期純利益／（損 失）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,220	1,220	59	1,281		
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(24)	(6)	0	0	0	0	0	0	(30)	15	(15)		
その他	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	(0)	2		
2025年12月31日現在の株主 資本	11,772	10,150	5,632	(0)	9,192	442	(35)	87	461	(1,261)	(35)	2,527	38,934	154	39,088		
2025年度の利益処分		188			2,340							(2,527)					
利益処分後の2025年12月31 日現在の株主資本	11,772	10,338	5,632	(0)	11,532	442	(35)	87	461	(1,261)	(35)	0	38,934	154	39,088		
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式に基づく報酬制度の株 式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2026年度に支払われた2025 年度配当金	0	0	0	0	(1,471)	0	0	0	0	0	0	0	(1,471)	(95)	(1,565)		

株主との取引に関連する変動額(合計)	0	0	0	0	(1,471)	0	0	0	0	0	0	0	(1,471)	(95)	(1,565)
永久超劣後債の発行および償還	0	0	1,486	0		0	0	0	0	0	0	0	1,486		1,486
永久超劣後債に係るクーポンの支払い	0	0	0	0	(215)	0	0	0	0	0	0	0	(215)		(215)
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0		264	4	13	43	(1,220)	0	0	(897)	0	(897)
当期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(15)	0	0	0	0	15	0	0	0		0
リサイクル不可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0		0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	(26)	0	0	0	0	0	24	0	(2)	0	(2)
2026年度上期純利益／(損失)	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	1,736	1,736	63	1,799
取得および処分の影響額 ^(a)	0	0	0	0	254	(24)	0	0	0	0	0	0	232	6	238
その他	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	(0)
2026年6月30日現在の株主資本	11,772	10,338	7,118	(0)	10,059	682	(32)	100	501	(2,466)	(11)	1,736	39,799	128	39,929

- (a) 資本剰余金、法定準備金、任意積立金、長期キャピタル・ゲイン準備金およびその他のナティクスの準備金。
(b) その他の発行済資本性金融商品：永久超劣後債が該当する。(注記8.2を参照。)
(c) 株主資本に認識された、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動（未実現分および実現分）は、注記4.1.2.1に開示されている。
(d) 2025年12月31日現在および2026年6月30日現在の株主資本（グループ持分）への影響は注記2.2に表示されている。

キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預け金の正味残高、ならびに金融機関における要求払預金および金融機関からの借入金の正味残高から成っている。

営業活動による現金および現金同等物の変動は、ナティクスの活動により生成されたキャッシュ・フローを含む。

投資活動に関連する現金および現金同等物の変動は、連結および非連結対象の投資、有形固定資産および無形資産の取得および処分に関連するキャッシュ・フローから生じている。

	2026年6月30日に終了した 期間		2025年6月30日に終了した 期間	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
税引前利益	1,242	2,306	1,048	1,946
＋／－有形固定資産および無形資産の減価償却および償却の純費用計上額	121	225	109	202
＋／－のれんおよびその他の非流動資産の評価減	0	0	0	0
＋／－その他の引当金の純繰入額	163	303	127	236
＋／－持分法による投資利益	(16)	(30)	(14)	(26)
＋／－投資活動に係る純損失／（利得）	(49)	(91)	(38)	(71)
＋／－財務活動からの（収益）／費用	49	91	58	108
＋／－その他の活動	(1,100)	(2,043)	350	650
＝税引前利益に含まれる非資金項目およびその他の調整額合計	(832)	(1,545)	593	1,101
＋／－インターバンク市場項目および短期金融市場項目の減少／（増加）額	(896)	(1,664)	(601)	(1,116)
＋／－顧客項目の減少／（増加）額	(9,307)	(17,283)	289	537
＋／－金融資産または負債の減少／（増加）額	1,435	2,665	(1,289)	(2,394)
＋／－非金融資産または負債の減少／（増加）額 ^(d)	(335)	(622)	1,862	3,458
－法人所得税の支払額	(55)	(102)	(299)	(555)
＝営業資産および負債の純減少／（増加）額	(9,159)	(17,008)	(39)	(72)
営業活動による／（に使用した）キャッシュ・フロー（純額）	(8,748)	(16,245)	1,602	2,975
＋／－金融資産および資本持分の減少／（増加）額 ^(a)	46	85	23	43
＋／－投資不動産の減少／（増加）額	0	0	0	0
＋／－有形固定資産および無形資産の減少／（増加）額	(125)	(232)	(131)	(243)
投資活動による／（に使用した）キャッシュ・フロー（純額）	(79)	(147)	(108)	(201)
＋／－株主との取引による受取／（支出）額 ^(b)	(843)	(1,565)	7	13
＋／－その他の財務活動による受取／（支出）額 ^(c)	634	1,177	(124)	(230)
財務活動による／（に使用した）キャッシュ・フロー（純額）	(210)	(390)	(117)	(217)
売却目的で保有する資産および負債のキャッシュ・フロー				
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	71	132	(1,778)	(3,302)
現金および現金同等物の純増加／（減少）額	(8,965)	(16,648)	(401)	(745)
営業活動による／（に使用した）キャッシュ・フロー	(8,748)	(16,245)	1,602	2,975
投資活動による／（に使用した）キャッシュ・フロー	(79)	(147)	(108)	(201)
財務活動による／（に使用した）キャッシュ・フロー	(210)	(390)	(117)	(217)
売却目的で保有する資産および負債のキャッシュ・フロー	0	0	0	0
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	71	132	(1,778)	(3,302)
現金および現金同等物の期首残高	52,582	97,645	51,835	96,258
現金および中央銀行預け金（資産および負債）	52,793	98,037	52,765	97,985
インターバンク残高	(211)	(392)	(930)	(1,727)
現金および現金同等物の期末残高	43,617	80,997	51,434	95,513
現金および中央銀行預け金（資産および負債）	55,239	102,579	53,887	100,068
インターバンク残高	(11,622)	(21,582)	(2,453)	(4,555)
現金および現金同等物の増減額	(8,965)	(16,648)	(401)	(745)

-
- (a) 金融資産および持分投資に関連するキャッシュ・フローで、内訳は以下のとおり。
- ・ 連結対象の持分投資に関連するキャッシュ・フロー 3.2百万ユーロ。
 - ・ 非連結の持分投資に関連するキャッシュ・フロー 42.9百万ユーロ。
- (b) 株主から受け取ったまたは株主に支払ったキャッシュ・フローは、BPCEに支払われた配当金(792.4)百万ユーロと非支配持分に支払われた配当金(51)百万ユーロを含む。
- (c) 財務活動によるキャッシュ・フローの内訳は以下のとおり。
- ・ 劣後債の利息支払額(49)百万ユーロ。
 - ・ 株主資本に計上された超劣後債のクーポン支払額(116.7)百万ユーロ。
 - ・ その他の資本性金融商品の発行 800百万ユーロ。
- (d) 2026年6月30日現在、リース負債に関連するキャッシュ・フロー(70.1)百万ユーロを含む。

[次へ](#)

中間財務諸表注記

		*		*	
注記 1	基本的なフレームワーク	134	注記 4	貸借対照表注記	149
1.1	適用した会計基準	134	4.1	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債	149
1.2	会計原則	135	4.2	金融資産と金融負債の相殺	151
1.3	重要な事象	135	4.3	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	153
1.4	後発事象	135	4.4	貸借対照表において公正価値で計上されている金融資産および金融負債の公正価値	155
1.5	財務諸表の作成における見積りおよび判断の使用	136	4.5	償却原価で測定される金融資産	167
注記 2	連結範囲	140	4.6	未収勘定および未払勘定ならびに雑資産および雑負債	170
2.1	2026年1月1日以降の連結範囲の変更	140	4.7	のれん	170
2.2	取得および処分の影響	141	4.8	銀行預り金および顧客預り金	171
2.3	売却目的で保有する企業	141	4.9	債務証券	171
注記 3	損益計算書注記		4.10	劣後債務	172
3.1	正味受取利息	142	4.11	引当金および減損	173
3.2	正味受取報酬および受取手数料	142	注記 5	セグメント報告	174
3.3	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る正味損益	143	5.1	資産運用およびウェルス・マネジメント	174
3.4	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る正味損益	144	5.2	コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	174
3.5	償却原価で測定される金融商品の認識中止による正味損益	144	5.3	コーポレート・センター	175
3.6	その他の業務損益		5.4	セグメント報告	175
3.7	営業費用ならびに減価償却、償却および減損引当金	144	注記 6	リスク管理	178
3.8	リスク費用	145	6.1	資本管理および自己資本比率	178
3.9	その他の資産に係る正味損益	147	6.2	信用リスクおよび取引相手方リスク	179
3.10	財務諸表上の税務費用と理論上の税務費用の調整表	148	6.3	市場リスク、全体的金利リスク、流動性リスクおよび構造的な為替リスク	179
			注記 7	コミットメント	180
			7.1	保証コミットメント	180
			7.2	貸出コミットメント	181
			注記 8	その他の情報	183
			8.1	株式資本	183
			8.2	資本性金融商品の発行	183
			8.3	IFRIC第21号	183
			8.4	関連当事者	184

* (訳者注：原文のページ)

[次へ](#)

注記1 基本的なフレームワーク

1.1 適用した会計基準

1.1.1 ナティクスが適用したIFRS基準およびIFRIC解釈指針

ナティクスの2026年6月30日現在の中間連結財務諸表には、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成され表示された要約財務諸表一式が含まれている。これらの要約財務諸表は、2026年3月18日にフランス金融市場庁（AMF）に提出された2025年度ユニバーサル登録届出書において公表された2025年12月31日現在の連結財務諸表と併せて読まれるべきものである。これらは、以下から構成されている。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 当期純利益およびその他の包括利益に係る計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 一部の財務諸表注記

これらは、2025年12月31日および／または2025年6月30日との比較とともに表示されている。

ナティクスの2026年6月30日現在の連結財務諸表は、2026年8月3日に取締役会によって承認された。

- ・ 留意事項として、ナティクスは、ヘッジ会計に関するIFRS第9号の規定を適用せず、ヘッジ取引の認識のために、欧州連合が採用したIAS第39号を引き続き適用する、すなわち特定のマクロヘッジ規定を除外するというIFRS第9号が定めた選択肢を採用することを選択した。

2025年12月31日現在の年次財務諸表において使用され、かつ記載されていた基準および解釈指針は、2026年1月1日以後に開始する事業年度に強制適用される以下のIFRS第9号およびIFRS第7号の改訂によって補完された。

- ・ 欧州連合によって2025年5月27日に採択された改訂。これらの改訂は、契約条件によってキャッシュ・フローの金額またはタイミングが変更される可能性のある金融資産に関して、SPPI要件の充足に係る評価方法について明確化するものである。該当するものとして、とりわけ環境、社会およびガバナンス（「ESG」）目標の達成度合いに基づいたマージン調整条項を含むローンが挙げられる（注記1.2を参照）。さらに、これらの改訂は、ESG特性を有する金融商品など、偶発的事象を参照する契約条件を伴う金融資産および金融負債に関して、財務諸表注記において新たな開示を求めている（当該情報の開示は2026年12月31日現在の連結財務諸表から開始される）。

これらの改訂はまた、契約上連動する金融商品およびノンリコース・ローンの分類について明確化している。さらに、電子送金システムを介して決済された金融負債の認識中止日に関する問題も取り扱っている。この改訂は、ナティクスの財務諸表に影響を及ぼさない。

また、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に関する新たな開示も要求されている。2026年6月30日現在の当該情報は、注記4.3.2に記載されている。

- ・ 欧州連合によって2025年6月30日に採択された改訂。これらの改訂は、制御不能な自然条件（気象条件など）に依存する断続的なエネルギー源から供給される電力を参照する契約に関連する。

これらの改訂は、とりわけ、「自己使用」に関わる例外規定の適用条件を明確化し、自己使用目的の非金融項目（特に電力）の購入または販売をIFRS第9号の対象となる契約から除外している。

これらの修正は、ナティクスの財務諸表に影響を及ぼさない。

さらに、ナティクスは2026年6月30日現在で以下を早期適用していない。

IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」は、欧州連合によって2026年2月23日に採択され、比較情報の遡及的な修正再表示を伴って2027年1月1日から適用される。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるものである。ナティクスは、IFRS第18号を早期適用する予定はない。

IFRS第18号は、財務諸表における表示および開示を扱うものであり、財務諸表における資産、負債、収益および費用の認識または測定には影響を及ぼさない。

当該基準は、IAS第1号の規定の多くを引き継ぎつつ、財務業績の透明性および比較可能性の向上を目的とした新しい要求事項を定めている。これらの新しい要求事項は、以下の3つの観点に基づいている。

- ・ 損益計算書の構成の見直し。
- ・ 財務諸表注記において提供すべき新たな開示（経営者が定義した業績指標（MPM）、性質別費用）。
- ・ 財務諸表項目の集約および分解に関する原則。

損益計算書は、当該基準により内容が定義された以下の5つの区分により構成されなければならない。

- ・ 営業区分（主に、主要な事業活動から生じる損益を含む）。
- ・ 財務区分
- ・ 投資区分
- ・ 法人所得税区分
- ・ 非継続事業区分

IFRS第18号は、すべての収益および費用を、その性質に応じて基準で規定された上記区分のいずれかに分類することを要求している。「営業利益」区分には、主に企業の主要な事業活動から生じる収益および費用が含まれることが想定されている。

ファイナンスや投資などを主要な事業活動とする銀行業など特定の業種における企業について、IFRS第18号は「特定の事業」の概念を導入している。一つまたは複数の特定の事業を営む企業は、当該活動に関連する収益および費用を財務区分または投資区分ではなく営業区分に分類しなければならない。

- ・ 営業区分には、その他の資産に係る正味利得または損失およびのれんの価値の変動が含まれる。
- ・ 持分法適用の関連会社および共同支配企業に係る収益および費用、支払利息、ならびに確定給付制度（IAS第19号）およびリース負債（IFRS第16号）に関連する利率変動の影響は、営業利益から明示的に除外される。

ナティクスは、その活動の分析に基づき、顧客向けファイナンス事業および資産投資事業を特定の事業と判断しており、これらの活動に係る業績は営業区分に表示されることとなる。

また、IFRS第18号は、IFRS財務諸表の外部で公表される情報において使用される経営者が定義した業績指標（MPM）を財務諸表注記に表示することを要求している。

MPMは損益計算書における対応する小計との調整表を作成しなければならず、この調整の内容も注記において開示しなければならない。現在、当該作業は最終段階にあり、限定的な数のMPMとなる見込みである。

最後に、IFRS第18号は、情報の集約および分解に関する新たな原則（共有する特徴に基づく集約、異質な特徴に基づく分解）を定めるとともに、明確かつ具体的な名称の使用（一般的な名称の抑制）を推奨している。現在、集約水準および表示名称の見直しを実施中である。

1.2 会計原則

金融資産(デリバティブを除く) - 元本および元本残高に対する利息の支払のみ(SPPI)

留意事項として、IFRS第9号では、金融資産の契約条件により、所定の日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみから成るキャッシュ・フロー生じる場合、当該金融資産は基本的な融資の取決めと整合的であるとみなされる。契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみから成るかを評価するためには、当該金融商品の契約条件を考慮しなければならない。したがって、貨幣の時間的価値のみが反映されているか否かについて疑義を生じさせ得るすべての要素を分析しなければならない。例えば、以下のものである。

- ・ キャッシュ・フローの額および発生日を変え得る事象
- ・ 適用される金利特性
- ・ 期限前償還オプションおよび返済延期オプション

株価や市場指数の変動に対するエクスポージャー、またはレバレッジの組み込みなど、基本的な融資の取決めと整合的でないリスク・エクスポージャーやキャッシュ・フローのボラティリティを生む契約上のオプションがある場合、契約上のキャッシュ・フローを「SPPI」に分類することはできない。

一部の負債性商品は、借手固有の環境・社会・ガバナンス（「ESG」）目標または持続可能な開発目標の達成状況に応じてマージンが見直されるメカニズム（特に、報奨あるいはペナルティの形態によるもの）を通じて、企業のサステナビリティへの取組みを支援することを目的として供与されている。

2026年1月1日以後、新たに適用されるIFRS第9号の修正に従い、ナティクスは、これらの「ESG」条項を含む負債性商品の特性について、それらが当該金融商品のSPPIの性質と相反するキャッシュ・フローの変動性をもたらすか否かを判断するために分析を実施している。「ESG」特性は、それが付随的なものであり、かつ、基本的な融資の取決めによる金利を大幅に変更しない場合にのみ、SPPIの性質に適合する。SPPIの性質は、原則として、以下の場合に満たされる。

- ・ ESG基準が借手固有のものであること（金利は、外部要因または市場指数に左右されてはならない。）。
- ・ 契約上のキャッシュ・フローへの影響が限定的であり、かつ、重要性を帯びていないこと。

ナティクスは、あらゆる契約上のシナリオの分析、契約上のメカニズムの性質およびキャッシュ・フローに対する潜在的影響の評価を通じて、当該変動性が有する重要性についての定性分析および定量分析を実施している。

ナティクスにおいて観察される契約条件に基づく調整額は限定的であると見込まれる。

1.3 重要な事象

Solomon Partners

2026年上半年期における特筆すべき事象は、Solomon Partnersとのパートナーシップ契約の再交渉である。Solomon Partnersの経営陣は、当該契約により、ナティクスとの緊密かつ戦略的な関係を維持しつつ、将来の成長戦略をより効率的に推進することが可能となる。

Solomon Partnersは引き続きナティクスの戦略的パートナーであり、Solomon PartnersとナティクスのM&Aネットワークに属する他のブティックとの協業も引き続き活発に行われている。

Solomon Partnersは、ナティクス財務諸表の連結対象外となっている。

1.4 後発事象

ナティクスの財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がある後発事象は発生しなかった。

[次へ](#)

1.5 財務諸表の作成における見積りおよび判断の使用

財務諸表の作成において、ナティクスは、専門家の判断を必要とする可能性がある入手可能な情報に基づき、一定の見積りおよび仮定を立てる必要がある。

不確実性の要因は、損益計算書における収益および費用の算定、貸借対照表における資産および負債の評価、および／または財務諸表注記における一定の開示事項に影響を及ぼす可能性がある。よって、特定の取引の将来の結果が、とりわけ現在の不確実な状況において2026年6月30日現在の財務諸表の決算に用いられている見積りとは著しく異なるものとなる可能性がある。

仮定を必要とする会計上の見積りは、主に以下に記載の項目の測定に用いられている。

1.5.1 公正価値で認識される金融商品

活発な市場で取引されていないハイブリッド市場金融商品の公正価値は、評価技法を用いて算定される。評価モデルを用いて生成された評価は、当該金融商品および関連するリスクに応じて、正味ポジションのビッド／アスク価格、モデリング・リスク、無担保のデリバティブまたは完全に担保されていないデリバティブからの将来キャッシュ・フローの財務コストに関する仮定、ならびに取引相手方リスクおよびインプット・リスクを勘案して調整される。これらの方法により得た公正価値は、市場で売却される場合、取引時の実際の価格と異なることがある。

観察可能でない金融商品の価格評価に使用した評価モデルについては、注記4.4に記載している。

IFRS第9号により「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」または「リサイクル不可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」として区分される非上場の資本性金融商品の一部は、非連結企業に対する投資で構成されている。非上場非連結企業に対する投資の公正価値は、主としてマルチプルまたはDCF（割引キャッシュ・フロー）に基づく評価方法により得られる。当該評価方法を使用するためには、予想将来キャッシュ・フローの予測および割引率を含む、ある特定の選択および前提を事前に決定しておく必要がある。

1.5.2 予想信用損失による減損

予想信用損失による減損モデルは、損失に対する引当金および評価調整に影響を及ぼすパラメータや前提に基づいている。当該パラメータや前提は、現在および／または過去のデータに基づいており、かかるデータには、将来の経済シナリオの見積りおよび加重などの合理的かつ正当な予測も含まれる。また、ナティクスは、これらのパラメータや前提を見積り適用する際には専門家の意見を検討する。

IFRS第9号のフレームワークは、3つのマクロ経済シナリオ（楽観的、中心、悲観的）に従って計算された予想損失に基づいている。財務諸表で使用された予想損失は、マクロ経済環境における予想ポジショニングに照らして評価され、発生確率を各シナリオに割り当てることにより、これら3つのシナリオに収斂される（すなわち、3つのシナリオに割り当てられた加重の合計が1に等しくなる）。

使用された経済予測に関しては、2026年1月にIFRS第9号に基づく新たなシナリオが検証された。当該シナリオは、地政学的緊張および米国の保護主義を背景とする高い不確実性を考慮しているものの、2025年7月に策定されたシナリオよりも良好な内容となっている。当該シナリオは、楽観的シナリオおよび悲観的シナリオに使用されている。中心シナリオについては、2026年1月のシナリオよりも厳しい内容の新たなシナリオが2026年4月に検証された。

IFRS第9号シナリオの更新後、コンセンサス予測の2026年6月時点の見通しは全ての地域において大幅に低下し、中心シナリオのレンジに近い水準となっている。成長率予測の低下により、悲観的シナリオのレンジにより近い水準となる一方、楽観的シナリオのレンジからは機械的に乖離している。また、米国および欧州では中心シナリオのレンジは安定的に推移したが、フランスでは上昇した。

これらのシナリオは、予算プロセスに対して定められたものと同じ手法およびガバナンスで定義されレビューされる。妥当性が四半期ごとにレビューされ、経済調査部からの提案とリスク管理部による検証に基づいて、観察された状況に重大な逸脱が認められた場合は、マクロ経済予測が修正される可能性がある。

中心シナリオとその幅に変数を定めているということは、経済シナリオごとにPDとLGDのパラメータを変えることができ、また予想信用損失を経済シナリオごとに計算できるということである。3年よりも長い期間のパラメータは、長期平均へ徐々に回帰するという原則を基に予測されている。これらの経済シナリオは発生確率と関連付けられており、最終的にはIFRS第9号に基づく減損額として使用される、平均予想損失額を算出することが可能となっている。

この背景を踏まえ、次の加重が検証された。

	フランス	フランスを除く欧州	米国圏
楽観的	30%	27%	35%
中心	40%	38%	42%
悲観的	30%	35%	23%

シナリオの更新に伴い、中心シナリオの加重が増大すると同時に、より軽度ではあるものの悲観的シナリオの加重も増大した結果、楽観的シナリオの加重は減少した。

2025年12月31日現在、使用された加重は以下のとおりであった。

	フランス	フランスを除く欧州	米国圏
楽観的	35%	54%	57%
中心	35%	25%	32%
悲観的	30%	21%	11%

さらに計算では、6～12ヶ月の期間にわたる経済セクター別の格付け評価に基づくデフォルト確率（PD）へのセクター別調整により、セクター別の側面も加味されている。移行マトリクスから作成されたセクター別加重平均PD予想は、各セクターの格付け見通しにおける同等のPDに収束させるために比較・調整される。

ナティクスのエコノミストによる中心シナリオに基づいて使用された、主要なマクロ経済変数の3年間の予測は、以下に示されたとおりである。モデルの変更に伴い、以下の指標が使用されるようになった。

2026年6月30日時点で使用された中心シナリオ

	2026年	2027年	2028年
Euro Stoxx	6,175	6,299	6,424
ユーロ対米国為替レート	104.5	106.3	107.8
Fed指標金利	3.3	3.5	3.8
ユーロ圏成長率	0.9	1.3	1.4
フランスの失業率	8.0	7.8	7.6

2025年12月31日時点で使用された中心シナリオ（参考）

	2026年	2027年	2028年
Euro Stoxx	5,712	5,826	5,943
ユーロ対米国為替レート	110	112	113
Fed指標金利	3.0	3.0	3.3
ユーロ圏成長率	1.0	1.5	1.4
フランスの失業率	7.7	7.8	7.5

最後に、予想信用損失の見積りに係るさまざまなモデルは、経済上の不確実性が高いことから、専門家による予想損失額の増額という調整が加えられる可能性がある点に留意すべきである。

この点において、ナティクスは、現在のマクロ経済および金融環境から生じるリスクと不確実性を考慮して、2026年6月30日現在で219百万ユーロ（2025年12月31日現在は167.0百万ユーロ）の追加引当金を認識した。

この金額には、とりわけ、不動産セクターの悪化に伴い推定される影響（欧州地域における要注意取引のリストを定義する不動産ストレス・テスト）、米国の洋上風力発電セクターの悪化およびAIバブル崩壊のリスク増大に伴い推定される影響、ならびに米国のLBOセクターに対する影響が含まれている。また、米国の貿易政策（関税）および外交によって生じる不確実性、ならびに中東紛争に起因する不確実性を考慮した地政学的リスクに関連する影響も含まれている。

悲観的シナリオの発生確率を100%で加重した場合には、2026年6月30日現在で（上記の追加的な引当金の考慮前に）予想信用損失の9.9%増加の認識につながったと考えられる。反対に、楽観的シナリオの発生確率を100%で加重した場合には、予想信用損失額は9.5%減少していたと考えられる。

1.5.3 資金生成単位（CGU）の評価

減損テストを行えるよう、すべてののれんが、資金生成単位（CGU）に割り当てられている。ナティクスによって実施されるテストは、それぞれのCGU（のれんを含む）の帳簿価額をその回収可能価額と比較することからなる。回収可能価額が使用価値に等しい場合、事業部門の直近の利益予想から推計される年間のフリー・キャッシュ・フローを、永続価値を含めて割引計算することにより算定される。

2026年6月30日現在において、ナティクスとSolomon Partnersとの間のパートナーシップ契約の見直しに伴うSolomon Partnersの連結除外は、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（CIB）資金生成単位（CGU）について2025年12月31日に実施された減損テストの更新を要する事象であると判断された。

留意事項として、2025年12月31日現在における使用価値の算定は、主として、不確実な経済環境において見直された事業部門の直近の業績予測に基づいて決定されたCGUの将来キャッシュ・フロー見積額を、DCF法（割引キャッシュ・フロー法）を用いて更新することに依拠していた。CIBについては、のれんがM&A事業からのみ生じていることから、前回の評価と整合的に、M&A事業のみを対象として評価が実施された。

当該評価の更新は、以下の見直しに基づいている。

- ・ 純利益予測
- ・ 割引率（リスクフリー・レートおよびリスク・プレミアムの加重付けをフランス100%としたこと（2025年12月31日現在ではフランス60%、米国40%）ならびに米国企業をベータ算定対象企業群から除外したこと）

当該評価の結果、2026年6月30日現在において、CIBのCGUに配分されたのれんについて減損損失は認識されなかった。

資産運用およびウェルス・マネジメントのCGUについては、減損の客観的な兆候が存在しないため、のれんの減損テストは更新されていない。

1.5.4 償却原価で測定される貸出金および債権の公正価値

活発な市場で相場が付けられていない貸出金の公正価値は、割引キャッシュ・フロー法を使用することにより決定される。

留意事項として、2025年12月31日までは、特定の貸出金に適用される割引率は、当該報告日においてナティクスが類似の特性を有する貸出金について同一の取引先に適用していた利率であった。これらは主に変動金利貸出金であるため、当該手法は、市場における貸出金利および取引先の信用リスクの動向に応じて契約上の利率を調整するものであった。貸出金は、スプレッドの水準を識別するため、類似のリスク特性を有するグループに分類されていた。

2026年からは、貸出金の公正価値を算定するための新たな手法が導入される。ナティクスの貸出金の公正価値評価は、原資産の金利カーブや、ナティクスとグループ内企業との間の貸付および借入に適用されるスプレッド等の決算日現在のインプットを用いて将来キャッシュ・フローを割り引く、リスクのある債券の価格算定モデルに基づいている。

償還期限が1年未満の金融機関向け貸出金の公正価値は、その帳簿価額と同額であるとみなされている。これらは、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類されている。

その他の貸出金残高は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

1.5.5 従業員給付

ナティクスは、主な従業員給付の算定を独立保険数理士に依頼している。これらの給付債務は、昇給率、割引率および制度資産の収益率などの仮定を用いて決定される。これらの割引率および収益率は、各計算期間の末日現在の観察された市場レート（例えば割引

率については、AA格付の社債のイールド・カーブ）に基づく。これらのレートが長期給付債務に適用される場合、評価には不確実性が伴う。

1.5.6 繰延税金

欠損金の繰越は、フランスおよび英国においては無期限に認められており、その他の国でも長期間（米国では2018年1月1日より前に発生した税務上の欠損金については20年間）にわたって控除可能である中で、ナティクスは予防措置として、一定期間（最長10年）にわたって課税所得を生み出す能力に対応させる形で正味繰延税金資産を計上している。

このため、ナティクスは、各事業部門の中期計画に基づき、税務上の事業計画を作成している。

1.5.7 法人所得税務処理をめぐる不確実性（IFRIC第23号）

ナティクスは、税務当局が法人所得税務処理を受け入れる可能性が高くないと結論付けた場合、財務諸表において法人所得税務処理に関する不確実性を反映している。ある税務上のポジションが不確実かどうかを判断し、それが当グループの法人所得税額に与える影響を評価するために、ナティクスは、税務当局があらゆる利用可能な情報を完全に把握したうえで、報告されたすべての金額を検証すると仮定している。判断の基礎となるのは特に、行政方針、判例、税務当局が類似の不確実性に対して実施した是正の前歴である。ナティクスは、例えば税法の変更、時効期間の終了、または税務当局が実施した管理策や施策の結果から生じる可能性のある、関連する事象および状況の変化があった場合、税務上の不確実性に関して税務当局に支払うまたは税務当局から還付を受けると予想する金額の見積りの見直しを行う。

所管の税務当局が、採用された処理に疑義を呈する可能性が高い場合、これらの不確実性は、税金負債のもとに表示される税金リスクに対する引当金によって税金収益および費用に反映される。

ナティクスは過年度について会計監査を受けており、見積もられたリスクについて引当金を計上している。

1.5.8 その他の引当金

金融商品と従業員給付に関連する引当金を除き、連結貸借対照表で負債として認識される引当金は、主に訴訟、リストラ、罰金および課徴金に対する引当金に関係するものである。

引当金が計上されるのは、過去の事象により生じた債務を清算するために、経済的便益を包含する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ、債務額を信頼性をもって見積ることができる場合である。この金額を算定するために、ナティクスはリスクの発生確率を評価する必要がある。また割引の影響が重大である場合には、将来キャッシュ・フローが割引かれる。

ナティクスがさらされている主なリスクおよび手続については、2025年度ユニバーサル登録文書に対する第1回修正届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第[3.2.10]項（訳者注：原文の章および項）に記載されている。

1.5.9 気候および環境リスク

ナティクスは直接的または間接的に、いくつかの気候および環境関連のリスク要因にさらされている。それらを評価するため、ナティクスは、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）によって提案されるリスク用語である「移行リスク」および「物理的リスク」を採用している。

年次リスク識別プロセスの一環として、気候および環境リスクの重要性の評価は、BPCEグループのリスク・インベントリを構成する主要なリスク区分、すなわち、信用リスクおよび取引相手方リスク、市場リスクおよび評価リスク、構造的バランスシート・リスク、戦略リスクおよび事業リスク、ならびに非財務リスク（オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスクおよび法的リスク）に対する波及経路の評価に基づいて行われた。

この重要性評価は、その後、ナティクスのリスク選好フレームワークを定義するために用いられている。この段階においては、2022年以降、ナティクスのリスク選好フレームワークには移行リスク管理に関する重要な指標が含まれている。これは、GWF（グリーン加重係数）に分類される資産のうち、最も移行リスクにさらされている資産である「ダーク・ブラウン」に分類される資産の割合である。この指標については、閾値および限度額を含むリスク選好が設定されており、その引下げまたは安定化を目指して毎年見直しが行われている。このモニタリングは、2025年末以降、物理的リスク、移行リスクおよびレピュテーション・リスクならびに2026年6月のフランス省令に基づく流動性リスクを対象とする業務指標に基づいたESGリスク専用ダッシュボードによって補完されている。

当行グループの資本要件の内部評価（ICAAPプロセス）では、シナリオを適用することにより、物理的な気候リスクと移行に伴う気候リスクが考慮されている。規範的アプローチ（2025年に実施されたSTI 2026評価）に関しては、フランスにおける政治的危機の深刻化を反映した「不利な」シナリオの2つのバリエーションに気候要素が組み込まれた。1種類目のシナリオは、2025年の排出ネットゼロ順次移行に伴うリスクと長期にわたり物理的リスクを組み合わせたものであり、2種類目のシナリオは、熱波による急性の物理的リスクを含むものである。経済的アプローチに関しては、債務不履行リスクおよび移行リスクに適用されるアドオン係数を通じて、気候リスク（物理的リスクおよび移行リスク）をICAAPの経済資本算定に組み込むための作業が実施された。

また、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングにおいて、ナティクスは長年にわたり、資産もしくは融資対象プロジェクト、または伝統的な融資の場合には借手のレベルで気候格付（「グリーン・ウェイトینگ・ファクター カラー格付」）を付与することにより、自らの取引が気候に与える影響を評価している。さらに近年では、大口法人向け与信先について、信用リスクを増大させる要因としての物理的リスクおよび移行リスクの潜在的影響を識別するためのリスク評価グリッドも導入しており、アナリストは気候関連の要因を踏まえて信用格付モデルの結果を調整することが可能となっている。

また、必要に応じて、配分方針を通じて、気候および環境に関する基準ならびにESRポリシーに関連する要素も考慮されている。

気候および環境関連リスクの管理プロセスは、新たなデータの収集に伴い、BPCEグループの取組みに沿って強化されている。現在行われている強化策は、特に、その他の環境リスク要因（気候変動以外の要因）の対象範囲の拡大、借手のバリューチェーンの特定精度の向上、および借手がさらされている物理的リスクのカバー範囲の拡大を目的としている。

「気候および環境リスク」の管理については、2025年ユニバーサル登録届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第[3.2.11]項（訳者注：原文の章および項）に記載されている。

注記2 連結範囲

2.1 2026年1月1日以降の連結範囲の変更

2026年1月1日以降に生じた主な範囲の変更は以下のとおりである。

2.1.1 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

連結対象から除外された企業：

- ・ Audere Partnersの売却に伴い、2026年第1四半期に同社を連結対象から除外した。
- ・ Solomon Partners LPおよびSolomon Partners Securities Company LLCについては、パートナーシップ契約の再交渉に伴い、2026年第2四半期に同社を連結対象から除外した。

持分比率の変動：

- ・ Azure Capital Holdings Pty Ltd、The Azure Capital TrustおよびAzure Capital Limitedに対する支配比率・持分比率は、2026年第1四半期に70.17%から71.18%に上昇した。
- ・ Financière de Courcellesに対する持分比率は、同社株式の20%を保有するAudereの売却に伴い、2026年第1四半期に27%から20%に低下した。

2.1.2 資産運用およびウェルス・マネジメント

新たに連結対象となった事業体：

- ・ DNCA Financeは欧州大陸部における事業拡大の一環として、ブリュッセルに新規支店（DNCA Finance Belgium branch）を2026年2月に設立した。当該支店は2026年第1四半期に連結対象となった。

連結対象から除外された企業：

- ・ AEW Europe LLP のスペイン支店は、その業務が従前よりグループ内の他の事業体に移管されていたことから、2026年第1四半期に事業活動を終了した。
- ・ 清算管理下にあったCap Reは、2026年6月に清算された。
- ・ 米国においてAEW Capital Managementの不動産ファンド運営に関与していたAEW European Property Securities Absolute Return GP LLCは、2026年6月に清算された。

持分比率の変動：

- ・ シードマネーの一部売却および外部投資家からの資金流入の変動に伴い、Natixis IMの以下のファンドに対する支配比率および持分比率は、2026年第2四半期に下記のとおり変動した。
 - － Loomis Sayles Sakorumに対する支配比率および持分比率は、2026年第2四半期に38%から21%に低下した。
 - － Loomis Sayles Global Allocationに対する支配比率および持分比率は、2026年第2四半期に41%から21%に低下した。
 - － Flexstone Private Equity Opportunities FCPRに対する支配比率および持分比率は、2026年第2四半期に57%から45%に低下した。
- ・ 2025年第4四半期に実施されたMirovaとThematics AMの事業統合の一環として、Natixis IMのMirovaグループ各社に対する持分比率は、2026年第1四半期に99%から98%に低下した。
- ・ 自己株式取得に伴い、Natixis IMのOssiamに対する持分比率は、2026年第1四半期に約91%から約92%に上昇した。

その他の取引：

- ・ Thematics Asset Managementは、2025年第4四半期以降、Mirovaの完全子会社となっていたが、2026年1月1日付でMirovaに吸収合併された。
- ・ ランオフ事業管理下にあるOstrum AM US LLCは、2026年6月にBoylston TLCF LLCへ商号変更した。

2.1.3 コーポレート・センター

- ・ 2026年上半年期には取引がなかった。

2.2 取得および処分の影響

2026年6月30日現在の取得および処分の主な影響は、以下のとおりである。

- ・ 期首に存在した非支配持分に係るプット・オプション（Solomon Partnersを除く）は17.7百万ユーロの影響を生じた。当該影響額は主に、これらのプット・オプションを表す金融負債の評価によるNatixis CIBへの影響額6.2百万ユーロおよびNatixis IMへの影響額(0.3)百万ユーロ、ならびにNatixis IMに係る当該金融負債の消滅による影響額11.8百万ユーロによるものである。これらのプット・オプションに対応するこれらの事業体に対する正味非支配持分の変動の振替額は、2026年6月30日現在で(2.6)百万ユーロであった。
- ・ Solomon Partnersの連結除外の一環として、Solomon Partnersに係るプット・オプションの消滅による影響は119.3百万ユーロであり、為替換算調整額のリサイクルによる影響は(7.6)百万ユーロであった。
- ・ ThematicsとMirovaの合併に関連する株主間取引に伴う影響は、3.7百万ユーロであった。
- ・ 支店による資本返済に伴う為替換算調整額を純損益にリサイクルした影響は、(5.0)百万ユーロであった。

2025年12月31日現在の取得および処分の主な影響は、以下のとおりである。

- ・ 期首に存在した非支配持分に係るプット・オプション（Thematicsを除く）は(9.0)百万ユーロの影響を生じた。当該影響額は主に、これらのプット・オプションを表す金融負債の評価によるNatixis CIBへの影響額(8.3)百万ユーロおよびNatixis IMへの影響額(0.7)百万ユーロによるものである。さらに、正味非支配持分の振替額は、2025年12月31日現在で(7.7)百万ユーロであった。
- ・ 責任投資に特化したNatixis IMの子会社であるMirovaと、テーマ型投資に特化したNatixis IM傘下のThematics AMとの事業統合は、Thematicsの非支配持分のすべての買戻し、Thematics AMに係るプット・オプションの消滅および流動性契約の導入により、(16.0)百万ユーロの影響を生じた。この取引に関連して期中に振り替えられた非支配持分は、(3.5)百万ユーロであった。
- ・ 資産運用部門におけるInvestors Mutual Ltdの非支配持分6%の買戻しによる影響は、(2.6)百万ユーロであった。
- ・ 支店による資本返済に伴う為替換算調整額を純損益にリサイクルした影響は、(3.1)百万ユーロであった。
- ・ MV Creditの売却に連動してHTCS CLO IIIポートフォリオを純損益にリサイクルした影響は、(5.5)百万ユーロであった。

2.3 売却目的で保有する企業

ナティクスが12ヶ月以内の期間に売却を意図し、買手を積極的に探している被支配企業の資産および負債は、連結貸借対照表における2つの個別の表示項目において、非流動資産および負債として区分表示されている。

売却目的保有グループは、複数のCGUのグループのこともあれば、1つのCGUまたは1つのCGUの一部のこともある。当該グループには、流動資産、流動負債およびIFRS第5号に基づく測定規定の適用範囲に含まれない資産を含む、企業の資産および負債が含まれることがある。IFRS第5号に基づく測定規定の適用範囲に含まれる非流動資産が売却目的保有グループの一部である場合、IFRS第5号に基づく測定規定は、グループ全体に適用される。つまり、当該グループは、その帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

Vauban Infrastructure Partnersの売却

2025年に、Natixis Investment Managersは、資産運用会社へのエクイティ投資を専門とするグローバル・プラットフォームであるInvestcorp Strategic Capital Groupに対し、Vauban Infrastructure Partners（以下「Vauban」）の資本の24.99%を売却することで合意した。

当該売却後、Natixis Investment ManagersはVaubanに対する支配を失うこととなるが、引き続き同社の24.99%の持分を保有し、その後は持分法を適用して会計処理する予定である。

2026年6月30日現在においては、2025年12月31日現在での扱いと同様に、ナティクスはNatixis Investment Managersを通じて「Vauban」を引き続き全部連結している。また、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、当該事業体の資産および負債を、連結貸借対照表上の「売却目的で保有する非流動資産」および「売却目的で保有する非流動資産に係る負債」の2つの表示項目に区分して表示している。

[次へ](#)

注記3 損益計算書注記

3.1 正味受取利息

「受取利息および類似収益」ならびに「支払利息および類似費用」は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」および「償却原価で測定される金融資産」として認識される固定利付有価証券に係る利息、ならびに銀行および顧客に対する貸出金および債権に係る利息が含まれる。

償却原価で評価される金融資産および金融負債には、実効金利法により計算される利息が認識される。この表示項目には、ヘッジ目的デリバティブに係る利息も含まれる。

受取利息はまた、トレーディング・モデルの下で保有されていない非SPPI負債性金融商品（基本的に、公正価値で測定される金融商品に分類される）に係る利息も含む。

金融資産に係るマイナスの利息は「支払利息および類似費用」に表示されている。金融負債に係るマイナスの利息は「受取利息および類似収益」に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に終了した 中間年度			2025年6月30日に終了した 中間年度		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
償却原価で測定される金融資産および負債	4,726	(3,652)	1,073	5,186	(4,502)	684
中央銀行預け金	583		583	1,014	(0)	1,014
有価証券に係る利息	78	(45)	33	89	(42)	47
債権、貸出金および借入金	4,065	(2,875)	1,190	4,083	(3,491)	591
銀行	1,608	(1,962)	(355)	1,674	(2,478)	(804)
顧客	2,453	(912)	1,541	2,406	(1,014)	1,392
ファイナンス・リース	4		4	3		3
債務証券および劣後債務		(723)	(723)		(953)	(953)
リース負債		(10)	(10)		(15)	(15)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	127		127	128		128
有価証券に係る利息	127		127	122		122
貸出金および債権				6		6
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	22		22	70		70
貸出金および債権	19		19	18		18
有価証券に係る利息	2		2	52		52
ヘッジ目的デリバティブ	431	(396)	35	378	(293)	86
合計	5,306	(4,049)	1,257	5,762	(4,794)	967

3.2 正味受取報酬および受取手数料

サービスまたは金融商品に関連して受け取った報酬および手数料の会計処理方法は、提供されたサービスの最終的な目的およびそのサービスに関連する金融商品の会計処理方法に応じて異なる。

受託者または類似の報酬および手数料は、個々の顧客、年金制度またはその他の機関に代わり保有または投資されている資産から生ずるものである。とりわけ、信託取引は、資産管理およびカストディ業務で、第三者に代わり行われるものを含む。

Natixis Investment Managersの関連会社が運用する特定のファンドについては、目論見書の契約条項において、ファンドの運用実績が所定の基準を上回った場合に支払われる「成功報酬」について定められている。

(単位:百万ユーロ)	2026年6月30日に終了した 中間年度			2025年6月30日に終了した 中間年度		
	収益	費用	合計	収益	費用	合計
インターバンク取引	7	(3)	4	10	(1)	9
顧客との取引	384	(0)	384	382	1	383
有価証券取引	37	(104)	(67)	43	(114)	(71)
決済サービス	17	(23)	(6)	18	(23)	(6)
金融サービス	50	(365)	(315)	59	(321)	(263)
受託取引 ^(a)	1,943		1,943	1,876		1,876
融資コミットメント、保証コミットメント、有価証券およびデリバティブ金融商品に係る手数料	154	(259)	(105)	174	(122)	52
その他	88	(11)	77	125	(9)	117
合計	2,681	(764)	1,916	2,687	(590)	2,097

(a) うち成功報酬は、2026年6月30日に終了した中間年度: 36百万ユーロ(うち34百万ユーロが欧州向け)、2025年6月30日に終了した中間年度: 32百万ユーロ(うち31百万ユーロが欧州向け)。

3.3 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る正味損益

この項目には、トレーディング目的で保有されているか、公正価値オプションに基づき指定されているか、公正価値で測定されているかを問わず、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る損益が含まれる。この表示項目には、これらの商品に対する利息(受取利息として表示されるものを除く)も含まれる。

「ヘッジ目的デリバティブ」には、公正価値ヘッジとして分類されたデリバティブの公正価値の変動(利息を除く)およびこれと対称関係となるヘッジ対象の再評価を含む。また、ヘッジ目的デリバティブには、キャッシュ・フロー・ヘッジの「非有効」部分も含む。

(単位:百万ユーロ)	2026年6月30日に 終了した中間年度	2025年6月30日に 終了した中間年度
ヘッジ目的デリバティブを除く金融資産および金融負債に係る正味損益	1,217	1,121
トレーディング目的で保有する金融資産および金融負債に係る正味損益 ^{(b) (c)}	1,935	2,934
うち、ヘッジ会計として適格でないデリバティブ	(1,300)	(312)
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産に係る正味損益 ^(c)	18	(15)
公正価値オプションに基づく金融資産および金融負債に係る正味損益	(884)	(1,843)
その他	148	45
ヘッジ手段およびヘッジ対象の再評価	(2)	(23)
キャッシュ・フロー・ヘッジ(CFH)の非有効部分	2	0
公正価値ヘッジ(FVH)の非有効部分	(5)	(23)
公正価値ヘッジの変動	(62)	(36)
ヘッジ対象の変動	57	14
合計^(a)	1,215	1,098

(a) 損益計算書に計上される費用および利益が機能別ではなく種類別に分類されていることから、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る活動の純損益は、全体として考慮されるべきである。上記に表示されている損益には、当該金融商品の借換コストが含まれておらず、これらは受取利息または支払利息として計上されている。

(b) 「トレーディング目的で保有する金融資産および金融負債に係る正味損益」には、以下が含まれる。

- ・ デリバティブの負債評価に基づいて計上された自己信用リスクに係る評価調整(DVA)は、2025年6月30日現在の0.3百万ユーロ(収益)に対し、2026年6月30日現在は10.4百万ユーロ(収益)であった。
- ・ さらに、金融資産の取引相手方信用リスクの評価に関連する価値調整(CVA)は、2025年6月30日現在の3百万ユーロ(収益)に対し、2026年6月30日現在では(8.3)百万ユーロ(費用)であった。
- ・ 無担保または担保が十分でないデリバティブの評価に含まれる資金調達評価調整(FVA)額についても、2026年6月30日現在では2.3百万ユーロ(収益)が本項目に認識されている(2025年6月30日現在では50.2百万ユーロ(収益))。

(c) 2025年第4四半期に、ナティクスは流動性の高いシードマネー・ポートフォリオを管理するためにトレーディング・デスクを設置した。当該ポートフォリオに係る損益は、2025年6月30日現在では「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る正味損益」(非SPPI)として17百万ユーロ(収益)が表示されていたが、2026年6月30日現在では「トレーディング目的で保有する金融資産および金融負債に係る正味損益」として1百万ユーロ(収益)が表示されている。

3.4 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る正味損益

下記の表は、報告期間にわたり純損益に認識される、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の正味損益を示している。これらは主に、以下により構成される。

- ・ ヘッジ手段の影響の控除後の負債性金融商品の売却益
- ・ 資本性金融商品の配当金

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に 終了した中間年度	2025年6月30日に 終了した中間年度
負債性金融資産に係る正味利得	(3)	(1)
貸出金および債権に係る正味利得	(1)	(1)
資本性金融資産に係る正味利得（配当金）	38	35
合計	34	33

報告期間にわたり計上された未実現損益は、「当期純利益（損失）およびその他の包括利益に係る計算書」に表示されている。

3.5 償却原価で測定される金融商品の認識中止による正味損益

この表示項目には、ヘッジ手段の影響を含め、償却原価で測定される債務証券ならびに貸出金および債権の認識中止によって生じた損益が含まれる。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に 終了した中間年度	2025年6月30日に 終了した中間年度
償却原価で測定される金融資産の認識中止によって生じた損益	(8)	0
償却原価で測定される金融負債の認識中止によって生じた損益	(1)	(3)
合計	(8)	(3)

3.6 その他の業務損益

その他の業務からの損益には付随的収益・費用が含まれている。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に終了した中間年度			2025年6月30日に終了した中間年度		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
オペレーティング・リース	0		0	0		0
その他の付随的収益・費用	38	(63)	(25)	24	(56)	(32)
合計	38	(63)	(25)	24	(56)	(32)

3.7 営業費用ならびに減価償却、償却および減損引当金

営業費用には主に、再請求費用を控除した賃金・給料を含む人件費、社会保障費、年金（確定給付制度）等の従業員給付およびIFRS第2号に従い認識された株式に基づく報酬に関連する費用がある。

この項目にはまた、すべての一般管理費および外部委託費も含まれる。

(単位：百万ユーロ)	注記	2026年6月30日に	2025年6月30日に
		終了した中間年度	終了した中間年度
賃金および給料		(1,328)	(1,412)
うち、株式に基づく報酬 ^(a)		46	(16)
年金およびその他の長期従業員給付		(243)	(188)
社会保障費		(342)	(304)
インセンティブおよび利益分配制度		(64)	(62)
給与税		(33)	(33)
その他		(4)	(4)
人件費合計		(2,014)	(2,003)
税金および賦課金		(80)	(80)
外部委託費		(811)	(794)
その他		(8)	(8)
その他の営業費用合計		(899)	(882)
営業費用合計		(2,913)	(2,885)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却および減損引当金合計		(121)	(122)

(a) 現金決済型従業員維持および業績報酬制度（ERPP）に関して2026年上半年に認識された繰延費用は、(9.9)百万ユーロであった（2025年6月30日に終了した中間年度は(15.8)百万ユーロの費用）。また、IFRS第2号に基づく負債の消滅に伴い、2026年上半年に55.7百万ユーロの収益が認識された。

3.8 リスク費用

この表示項目には主に、IFRS第9号によって定義される信用リスクの認識に関連する収益が含まれる。

- ・ 具体的には、以下に関連する12か月予想信用損失および全期間予想信用損失を対象とする引当金および減損の繰入額ならびに戻入額等
 - ・ 償却原価で測定される、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品
 - ・ リース契約から生じる債権
 - ・ デリバティブ金融商品には該当しない、供与した貸出コミットメントおよび保証コミットメント
- ・ 回収不能貸出金に係る損失、および過去に損失として認識された貸出金の回収

2026年6月30日に終了した中間年度

(単位：百万ユーロ)	繰入額	正味 戻入額	引当金で充当 されなかった 償却	償却済貸倒 債権の回収	純額	減損において 考慮されて いない保証の 影響額	純額
金融資産の減損引当金	(457)	374	(2)	6	(79)	0	(79)
減損していない金融資産－ 12ヶ月の予想信用損失	(148)	140			(8)	0	(8)
減損していない金融資産－ 全期間の予想信用損失	(155)	136			(18)		(18)
減損した金融資産－全期間 の予想信用損失	(154)	98	(2)	6	(52)		(52)
その他							
偶発損失引当金	(144)	94	0	0	(50)	0	(50)
貸出コミットメント－12ヶ 月の予想信用損失	(54)	53			(1)	0	(1)
貸出コミットメント－全期 間の予想信用損失	(82)	28			(54)		(54)
減損した貸出コミットメン ト－全期間の予想信用損失	(7)	9			2		2
その他	(0)	4			3		3
合計	(600)	468	(2)	6	(129)	0	(129)
うち：							
超過減損引当金の戻入額		468					
取崩減損引当金の戻入額		41					
戻入額小計：		510					
引当金で充当された償却		(41)					
正味戻入額合計：		468					

2025年6月30日に終了した中間年度

(単位：百万ユーロ)	繰入額	正味 戻入額	引当金で充当 されなかった 償却	償却済貸倒 債権の回収	純額	減損において 考慮されて いない保証の 影響額	純額
金融資産の減損引当金	(616)	562	(10)	13	(50)	(1)	(51)
減損していない金融資産－ 12ヶ月の予想信用損失	(128)	149			22	(1)	20
減損していない金融資産－ 全期間の予想信用損失	(194)	196			2	(5)	(3)
減損した金融資産－全期間 の予想信用損失	(295)	217	(10)	13	(74)	5	(69)
その他							
偶発損失引当金	(235)	162	0		(73)	(0)	(73)
貸出コミットメント－12ヶ 月の予想信用損失	(72)	73			1	(0)	1
貸出コミットメント－全期 間の予想信用損失	(110)	49			(62)	(0)	(62)
減損した貸出コミットメン ト－全期間の予想信用損失	(24)	38			14		14
その他	(29)	2	0		(27)		(27)
合計	(851)	724	(10)	13	(123)	(1)	(124)
うち：							
超過減損引当金の戻入額		724					
取崩減損引当金の戻入額		62					
戻入額小計：		787					
引当金で充当された償却		(62)					
正味戻入額合計：		724					

表示項目にはまた、取引相手方の債務不履行に伴い、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として計上されていた金融商品が認識中止された結果生じた不良債権に係る減損も含まれており、2026年6月30日現在では(0.7)百万ユーロ(2025年6月30日現在では20.2百万ユーロ)であった。

3.9 その他の資産に係る正味損益

この項目は、業務に使用した有形固定資産および無形資産の処分から生じたキャピタル・ゲインおよびロス、ならびに連結対象先に対する投資の処分に係るキャピタル・ゲインおよびロスにより構成されている。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に終了した中間年度			2025年6月30日に終了した中間年度		
	連結対象会社 に対する投資	有形固定資産 および 無形資産	合計	連結対象会社 に対する投資	有形固定資産 および 無形資産	合計
処分に係る正味キャピタル・ゲイン／ (ロス)	(1)	0	(1)	5	0	5
合計	(1)	0	(1)	5	0	5

3.10 財務諸表上の税務費用と理論上の税務費用の調整表

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日に 終了した中間年度	2025年6月30日に 終了した中間年度
+ 当期純利益（グループ持分）	935	704
+ 当期純利益 - 非支配持分	34	26
+ 法人所得税費用	273	319
+ 非継続事業からの損益		
+ のれんの減損		
- 持分法適用会社の純利益持分	(16)	(14)
= 税金、のれんの償却および持分法適用会社の利益持分控除前連結当期純利益／（損失）	1,226	1,035
+/- 永久差異 ^(a)	131	261
= 連結課税所得／（欠損金）	1,358	1,295
x 理論上の税率	25.83%	25.83%
= 理論上の税額	(351)	(335)
+ 軽減税率での法人所得税		(1)
+ 繰延税金目的上認識されない当期の欠損金	(5)	5
+ 連結納税に係る影響額	7	10
+ 海外子会社での税率差	14	18
+ 過去の期間の税金およびその他の税項目	62	(15)
= 当期の税金費用	(273)	(319)
うち：当期税金 ^(b)	(136)	(280)
繰延税金	(137)	(39)

(a) 永久差異には、特に2025年6月30日現在、MV Creditの売却に係るキャピタル・ゲインへの影響額(23.9)百万ユーロ（73.1百万ユーロからののれんの再配分(49.2)百万ユーロを差し引いた額）が含まれる。

(b) 法人に対する15%のグローバルミニマム課税の実施を目的としたOECDの第二の柱の規則は、フランスでは2024年財政法により法制化され、2023年12月31日より後に始まる事業年度に適用されている。BPCEはグループ本社として、この追加的な課税の対象となる。ナティクスは、この点に関するいかなる税金費用も認識していない。2026年6月30日現在認識された当期の税額には、2025年1月1日時点で特定の外国の法域において適用されていた国内ミニマム課税に関連する(1.3)百万ユーロの費用が含まれる。

[次へ](#)

注記4 貸借対照表注記

4.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

これらの資産および負債は報告日現在の公正価値で測定され、利息を含めた公正価値の変動は「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る正味損益」として損益計算書に認識される。ただし、以下を除く。

- ・ 損益計算書上で受取利息および支払利息として計上されるヘッジ目的デリバティブおよび非SPPI商品に係る利息
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動であって、その他の包括利益の「純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額」として計上されるもの

4.1.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

下記の表は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の内訳を金融商品の種類ごとに示している。

純損益を通じて公正価値で測定しなければならない金融商品には、負債性金融商品および非SPPIローンのほか、資本を通じて測定する選択がなされなかった資本性金融商品が含まれる。

	2026年6月30日現在				2025年12月31日現在			
	トレーディング目的で保有する金融資産	純損益を通じて公正価値で評価される金融資産 ^(a)	公正価値オプションに基づき指定された金融資産 ^(b)	合計	トレーディング目的で保有する金融資産	純損益を通じて公正価値で評価される金融資産 ^(a)	公正価値オプションに基づき指定された金融資産 ^(b)	合計
(単位：百万ユーロ)								
有価証券	75,771	2,356		78,127	68,173	2,147		70,320
負債性金融商品	37,119	1,392		38,511	29,772	1,171		30,943
資本性金融商品	38,652	964		39,616	38,401	976		39,378
リバース・レポに対する資金調達 ^(c)	84,415			84,415	78,182			78,182
貸出金および債権	7,465	2,560		10,025	6,132	2,008		8,140
銀行	222			222	182			182
顧客	7,243	2,560		9,803	5,949	2,008		7,958
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品 ^(c)	75,559			75,559	67,358			67,358
差入保証金	13,660			13,660	12,979			12,979
合計	256,870	4,916		261,786	232,824	4,155		236,980

(a) ナティクスが使用しているSPPI規準を満たさない場合、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類するための規準は、2025年度ユニバーサル登録届出書の第5.1章「2025年12月31日現在の連結財務諸表」の注記5.1.2（訳者注：ナティクスの2025年度有価証券報告書の注記5.1.2にも同記載あり）に記載されている。

(b) IFRS第9号で定義されている「会計上のミスマッチ」の場合に限定される。

(c) この情報は、IAS第32号に従って実施した相殺の影響を考慮して表示されている（注記4.2参照）。

4.1.2 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

下記の表は、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の内訳を金融商品の種類ごとに示している。

	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	トレーディング 目的で発効され た金融負債	公正価値 オプションに 基づき指定 された金融負債	合計	トレーディング 目的で発効され た金融負債	公正価値 オプションに 基づき指定 された金融負債	合計
(単位：百万ユーロ)						
注記		4.1.2.1			4.1.2.1	
有価証券	28,014	56,771	84,785	25,456	49,751	75,207
債務証券		56,771	56,771		49,751	49,751
劣後債務						
空売り	28,014		28,014	25,456		25,456
レボ契約に基づく有価証券 ^(a)	101,294		101,294	97,952		97,952
負債	4	3,900	3,904	3	2,321	2,324
銀行預り金		2,026	2,026		1,099	1,099
顧客預り金	4	1,669	1,674	3	1,026	1,029
その他の負債		204	204		196	196
ヘッジ会計として適格でない デリバティブ金融商品 ^(a)	68,056		68,056	58,165		58,165
預り保証金	17,382		17,382	16,991		16,991
合計	214,750	60,670	275,421	198,566	52,072	250,638

(a) この情報は、IAS第32号に従って実施した相殺の影響を考慮して表示されている（注記4.2参照）。

公正価値オプションに基づき測定される金融負債に分類するための条件

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定することを選択した方がより適切な情報を提供できる場合、または当該金融商品が1つ以上の重要かつ分離可能な組込デリバティブを有する場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として指定される。

以下の2つの状況においては、公正価値オプションを使用した方が、より適切な情報を提供できるとみなされる。

- ・ 経済的に関連性がある資産と負債間で会計上のミスマッチがある場合。特に、公正価値オプションはヘッジ会計の条件が満たされていない場合に用いられる。そうした場合、ヘッジ対象の公正価値の変動は自動的にヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動を相殺する。
- ・ 金融資産および負債のポートフォリオが、資産負債管理の文書化された方針の一環として公正価値で管理され、認識されている場合。

純損益を通じて公正価値で測定される負債は主に、顧客のために組成され仕組まれた発行証券で、そのリスクとヘッジはまとめて管理されている。

	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	公正価値に 基づく管理 組込デリバ ティブ	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	公正価値に 基づく管理 組込デリバ ティブ
(単位：百万ユーロ)						
銀行預り金	2,026	1	2,025	1,099	2	1,097
顧客預り金	1,669	129	1,540	1,026	0	1,026
債務証券	56,771	37,279	19,492	49,751	33,368	16,382
劣後債務						
その他の負債	204	204		196	196	
合計	60,670	37,613	23,057	52,072	33,567	18,506

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で認識される一部の発行済負債は保証の対象である。この保証の影響は、負債の公正価値に織り込まれている。

4.1.2.1 公正価値オプションに基づき測定される金融負債および信用リスク

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の帳簿価額は、貸借対照表上に表示されたそれらの公正価値に相当する。

借入金について満期時に契約上支払うべき金額は、報告日時点の元本残高に、支払期日が到来していない未払利息を加えた金額である。有価証券について契約上支払うべき金額は、その償還価額である。

関連する信用リスクが「その他の包括利益」に表示されている、公正価値オプションに基づき指定された金融負債

2026年6月30日現在					2025年12月31日現在			
(単位: 百万ユーロ)	帳簿価額	契約上の 満期時 支払金額	帳簿価額と 契約上の 満期時 支払金額 との差額	純損益を 通じて公正価値 で測定するもの として指定され た金融負債の公 正価値の累計変 動額で信用リス クに起因する もの	帳簿価額	契約上の 満期時 支払金額	帳簿価額と 契約上の 満期時 支払金額 との差額	純損益を 通じて公正価値 で測定する ものとして指 定された金融 負債の公正価 値の累計変動 額で信用リス クに起因する もの
債務証券 ^(a)	56,771	58,777	(2,006)	1,729	49,751	52,003	(2,252)	907
銀行預り金	2,026	2,082	(55)	10	1,099	1,141	(42)	1
顧客預り金	1,669	1,726	(57)	39	1,026	1,042	(16)	9
その他の負債	204	204	0		196	196	0	
劣後債務								
合計 ^(b)	60,670	62,789	(2,118)	1,777	52,072	54,382	(2,309)	916

(a) ナティクス発行証券の早期償還に関連してその他の包括利益に認識された支払金額は、2026年6月30日現在で8.1百万ユーロであった（2025年12月31日現在では0.4百万ユーロ）。

(b) ナティクス発行証券に係る内部信用リスクに関して認識された公正価値（注記4.4に記載されている計算方法により算定）は、2026年6月30日現在で合計(1,777.2)百万ユーロであった(2025年12月31日現在では(916.3)百万ユーロ)。当該差額は、元本残高の変動に加えて、前年度決算以降のナティクスのスプレッドの変動を反映している。

4.2 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、IAS第32号に定める規準を満たすナティクスの貸借対照表上の相殺額、およびIAS第32号に定める相殺処理の規準を満たさないマスター・ネットティング契約または類似の契約に基づく法的強制力のある相殺権の存在に関連する影響を表示したものである。

総相殺額を控除した後に認識される金融資産および金融負債の純額（マスター・ネットティング契約または類似の契約の適用対象になる場合もならない場合もある、貸借対照表上で相殺されない金額を含む）は、貸借対照表に表示される総残高に対応している。

貸借対照表上の総相殺額は、IAS第32号に定める規準を満たす、買戻契約（レポ）およびデリバティブ取引を反映しており、その大半がクリアリングハウスとの間で実行される。

- ・ 上場デリバティブについては、次のオプションに関する各資産および負債項目に計上しているポジションは：
 - ・ 指数オプションおよび先物オプションについては、満期および通貨ごとに相殺している。
 - ・ 株式オプションについては、ISINコードおよび満期日ごとに相殺している。
- ・ OTCデリバティブについては、情報は資産評価と負債評価との間の通貨相殺およびマージンの変動の影響を考慮して、表示されている。
- ・ レポについては、ナティクスは、同一の取引相手方と締結したもので、かつ以下の条件を満たすレポとリバース・レポの純額を貸借対照表に計上している。
 - ・ 満期日が同じであること
 - ・ 同一の保管機関または決済/受渡プラットフォームを通じて運用されていること
 - ・ 同じ通貨建てであること

クリアリングハウスのLCH Clearnet Ltd、Eurex Clearing AGおよびCME Clearingによって処理されるOTCデリバティブは、IAS第32号の意味における会計上の相殺の対象ではなく、日次清算の対象となっている（それら3つのクリアリングハウスが定める時価決済の原則が適用され、その結果、現在では追加証拠金請求は、従前のように保証金ではなく、デリバティブの定型的な清算とみなされている）。

またこれらの表は、差金決済規準もしくは資産と負債の同時決済を証明できないマスター・ネットティング契約もしくは類似の契約、または1人以上の取引相手方のデフォルト、支払不能もしくは破産の場合を除き、相殺権を行使できないマスター・ネットティング契約もしくは類似の契約によってカバーされるデリバティブ金額またはレポ残高に対応するマスター契約もしくは類似の契約の影響も示している。これらの金額は、貸借対照表上では相殺されない。

4.2.1 金融資産

	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 認識されている 金融資産純額	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 認識されている 金融資産純額
(単位：百万ユーロ)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	199,538	39,565	159,973	184,163	38,623	145,541
デリバティブ	78,273	2,715	75,559	71,235	3,876	67,358
レポ契約	121,265	36,850	84,415	112,928	34,746	78,182
ヘッジ目的デリバティブ	530	50	480	840	466	374
銀行貸出金および債権	5,757	1,201	4,556	5,256	259	4,997
レポ契約	5,757	1,201	4,556	5,256	259	4,997
顧客貸出金および債権	3,990	0	3,990	1,508	0	1,508
レポ契約	3,990	0	3,990	1,508	0	1,508
合計	209,815	40,815	168,999	191,767	39,348	152,420

	2026年6月30日現在				2025年12月31日現在			
	貸借対照表上 で認識されて いる金融資産 純額	マスター・ ネットィング 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で受領 した保証	正味エクス ポージャー (g) = (c) - (d) - (f)	貸借対照表上 で認識されて いる金融資産 純額	マスター・ ネットィング 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で受領 した保証	正味エクス ポージャー (g) = (c) - (d) - (f)
(単位： 百万ユーロ)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)
デリバティブ	76,038	50,771	12,840	12,428	67,733	34,381	13,719	19,633
レポ契約	92,961	90,778	73	2,110	84,687	82,514	41	2,132
合計	168,999	141,549	12,913	14,538	152,420	116,895	13,760	21,765

(a) 有価証券の形で受領した保証を含む。

4.2.2金融負債

	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 認識されている 金融負債純額	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 認識されている 金融負債純額
	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)
(単位：百万ユーロ)						
純損益を通じて公正価値で 測定される金融負債	208,912	39,562	169,350	194,738	38,622	156,116
デリバティブ	70,771	2,715	68,056	62,041	3,876	58,165
レボ契約	138,141	36,847	101,294	132,698	34,746	97,952
ヘッジ目的デリバティブ	440	50	390	754	466	288
銀行預り金	4,411	1,201	3,210	4,006	259	3,747
レボ契約	4,411	1,201	3,210	4,006	259	3,747
顧客預り金	7	0	7	12	0	12
レボ契約	7	0	7	12	0	12
合計	213,769	40,813	172,957	199,510	39,348	160,163

	2026年6月30日現在				2025年12月31日現在			
	貸借対照表上 で認識されて いる金融負債 純額	マスター・ ネットィング 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で 差し入れた 保証	正味エク スポージャー	貸借対照表上 で認識されて いる金融負債 純額	マスター・ ネットィング 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で 差し入れた 保証	正味エク スポージャー
	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)
(単位： 百万ユーロ)								
デリバティブ	68,446	48,720	7,069	12,658	58,453	35,538	6,241	16,673
レボ契約	104,511	103,184	13	1,314	101,710	101,521	55	134
合計	172,957	151,903	7,082	13,972	160,163	137,059	6,296	16,807

(a) 有価証券の形で付与した保証を含む。

4.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

この項目は、流動性準備金の一部として保有されている負債性金融商品などSPPI基準を満たすキャッシュ・フローを有する「回収かつ売却目的保有」事業モデルの下で管理されている負債性金融商品、およびナティクスがその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを取消不能条件で選択している資本性金融商品を扱っている。

(単位： 百万ユーロ)	2026年6月30日現在				2025年12月31日現在			
	負債性金融商品		資本性 金融商品	合計	負債性金融商品		資本性 金融商品	合計
	減損していない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)			減損していない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)		
注記	4.3.1	4.3.1	4.3.2		4.3.1	4.3.1	4.3.2	
有価証券	11,693	0	1,039	12,732	10,801	0	910	11,711
貸出金および 債権								
合計	11,693	0	1,039	12,732	10,801	0	910	11,711

(a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産（ステージ3）は、銀行に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

4.3.1 リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る調整表

下記の表は、リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関連する会計項目ならびに減損および引当金の2026年上半年にわたる変動を示している。

(単位：百万ユーロ)	リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) ^(a)		減損した資産 (S3) ^(a)		合計	
	信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失 評価	
	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額
2025年1月1日現在の残高	10,570	(2)	13	(1)	3	(1)	10,586	(3)
新規に組成または取得した契約	8,036	0					8,036	0
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	(20)	0	0	0		(2)	(20)	(2)
金融資産の振替	(75)	0	72	0	2	0		
SIへの振替								
S2への振替	(72)		72	0				
S3への振替	(2)	0			2	0		
期中に全額返済または売却された契約	(7,439)	1	(5)	0	(3)	1	(7,447)	3
為替レート変動に関連する変動	(351)	0					(351)	0
その他の変動								
2025年12月31日現在の残高	10,721	(0)	80	(1)	1	(1)	10,803	(2)
新規に組成または取得した契約	5,558	(0)					5,558	(0)
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	(358)	(0)	(0)	(0)			(358)	(1)
金融資産の振替	50	0	(50)	(0)				0
SIへの振替	54		(54)	0				0
S2への振替	(4)	0	4	(0)				0
S3への振替								
期中に全額返済または売却された契約	(4,403)	0	0	0	(1)	1	(4,405)	1
為替レート変動に関連する変動	96	(0)					96	(0)
その他の変動								
2026年6月30日現在の残高	11,665	(0)	30	(1)	0	0	11,695	(2)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

4.3.2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

2026年6月30日現在

	公正価値	公正価値の変動		当期中に 認識された配当金	当期中に 認識が中止されたもの
		当期末時点で保有する 投資	当期中に認識中止された投資	2026年 6月30日現在保有する 資本性 金融商品	期中に 認識中止された 資本性 金融商品
(単位：百万ユーロ)					
非連結会社に対する投資	900	78		38	
その他資本性金融商品	140	53	(1)		1
合計	1,039	130	(1)	38	1
					売却日 時点の 公正価値
					売却日 時点の 累積損益

2025年12月31日現在

	公正価値	当期中に認識された配当金		当期中に認識が中止されたもの	
		2025年12月31日現在保有する資本性 金融商品	当期中に認識中止された資本性金融 商品	売却日時点の 公正価値	売却日時点の 累積損益
(単位：百万ユーロ)					
非連結会社に対する投資	822	70			(5)
その他資本性金融商品	88	2		4	1
合計	910	72		4	(4)

4.4 貸借対照表において公正価値で計上されている金融資産および金融負債の公正価値

金融商品（金融資産または金融負債）の公正価値とは、評価日における市場参加者間の標準的な独立当事者間取引において、資産を売却して受領する価格または負債を移転して支払う価格をいう。

したがって、公正価値は出口価格に基づく。

当初認識時の金融商品の公正価値は通常、取引価格、すなわち、資産取得時の支払価格または負債引受時の受領価格である。

当初認識後の測定においては、資産および負債の見積公正価値は、主に観察可能な市場データに基づくものでなければならず、公正価値の計算に使用されるすべてのインプットは、市場参加者が取引で使用するであろう価格と整合性のあるものにしなければならない。

この場合、公正価値は、ミッド・マーケット・プライスならびに対象となる金融商品およびその関連リスクに応じて決定した追加的な評価調整により構成される。

ミッド・マーケット・プライスは以下に基づき入手される。

- 金融商品が活発な市場で相場が付けられている場合は、その相場価格。金融商品は、証券取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格決定機関または規制当局より、相場価格が容易にかつ定期的に入手可能である場合には、活発な市場で相場が付けられているとみなされ、かかる価格が、主要市場において、またはそれが無い場合には最も有利な市場において、実際かつ定期的に発生する独立当事者間取引を表す。
- 金融商品の市場が活発ではない場合、公正価値は評価技法を使用して確定される。使用される技法は、関連する観察可能な入力データを最大限活用し、観察可能でない入力データの利用を最小限に抑えなければならない。この技法は、最近の取引から得られる観察可能なデータ、類似の金融商品の公正価値、割引キャッシュ・フロー分析およびオプション・プライシング・モデル、ハイブリッド商品の場合には独自のモデル、また、プライシング・データも市場データも利用できない場合には観察可能でないデータを参照することができる。

追加的な評価調整は、主要な市場における出口取引の結果生じるコストを考慮するために、市場リスクおよび信用リスクに係るリスク・プレミアムなど評価の不確実性に関する要素を組み込む。

主な追加的な評価調整は以下のとおりである。

ビッド／アスク調整—流動性リスク

この調整は、ビッド価格（買呼値）とアスク価格（売呼値）との間の差で、出口取引の結果生じるコストに相当する。これは、ポジションを取得するリスクまたは別の市場参加者からの提案価格で売却するリスクに関して市場参加者から要求される報酬を反映する。

モデルの不確実性の調整

この調整は、使用する評価技法の欠点、とりわけ、観察可能な市場インプットを入手可能な場合であっても、考慮されないリスク要因を考慮に入れるものである。これは、さまざまな金融商品に固有のリスクが、評価に使用される観察可能なインプットによって考慮されるリスクと異なる場合に該当する。

インプットの不確実性の調整

評価技法で使用される特定の価格またはインプットの観察が困難であるか、あるいは価格またはインプットが定期的に入手不能で売却価格を決定できない場合がある。このような状況下においては、市場参加者が金融商品の公正価値を評価するときに同一のインプットについて異なる値を採用するという可能性を反映させるために調整が必要な場合がある。

信用評価調整（CVA）

この調整は、取引相手方の信用の質を考慮していない評価に適用される。これは、取引相手方の債務不履行リスクに関連する予想損失に対応し、ナティクスが当該取引の市場価額の全額を回収できるとは限らないという事実を勘案することを目指している。

CVAの決定方法は、この計算に含まれる取引相手方の全セグメントに関する専門的な市場慣行に則した市場インプットの使用を基礎としている。流動性のある市場のインプットがない場合には、取引相手方の種類、格付け、地域別の代替値を使用した。

資金調達評価調整（FVA）

FVAの目的は、無担保または完全に担保されていないOTCデリバティブに関連する流動性コストを考慮することである。FVAは担保されたヘッジ目的デリバティブに関連する、将来において支払うまたは受け取る追加証拠金を借換えるまたは資金調達する必要性によって生み出されている。将来の資金調達／借換要件（すなわち、エクスポージャーの満期まで）の測定は、無担保デリバティブや流動性スプレッドカーブに関して予想される将来のエクスポージャーに基づいている。

債務評価調整（DVA）

DVAは、CVAと対称をなし、デリバティブ金融商品の負債評価に係る取引相手方の視点からの予想損失を示す。これは、ナティクス自体の信用の質がこれらの商品の評価に与える影響を反映する。当該期間中におけるBPCEの「ゼロ・クーポン」スプレッドの流動性を考慮し、比較可能な企業のサンプルに係る「ゼロ・クーポン」スプレッドを観察することにより、調整が行われる。DVAの計算は、資金調達評価調整（FVA）を考慮して行われる。

公正価値で測定される仕組債の自己信用調整（OCA）

仕組債に関する「発行体の信用リスク」の評価は、評価日における現在のスプレッドを用いた評価と、発行日における当初のスプレッドを用いた評価との差異に基づいて行われる。使用される発行体の信用スプレッド・カーブは、各債券に固有のものであり、当該債券で参照される通貨および金利指標を考慮している。

活発な市場の特定

市場が活発かどうかの決定には以下の規準が使用される。

- ・ 市場の活動水準および動向（発行市場における活動水準を含む）
- ・ 類似した市場取引で観察された過去の価格データの期間の長さ
- ・ サービス・プロバイダーによって回収された価格の希少性
- ・ ビッド価格とアスク価格間のスプレッドの大きさ
- ・ 一定期間におけるまたは異なる市場参加者間における急激な価格変動

評価に対する統制フレームワークは、2025年度ユニバーサル登録届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.6項「市場リスク」（訳者注：原文の章および項）に表示されている。

公正価値で測定および表示される金融資産および金融負債は、以下の尺度に基づいて区分される。

- ・ レベル1：同一の資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて市場価額が直接算定される。
- ・ レベル2：市場にて直接または間接的に観察可能な重要なデータを基にした評価技法を用いて市場価額が算定される。
- ・ レベル3：一般的ではないモデルや観察できない市場データを基にしたモデルを用いて市場価額が算定される。これらのモデルが評価額に著しい影響を及ぼす公算が大きい。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日現在				2025年12月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
トレーディング目的で保有する金融資産	181,311	87,371	83,471	10,470	165,466	78,579	78,644	8,244
うち、有価証券形式の負債性金融商品	37,119	35,513	1,366	240	29,772	27,467	1,931	375
うち、資本性金融商品	38,652	38,231	131	290	38,401	38,144	242	15
うち、貸出金および債権	91,880		81,940	9,940	84,314		76,460	7,854
うち、差入保証金	13,660	13,626	34		12,979	12,967	11	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	75,559	622	70,429	4,507	67,358	644	63,350	3,366
うち、金利デリバティブ	31,488		29,838	1,650	30,341		28,945	1,396
うち、通貨デリバティブ	25,675	15	25,297	363	24,541	2	24,225	316
うち、クレジット・デリバティブ	5,687		5,566	121	4,195		4,083	112
うち、株式デリバティブ	9,502	1	7,630	1,871	5,210		3,778	1,433
うち、その他	3,206	607	2,098	502	3,071	642	2,319	109
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	4,916	620	981	3,315	4,155	569	400	3,188
うち、資本性金融商品	964	116	12	836	976	134	14	828
うち、有価証券形式の負債性金融商品	1,392	504	5	883	1,172	435	7	730
うち、貸出金および債権	2,560		964	1,596	2,008		379	1,629
公正価値オプションに基づき指定された金融資産								
うち、有価証券形式の負債性金融商品								
うち、貸出金および債権								
ヘッジ目的デリバティブ（資産）	480		480		374		374	
うち、金利デリバティブ	474		474		368		368	
うち、通貨デリバティブ	6		6		6		6	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	12,732	9,655	2,171	906	11,711	8,695	2,210	806
うち、資本性金融商品	1,039	90	97	852	910	86	18	806
うち、有価証券形式の負債性金融商品	11,693	9,566	2,074	54	10,801	8,609	2,192	
うち、貸出金および債権								
合計^(a)	274,998	98,268	157,532	19,198	249,066	88,486	144,978	15,603

(a) レベル1とレベル2との間の振替は、主にヘッジ目的でないデリバティブ金融商品に関するものである。レベル3との間の振替については、注記4.4.1に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日現在				2025年12月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
トレーディング目的で発行された金融負債	45,396	44,640	467	288	42,446	41,613	672	161
うち、有価証券	28,014	27,319	407	288	25,456	24,785	510	161
うち、預り保証金	17,382	17,321	61		16,991	16,828	163	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（マイナスの公正価値）	68,056	387	64,620	3,049	58,165	446	54,791	2,928
うち、金利デリバティブ	27,397		26,092	1,305	26,710		25,637	1,074
うち、通貨デリバティブ	20,805	11	20,635	159	18,242	5	18,152	84
うち、クレジット・デリバティブ	5,689		5,547	142	4,303		4,169	134
うち、株式デリバティブ	11,254		10,110	1,144	6,365		4,801	1,564
うち、その他	2,912	375	2,237	300	2,545	441	2,033	71
トレーディング目的で発行されたその他の金融負債	101,298	4	101,229	65	97,954	3	97,866	86
公正価値オプションに基づき指定された金融負債	60,670	139	45,063	15,468	52,072	162	39,261	12,649
うち、公正価値オプションに基づく有価証券	56,771		42,712	14,058	49,751		37,591	12,160
うち、公正価値オプションに基づくその他の金融負債	3,900	139	2,350	1,410	2,321	162	1,670	489
ヘッジ目的デリバティブ（負債）	390		390		288		288	
うち、金利デリバティブ	383		383		281		281	
うち、通貨デリバティブ	7		7		7		7	
合計^(a)	275,811	45,170	211,769	18,871	250,926	42,224	192,878	15,824

(a) レベル1とレベル2との間の振替は、主にヘッジ目的でないデリバティブ金融商品に関するものである。レベル3との間の振替については、注記4.4.1に表示されている。

(a) レベル1：流動性のある市場の相場を用いた測定

レベル1は、活発な市場で相場が付けられている直接利用可能な価格に基づいて公正価値が決定される金融商品で構成される。

レベル1に主に含まれるのは、証券取引所に上場しているかまたは他の活発な市場で継続的に売買されている有価証券、流動性が実証可能な組織的な市場で取引されるデリバティブ（先物、オプションなど）、およびNAV（1株当たり純資産価額）が毎日決定され報告されるミューチュアルファンド・ユニットである。

(b) レベル2：観察可能な市場データおよびパラメータを用いた測定

レベル2の公正価値は、レベル1の公正価値に挙げられている以外の金融商品、および満期まで直接観察可能（価格）または間接的に観察可能（価格デリバティブ）のいずれかであるインプットを組み込んだ評価技法を用いて測定される金融商品で構成される。主な商品には、以下が含まれる。

単純な金融商品

大部分のOTCデリバティブ、スワップ、クレジット・デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアおよびブレーン・バニラ・オプションは、活発な市場（すなわち、取引が定期的に発生する流動性の高い市場）で取引される。これらの金融商品は、一般的に認められたモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル、内挿法）を用いて、直接観察可能なインプットに基づいて評価される。これらの金融商品については、これらのモデルが使用される範囲およびインプットの観察可能性が文書化されている。

レベル2のインプットを用いて測定される金融商品には、以下も含まれる。

- ・ レベル1に分類されているものより流動性の低い有価証券であって、その公正価値が合理的な数の活発なマーケット・メーカーにより提示され、（必ずしも直接的に実行可能ではないが）定期的に観察可能な外部価格に基づいて決定されるもの（価格は主にコントリビューション・データベースおよびコンセンサス・データベースから得られる）。これらの規準を満たさない場合、当該有価証券はレベル3の公正価値に分類される。
- ・ 活発な市場に上場されていない有価証券であって、その公正価値が、観察可能な市場データに基づいて決定されるもの。例えば、比較可能な企業からの市場データの使用または市場参加者に広く用いられている技法に基づくマルチプル法など。
- ・ ミューチュアルファンド・ユニットであって、そのNAVが毎日決定され公表されているわけではないが、定期的な報告がなされるか、または最近の取引から観察可能なデータが得られるもの。
- ・ 原資産となるパラメータが観察可能である場合には、公正価値オプションに基づき指定された金融負債。

複雑な金融商品

一部のよりハイブリッドなおよび／または長期の金融商品は、イールド・カーブ、オプションのインプライド・ボラティリティのレイヤー、市場コンセンサスのデータ、活発なOTC市場などの観察可能なデータに由来する市場インプットを基礎とする広く認められたモデルを用いて測定される。

これらの金融商品の公正価値の決定に用いられる主なモデルを、商品の種類ごとに以下に示す。

- ・ **エクイティ商品**：エクイティ商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

エクイティ商品に用いられる主なモデルは、ローカル・ボラティリティ・モデル、ハル・ホワイト1ファクター（H&W1F）モデルと組み合わせたローカル・ボラティリティ・モデル、およびローカル確率ボラティリティ（「LSV」）モデルであり、単一または複数の基礎となるフレームワークで利用できる場合がある。

ローカル・ボラティリティ・モデルは、ボラティリティを時間と原資産の価格の関数として取り扱う。その主要な特性は、（市場データから得た）オプションのインプライド・ボラティリティを、権利行使価格に関連付けて考慮する点にある。H&W1Fと組み合わせたハイブリッド・ローカル・ボラティリティ・モデルは、上述のローカル・ボラティリティ・モデルと後述のハル・ホワイト1ファクターモデルの組み合わせで構成される（後述の債券商品を参照）。

LSVモデルは、原資産とそのボラティリティの同時拡散に基づいており（全部で2ファクター）、すべてのバニラ・オプションと整合させるために、ローカル・ボラティリティ関数（「デコレーター」と呼ばれる）を有している。

- ・ **債券商品**：債券商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

債券商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ハル・ホワイト1ファクター（HW1F）モデル、2ファクター（HW2F）モデル、または1ファクター確率ボラティリティ（HW1FVS）モデルである。

HW1Fモデルは、バニラ金利オプションを1回キャリブレーションすることで、単一のガウスファクターによりイールド・カーブをモデル化することが可能である。

HW2Fモデルは、バニラ金利オプションおよびスプレッド・オプション商品を1回キャリブレーションすることで、2つのファクターによりイールド・カーブをモデル化することが可能である。

HW1FVSモデルは、イールド・カーブに対応するガウスファクターおよびそのボラティリティを同時にモデル化することが可能である（株式に関するLSVモデルと同様）。

- ・ **通貨商品**：通貨商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

通貨商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ローカル・ボラティリティ・モデルおよび確率モデル（株式の範囲におけるLSVモデルと同様）に加え、原通貨のモデルと、国内および外国経済の固定利付商品のイールド・カーブを捕捉するための2つのハル・ホワイト1ファクターモデルを組み合わせたハイブリッド・モデルである。

- ・ **クレジット商品**：クレジット商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

クレジット商品の評価および管理に使用される主要モデルは、ハル・ホワイト1ファクタークレジット・モデル（HW1Fクレジット）、ハイブリッド型のBi-ハル・ホワイト・レート・クレジット・モデル（Bi-HWレート／クレジット）および確率相関モデルである。

HW1Fクレジット・モデルは、ガウスファクターによりクレジット・カーブ（CDSカーブ）を拡散させるのに用いられる。

Bi-HWレート／クレジット・モデルは、イールド・カーブとクレジット・カーブを、相関するガウスファクターによりそれぞれ同時に拡散させることを可能にする。

確率相関モデルは、CDS指数トランシェ商品の相関スマイルをモデル化するために使用される。

- ・ **コモディティ商品**：コモディティ商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

コモディティ商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ローカル・ボラティリティおよびハル・ホワイト1ファクター（H&W1F）を組み合わせたローカル・ボラティリティによるブラック・ショールズ・モデルであり、コモディティ群のあらゆる先物を管理するためにこれらのすべてのモデルを複数原資産フレームワークとする拡張版である。

ブラック・ショールズ・モデルは、原資産に係る対数正規分布および決定論的なボラティリティ仮定に基づく。

ローカル・ボラティリティ・モデルは、ボラティリティを時間と原資産の価格の関数として取り扱う。その主要な特性は、（市場データから得た）オプションのインプライド・ボラティリティを、権利行使価格に関連付けて考慮する点にある。

H&W1Fモデルは、上述のローカル・ボラティリティ・モデルとハル・ホワイト1ファクターレート・モデルの組み合わせで構成される（上述の債券商品を参照）。

斯かるレベル2すべての金融商品に関連するインプットが観察可能であると実証され、文書化されている。方法論的観点から、観察可能性は以下の4つの不可分の規準に基づく。

- ・ インプットが、外部の情報源（例えば、主に一般に認められたコントリビューター）に由来する。
- ・ インプットが、定期的に更新される。
- ・ インプットが、最近の取引を表す。
- ・ インプットの特性が、取引の特性と同一である。必要に応じて代用を使用することができる。ただし、そのような手順の妥当性が実証され文書化されることを条件とする。

評価モデルを用いて得られた金融商品の公正価値は、流動性リスク（ビッド／アスク）、取引相手方リスク、無担保のデリバティブまたは完全には担保されていないデリバティブの融資コストに関連するリスク、自己の信用リスク（負債デリバティブ・ポジションの評価）、モデリング・リスクおよびインプット・リスクを考慮するために調整される。

(c) レベル3：観察可能でない市場データを用いた公正価値測定

レベル3は、評価に重大な影響を与える可能性がある一般に認められていないモデルおよび／または観察可能でない市場データに基づくモデルを用いて測定された金融商品で構成される。これには、主として以下が含まれる。

- ・ 公正価値を観察可能なインプットを用いて決定することができない非上場株式
- ・ 活発な市場に上場していないプライベート・エクイティ有価証券であって、国際プライベート・エクイティ評価（IPEV）基準に従って市場参加者が一般的に使用するモデルを用いた公正価値で測定されるが、市場の変動による影響を受けやすく、その公正価値の決定に必然的に判断を伴うもの。
- ・ レベル2に分類されない、株式、金利、為替を内包する複合デリバティブおよびクレジット・デリバティブ

- ・ 流通市場価格のない、シンジケーション・プロセスにおける貸出金
- ・ 公正価値が専門家の評価に基づいて決定される、証券化プロセスにおける貸出金
- ・ 市場の流動性が低いローン・トレーディング取引
- ・ 繰延初日利益のある金融商品
- ・ ファンドが評価日現在の最近のNAVを公表していない、または当該有価証券について観察された低い流動性を考慮して入手可能な市場価格（NAVなど）の大幅な調整を要する制限期間等の制約のあるミューチュアルファンド・ユニット
- ・ 公正価値オプションに基づいて測定される債券銘柄は、対象となるパラメータが観察可能でない場合にはレベル3に分類される。
- ・ モノライン保険会社と契約締結したCDS。その減損の測定に使用される評価モデルは、方法に関しても、取引相手方リスクについて行われる調整（信用評価調整：CVA）により則したモデルになっている。また、エクスポージャーの予想評価減および市場データに織り込まれている取引相手方スプレッドも考慮に入れている。
- ・ ヘッジ目的のプレーン・バニラ・デリバティブも、エクスポージャーが基礎となる通貨またはボラティリティ・サーフェイス（例えば、特定の外貨オプションおよびボラティリティのキャップ／フロア）によって決定された流動性ホライズンを超えている場合、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

第三の柱の要件に関するEU規則2013年第575号（CRR）を修正した規則2024年第1623号（CRR III）に従い、使用されている各モデルについて、適用した危機のシミュレーションおよび事後的統制フレームワーク（内部モデルおよびモデル構築手続の正確性および一貫性の検証）に係る説明を、2025年度ユニバーサル登録届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.6項（訳者注：原文の章および項）に記載している。

主な観察可能でないパラメータの見積り

下記の表は、レベル3に分類される金融商品について、主な観察可能でないパラメータの値の範囲を主要な金融商品クラス別に示している。

商品の主な種類	使用される評価技法	主な観察可能でないデータ	観察可能でないデータの範囲 最小値－最大値 (2026年6月)
コーラブル・スプレッド・オプションおよびコリドー・コーラブル・スプレッド・オプション	金利カーブのマルチファクター・モデル	平均回帰性スプレッド 平均回帰性パラメータ	[0%; 30%]
バミューダ型アクリーティング	金利カーブのマルチファクター・モデル	アクリーティング係数	[65%; 92%]
キャップ／フロア	金利オプション用の評価モデル	金利のボラティリティ	[44bp; 67bp]
コーラブル逆変動利付債	イールド・カーブのマルチファクター・モデル	平均回帰性パラメータ	[(3%); 0%]
スワップション	スワップレート・オプション用の評価モデル	金利スワップのボラティリティ	[52bp; 78bp]
プレーン・バニラ・デリバティブ、複雑なデリバティブ、株式のバスケットまたはファンド	さまざまな株式オプション評価モデル、株式バスケットまたはファンド	株式ボラティリティ ファンド・ボラティリティ 株式／株式相関 レボ	[4%; 186%] [5%; 10%] [(9%); 96.5%] [(9%); 4%]
オートコーラブル債	LSVモデル（確率局所ボラティリティ・モデル）	κ ρ v	[0.708; 5] [(0.98); 0.2145] [0.2; 4.1]
為替レートに係るバニラ・デリバティブ	為替レート・オプション用の評価モデル	為替相場のボラティリティ	[0.72%; 15.6%]
TARN債	為替レート／金利に係るハイブリッド・オプション用の評価モデル	為替レートと金利の相関、および長期ボラティリティ水準	[(40%); 68.2%] [0.72%; 15.6%]
長期オプションのストリップ、コール・オプションのストリップ、デジタル・オプションのストリップ	為替レート・オプション用の評価モデル	為替レート間の相関	[34.44%; 70.87%]
CDO	デフォルト率は基礎となるPFI債券の市場価格に基づき、回収率は過去の格付機関のデータに基づく	資産間の相関、現金資産とデリバティブ資産の間のベース・スプレッド、回収率	50.00%
証券化スワップ	原資産であるポートフォリオの早期償還仮定に基づいて予想される割引キャッシュ・フロー	早期償還率	[0%; 100%]
インフレ・キャップ／フロア	インフレ率に係るオプション用の評価モデル	インフレ率のボラティリティ	[0.0%; 8.586%]
コモディティ・スワップおよびコモディティ・デリバティブ金融商品	コモディティ・スワップおよびコモディティ・デリバティブ金融商品用の評価モデル	ボラティリティ	[27%; 76%]
株式／債券／為替を内包する複合デリバティブ	株式ディフュージョン、為替レート・ディフュージョンおよび金利ディフュージョンを組み合わせたハイブリッド・モデル	株式-為替レートの相関 株式-金利の相関 金利、為替レートの相関	[(79.5%); 67.1%] [15%; 31%] [(33.22%); 0.4%]

公正価値のレベル間の振替に関するナティクスの方針

公正価値のレベル間の振替は、財務およびリスク機能ならびに事業部門から成る公正価値レベル委員会が検証および承認する。当該検証および承認に当たり公正価値レベル委員会は、定期的に実施される評価モデルおよび／またはパラメータの観察可能性調査に依拠する。

2026年6月30日現在、レベル2への再分類は主として、スポンサード・インデックスの観察可能性の見直しに関連するものである。

評価委員会は2025年に、評価モデルや観察可能でないパラメータの重要性プロセスに関する手法の改善を承認し、その結果、特定のOTCデリバティブおよび仕組債の公正価値がレベル3に分類変更された。

[次へ](#)

4.4.1 公正価値ヒエラルキーのレベル3を用いて公正価値で測定された金融資産および金融負債

2026年6月30日現在

金融資産 (単位：百万ユーロ)	レベル3 期首残高 2026年 1月1日 現在	期中に計上された損益		期中に実行された取引		期中の分類変更			レベル3 期末残高 2026年 6月30日 現在		
		報告日 現在 保有取 引	期中に 失効／ 償還 した取 引	資本に 直接 計上さ れた 損益	購入／ 発行	売却／ 償還	レベル 3 外へ	レベル3 へ		その他 の 分類変 更	為替 換算 調整 額
トレーディング目的で保有する金融資産	8,244	115	(33)		19,615	(17,560)	(71)	28		133	10,470
うち、有価証券形式の負債性金融商品	375	(197)	(3)		658	(574)	(33)	6		8	240
うち、資本性金融商品	15	142			575	(464)		22			290
うち、貸出金および債権	7,854	170	(30)		18,382	(16,522)	(39)			125	9,940
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	3,366	3,592	(593)		856	(2,781)	(234)	120		181	4,507
うち、金利デリバティブ	1,396	446	(23)		15	(149)	(83)	43		4	1,650
うち、通貨デリバティブ	316	46	(4)		2	(24)	(2)	10		20	363
うち、クレジット・デリバティブ	112	16	(2)		1	(10)	(1)	2		2	121
うち、株式デリバティブ	1,433	2,650	(487)		834	(2,599)	(131)	17		155	1,871
うち、その他	109	434	(79)		4		(18)	48			502
トレーディング目的で保有するその他の金融資産											
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	3,188	(28)	(33)		403	(236)		3		19	3,315
うち、資本性金融商品	828	(9)	8		13	(14)		3		5	836
うち、有価証券形式の負債性金融商品	730	5			153	(9)				4	883
うち、貸出金および債権	1,629	(24)	(42)		237	(214)				10	1,596
公正価値オプションに基づき指定された金融資産											
うち、有価証券形式の負債性金融商品											
うち、資本性金融商品											
うち、貸出金および債権											
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	806	36		27	62	(44)				19	906
うち、資本性金融商品	806	36		27	9	(44)				19	852
うち、有価証券形式の負債性金融商品					54						54
うち、貸出金および債権											
公正価値で認識される金融資産合計 ^(a)	15,603	3,715	(660)	27	20,935	(20,622)	(305)	151		352	19,198

(a) レベル3との間の振替は、注記4.4の(c)に表示されている。

	期中に計上された損益				期中に実行された取引		期中の分類変更				レベル3 期末残高 2026年 6月30日 現在
	レベル3 期首残高 2026年 1月1日 現在	損益計算書		資本に 直接 計上さ れた 損益	購入／ 発行	売却／ 償還	レベル 3 外へ	レベ ル3 へ	その他 の 分類変 更	為替 換算 調整 額	
		報告日 現在 保有取 引	期中に 失効／ 償還 した取 引								
金融負債 (単位：百万ユーロ)											
トレーディング目的で発行された有価証券	161	39			191	(103)					288
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金 融商品（マイナスの公正価値）	2,928	806	(14)		867	(1,210)	(420)	35		57	3,049
うち、金利デリバティブ	1,074	373	(2)		9	(130)	(24)	1		3	1,305
うち、通貨デリバティブ	84	100	(45)		12	(14)	(2)	4		19	159
うち、クレジット・デリバティブ	134	15	(1)		1	(9)	(12)	11		2	142
うち、株式デリバティブ	1,564	46	58		842	(1,055)	(360)	18		31	1,144
うち、その他	71	272	(25)		3	(1)	(22)			2	300
トレーディング目的で発行されたその他の金 融負債	86	1				(25)				2	65
純損益を通じて公正価値オプションに基づき 測定される金融負債	12,649	150	87	82	13,326	(9,894)	(1,577)	530		114	15,468
うち、公正価値オプションに基づく有価証 券	12,160	124	87	60	12,507	(9,859)	(1,575)	466		88	14,058
うち、公正価値オプションに基づくその他 の金融負債	489	26		21	819	(35)	(1)	64		26	1,410
公正価値で認識される金融負債合計 ^(a)	15,824	997	74	82	14,384	(11,232)	(1,997)	565		173	18,871

(a) レベル3 との間の振替は、注記4.4の(c)に表示されている。

2025年12月31日現在

	期中に実行された取引												
	期中に計上された損益				期中の分類変更								
	損益計算書												
	レベル 3 期首残高 2025年 1月 1 日 現在	報告日 現在 保有取 引	期中に 失効／ 償還 した取 引	資本に 直接 計上さ れた 損益	購入／ 発行	売却／ 償還	レベル 3 外へ	レベ ル3 へ	その他 の 分類変 更	範囲 の 変更	為替換 算 調整額	レベル 3 期末残高 2025年 12月31日 現在	
金融資産 (単位：百万ユーロ)													
トレーディング目的で保有する金融資産	7,351	319	98		22,649	(21,716)	(21)	2			(438)	8,244	
うち、有価証券形式の負債性金融商品	323	66	36		596	(624)	(1)	1			(22)	375	
うち、資本性金融商品	8	(21)	(3)		350	(319)		1				15	
うち、貸出金および債権	7,020	273	65		21,703	(20,773)	(20)				(416)	7,854	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	2,184	2,842	(184)		1,091	(2,426)	(148)	74			(65)	3,366	
うち、金利デリバティブ	949	635	(95)		91	(221)	(7)	50			(5)	1,396	
うち、通貨デリバティブ	414	68	5		2	(121)	(12)	10			(51)	316	
うち、クレジット・デリバティブ	87	19	(1)		22	(8)	(2)				(5)	112	
うち、株式デリバティブ	668	2,002	(66)		917	(1,978)	(113)				1	1,433	
うち、その他	67	118	(27)		59	(99)	(14)	14			(5)	109	
トレーディング目的で保有するその他の金融資産													
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	3,018	35	272		1,697	(1,745)	(4)				(5)	(81)	3,188
うち、資本性金融商品	933	28	10		32	(132)	(4)				(5)	(34)	828
うち、有価証券形式の負債性金融商品	665	6			171	(95)						(17)	730
うち、貸出金および債権	1,420	1	262		1,494	(1,518)						(30)	1,629
公正価値オプションに基づき指定された金融資産													
うち、有価証券形式の負債性金融商品													
うち、資本性金融商品													
うち、貸出金および債権													
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	756	69		128		(72)						(77)	806
うち、資本性金融商品	756	69		128		(72)						(77)	806
うち、有価証券形式の負債性金融商品													
うち、貸出金および債権													
公正価値で認識される金融資産合計 ^(a)	13,309	3,266	185	128	25,437	(25,959)	(172)	75	(5)		(661)	15,603	

(a) レベル3 との間の振替は、注記4.4の(c)に表示されている。

	期中に計上された損益				期中に実行された取引		期中の分類変更					
	レベル3 期首残高 2025年 1月1日 現在	損益計算書		資本に 直接 計上さ れた 損益	購入／ 発行	売却／ 償還	レベル 3 外へ	レベル 3へ	その他 の 分類変 更	範囲 の 変更	為替換 算 調整額	レベル3 期末残高 2025年 12月31日 現在
		報告日 現在 保有取 引	期中に 失効／ 償還 した取 引									
金融負債 (単位：百万ユーロ)												
トレーディング目的で発行された有価証券	8	7	(4)		37	(20)		133				161
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（マイナスの公正価値）	2,212	1,372	(53)		1,269	(1,621)	(132)	71			(190)	2,928
うち、金利デリバティブ	795	588	(88)		22	(271)	(13)	54			(14)	1,074
うち、通貨デリバティブ	147	42	38		18	(67)	(20)				(74)	84
うち、クレジット・デリバティブ	130	29	(1)		6	(15)	(8)				(8)	134
うち、株式デリバティブ	1,070	605	22		1,174	(1,157)	(79)	16			(86)	1,564
うち、その他	70	106	(24)		50	(112)	(12)				(8)	71
トレーディング目的で発行されたその他の金融負債	94		(8)		22	(12)					(10)	86
純損益を通じて公正価値オプションに基づき測定される金融負債	8,079	481	270	17	17,576	(13,745)	(993)	1,316			(352)	12,649
うち、公正価値オプションに基づく有価証券	7,876	470	270	17	17,248	(13,716)	(990)	1,316			(331)	12,160
うち、公正価値オプションに基づくその他の金融負債	204	11			328	(29)	(3)				(21)	489
公正価値で認識される金融負債合計 ^(a)	10,394	1,860	206	17	18,903	(15,399)	(1,126)	1,520			(552)	15,824

(a) レベル3 との間の振替は、注記4.4の(c)に表示されている。

レベル3で測定された金融商品の公正価値の感応度分析－資産および負債

主だった観察不可能なインプットを使用して測定される金融商品の公正価値の感応度について、2026年6月30日現在で評価を行った。以下に報告された金額は、評価日現在における、観察不可能である主なパラメータの見積りを行うのに必要な判断の行使に固有の不確実性を説明することを目的としている。それらは、レベル3の金融商品に関する市場リスクの測定値に相当するものではない。

この見積りは評価調整方針に基づくものである。株式および債務証券については、見積りは+/- 1 %のショックに基づいている。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日現在		2025年12月31日現在	
	損益計算書への潜在的影響額		損益計算書への潜在的影響額	
	マイナス	プラス	マイナス	プラス
株式	(3)	3	(10)	10
債務証券	(21)	21	(10)	10
株式デリバティブ	(67)	110	(41)	77
ボラティリティ	(25)	33	(16)	20
レボ・レート	(6)	19	(19)	35
配当	(1)	2	(4)	19
相関	(35)	56	(2)	4
債券デリバティブ	(26)	44	(26)	47
為替レートの相関	(5)	8	(9)	14
金利の相関	(4)	7	(3)	5
金利のボラティリティ	(4)	7	(3)	5
為替レートのボラティリティ	<1	<1	<1	<1
CDSスプレッド	<1	<1	<1	<1
アクリーティング係数	(11)	18	(4)	9
回収率	<1	<1	<1	<1
インフレ率のボラティリティ	(1)	3	(1)	7
証券化の償却率	(1)	2	(5)	7
コモディティ・デリバティブ	<1	<1	<1	<1
コモディティのボラティリティ	<1	<1	<1	<1
レベル3の金融商品の感応度	(117)	178	(88)	144

4.4.2 金融商品に係る繰延利益の修正再表示

金融商品に係る利益の認識に関するナティクスの方針

IFRS第9号に基づき、初日利益は、市場参加者が価格設定において考慮するであろう要因の変化によって生じた場合にのみ、すなわち、評価に使用されるモデルおよびパラメータが観察可能な場合にのみ、認識されるべきである。

選択された評価モデルが現行の市場慣行によって一般に認められていない場合、または金融商品の評価に重要な影響を及ぼすインプットの1つが観察可能でない場合においては、取引日の取引利益を直ちに損益計算書において認識することはできない。当該利益は、当該取引の存続期間にわたってまたはインプットが観察可能となる日まで、定額法で収益として計上する。これは主に公正価値レベル3に分類される金融商品に影響を与え、公正価値レベル2に分類される特定の金融商品に多少の影響を与える。

取引日に損失が生じた場合には、直ちに損益計算書に認識される。

2026年6月30日現在、初日利益／損失の認識が繰り延べられた金融商品の範囲には、主に以下が含まれる。

- ・ 複数の株式および指数を原資産とする仕組商品
- ・ スポンサード・インデックスに連動した単一の原資産を持つ仕組商品
- ・ シンセティック・ローン
- ・ ファンド（複数資産およびミューチュアルファンド）に係るオプション
- ・ 仕組債商品
- ・ 証券化スワップ

下記の表は、後日損益計算書に認識される金額および当年度における新規取引の繰延利益を示している。

(単位：百万ユーロ)	2026年1月1日現在 ^(a)	新たな取引から生じた利益	期中に認識された利益	その他の変動	2026年6月30日現在
金利デリバティブ商品	38	15	(36)	0	17
通貨デリバティブ商品	6	10	(9)	0	6
クレジット・デリバティブ商品	20	49	(21)	(1)	47
株式デリバティブ商品	149	163	(195)	1	119
その他のデリバティブ商品	0	9	(4)	0	5
レポ契約	16	2	(6)	(0)	13
金利仕組債	1	2	(2)	0	1
為替仕組債					0
クレジット仕組債	5	4	(3)	(0)	6
株式仕組債	177	154	(152)	(0)	179
その他の仕組債					0
合計	412	407	(427)	2	394

(a) 2025年12月31日現在の財務諸表に関連して修正再表示した金額。

(単位：百万ユーロ)	2025年1月1日現在	新たな取引から生じた利益	期中に認識された利益	その他の変動	2025年12月31日現在 報告値(修正前)
金利デリバティブ商品	17	82	(58)	0	41
通貨デリバティブ商品	4	24	(22)	(0)	6
クレジット・デリバティブ商品	11	50	(38)	1	23
株式デリバティブ商品	193	586	(449)	(3)	326
その他のデリバティブ商品		1	(0)		0
レポ契約	19	17	(19)	(1)	16
合計	243	759	(586)	(4)	412

[次へ](#)

4.5 償却原価で測定される金融資産

これらは、「回収目的保有」モデルに基づき保有されるSPPI金融資産である。ナティクスによって供与される貸出金の大半は、この区分に分類される。

4.5.1 償却原価で測定される銀行貸出金および債権

	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計
(単位：百万ユーロ)						
当座貸越	6,432		6,432	5,729		5,729
貸出金および債権	114,723	25	114,748	115,151	24	115,175
差入保証金						
信用損失評価調整額	(5)	(25)	(30)	(3)	(24)	(27)
合計	121,150	0	121,150	120,877	0	120,877

(a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産（ステージ3）は、信用機関に適用される健全性規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

銀行貸出金および債権の公正価値は、2025年12月31日現在の120,818百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は121,601百万ユーロであった。

償却原価で測定される銀行貸出金および債権の調整表

	償却原価で測定される銀行貸出金および債権							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) (a)		減損した資産 (S3) (a)		合計	
	信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失 評価	
	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額
(単位：百万ユーロ)								
2025年1月1日現在の残高	114,598	(1)	169	(2)	25	(25)	114,792	(27)
新規に組成または取得した契約	87,537	(0)	28	(1)	0	0	87,565	(1)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	1,325	0	88	(1)	0	(0)	1,413	(1)
金融資産の振替	(0)	0	0	0				0
S1への振替	0	0	(0)	0				0
S2への振替	(1)		1					
S3への振替								
売却目的保有の非流動資産への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(81,228)	0	(31)	1			(81,259)	1
為替レート変動に関連する変動	(1,590)	0	(16)	0	(0)	0	(1,606)	0
使用モデルの変更								
その他の変動	(0)	0	0	(0)			(0)	0
2025年12月31日現在の残高	120,641	(1)	239	(2)	24	(24)	120,904	(27)
新規に組成または取得した契約	24,060	(0)	4	(0)			24,064	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	859	(0)	262	(2)	0	(0)	1,121	(3)
金融資産の振替	23	(0)	(23)	0				0
S1への振替	23	(0)	(23)	0				0
S2への振替								
S3への振替								
売却目的保有の非流動資産への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(25,486)	0	(1)	0	(0)	0	(25,487)	1
為替レート変動に関連する変動	437	(0)	1	(0)	0	(0)	438	(0)
使用モデルの変更								
その他の変動	139	0	(0)	0			139	0
2026年6月30日現在の残高	120,674	(1)	481	(4)	25	(25)	121,179	(30)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

[次へ](#)

4.5.2 顧客貸出金および債権

	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計
(単位：百万ユーロ)						
リバース・レポ契約	3,990		3,990	1,508		1,508
当座貸越	1,388	83	1,471	1,561	55	1,616
ファイナンス・リース	98	2	100	93	2	95
その他	89,936	1,884	91,820	79,961	2,116	82,078
差入保証金	8		8	9		9
信用損失価額調整額	(155)	(988)	(1,143)	(131)	(993)	(1,124)
合計	95,265	981	96,246	83,001	1,180	84,181

(a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産（ステージ3）は、信用機関に適用される健全性規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

顧客貸出金および債権の公正価値は、2025年12月31日現在の85,652百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は98,247百万ユーロであった。

償却原価で測定される顧客貸出金および債権の調整表

	償却原価で測定される顧客貸出金および債権							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) (a)		減損した資産 (S3) (a)		合計	
	信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失 評価	
	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額
(単位：百万ユーロ)								
2025年1月1日現在の残高	76,177	(84)	5,187	(93)	2,006	(976)	83,371	(1,152)
新規に組成または取得した契約	39,412	(30)	556	(14)	3	0	39,971	(44)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	(4,866)	35	(338)	23	20	(123)	(5,185)	(65)
金融資産の振替	(734)	(1)	164	3	570	(65)		(62)
S1への振替	602	(4)	(602)	9				5
S2への振替	(1,234)	3	1,264	(14)	(30)	2		(9)
S3への振替	(102)	0	(498)	9	600	(67)		(58)
売却目的保有の非流動資産への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(26,460)	13	(622)	8	(153)	22	(27,235)	43
為替レート変動に関連する変動	(5,084)	4	(328)	4	(131)	46	(5,543)	54
使用モデルの変更								
その他の変動	68	(0)	(1)	(0)	(0)	0	67	(1)
2025年12月31日現在の残高	78,514	(62)	4,618	(69)	2,173	(993)	85,305	(1,124)
新規に組成または取得した契約	21,430	(16)	187	(5)	0	0	21,617	(21)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	3,406	5	734	(13)	(8)	(58)	4,132	(66)
金融資産の振替	(362)	(1)	381	(5)	(19)	(20)		(25)
S1への振替	202	(2)	(200)	2	(2)	0		(0)
S2への振替	(549)	2	707	(12)	(158)	7		(4)
S3への振替	(15)	0	(125)	5	140	(27)		(21)
売却目的保有の非流動資産への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(14,569)	6	(443)	6	(134)	25	(15,145)	37
為替レート変動に関連する変動	1,421	(1)	80	(1)	24	(9)	1,525	(11)
使用モデルの変更								
その他の変動	28	(0)	(7)	(0)	0	0	22	(0)
2026年6月30日現在の残高	89,869	(69)	5,551	(86)	1,969	(988)	97,389	(1,143)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

4.5.3 償却原価で測定される債務証券

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日現在			2025年12月31日現在		
	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計
負債性金融商品	1,945	237	2,182	1,807	233	2,040
信用損失価額調整額	(5)	(224)	(229)	(5)	(216)	(221)
合計	1,940	14	1,954	1,802	17	1,819

- (a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。
- (b) 減損した金融資産（ステージ3）は、信用機関に適用される健全性規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

償却原価で測定される債務証券の公正価値は、2025年12月31日現在の1,810百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は1,936百万ユーロであった。

償却原価で測定される債務証券の調整表

	償却原価で測定される債務証券							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) (a)		減損した資産 (S3) (a)		合計	
	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額	帳簿価額総 額	信用損失 評価 調整額
(単位：百万ユーロ)								
2025年1月1日現在の残高	1,639	(3)	267	(1)	266	(213)	2,172	(217)
新規に組成または取得した契約	1,033	(0)	206				1,240	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	143	4	(54)	(14)	(9)	(23)	80	(32)
金融資産の振替	87	(2)	(87)	6				3
S1への振替	107	(2)	(107)	6				4
S2への振替	(20)	0	20	(0)				(0)
S3への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(1,165)	0	(118)	6	(1)	1	(1,283)	7
為替レート変動に関連する変動	(133)	0	(12)	0	(23)	19	(168)	19
使用モデルの変更								
その他の変動	0	0					0	0
2025年12月31日現在の残高	1,603	(1)	204	(4)	233	(216)	2,040	(221)
新規に組成または取得した契約	320	(0)	0				320	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	98	0	(24)	(0)	(0)	(3)	74	(3)
金融資産の振替	2	(0)	(2)	(0)				(0)
S1への振替	4	(0)	(4)	0				0
S2への振替	(2)		2	(1)				(1)
S3への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(272)	0					(272)	0
為替レート変動に関連する変動	15	(0)	1	(0)	5	(4)	21	(4)
使用モデルの変更								
その他の変動								
2026年6月30日現在の残高	1,767	(0)	178	(5)	237	(224)	2,182	(229)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

4.6 未収勘定および未払勘定ならびに雑資産および雑負債

本項目は経過勘定等の科目であり以下にその内訳を示す。

4.6.1 未収勘定および雑資産

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日 現在	2025年12月31日 現在
未収勘定	2,238	1,426
証券決済口座	135	17
その他の項目および雑資産	649	864
差入保証金	278	277
その他の雑債権	1,861	2,446
その他の資産	425	387
合計	5,588	5,417

4.6.2 未払勘定および雑負債

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日 現在	2025年12月31日 現在
未払勘定	4,479	3,864
雑債務	954	657
証券決済口座	51	1
リース負債	616	676
雑負債	1,591	2,064
合計	7,692	7,262

4.7 のれん

2026年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)	2026年1月1日現在		2026年6月30日現在				
	期首残高	期中取得	認識中止 ^(b)	減損	為替換算 調整額	分類 変更	その他の 変動 ^(c)
資産運用およびウェルス・マネ ジメント ^(a)	3,022				42		27
コーポレート・バンキングおよ びインベストメント・バンキン グ ^(a)	141		(57)		3		86
合計	3,162		(57)		45		27

(a) 米国で計上されたのれんの中には、のれんの帳簿価額とその税務上の価額の差異に起因して15年の税務償却が発生するものがある。当該取扱いの差異による、2026年6月30日現在の繰延税金負債は306.8百万ユーロであった。

(b) 2026年6月30日現在におけるSolomon Partnersの連結除外による影響

(c) 進行中の売却を考慮して、資産運用部門の企業Vaubanののれんを売却目的保有資産に分類変更し、27百万ユーロを計上した。

2025年12月31日現在

	2025年1月1日現在			2025年12月31日現在				
(単位：百万ユーロ)	期首残高	期中取得 (b)	譲渡	減損	為替換算 調整額	分類 変更	その他の 変動 ^(c)	期末残高
資産運用およびウェルス・マネジ メント ^(a)	3,323	27	1		(191)	(3)	(135)	3,022
コーポレート・バンキングおよび インベストメント・バンキング (a)	151				(14)	3		141
合計	3,474	27	1		(205)	0	(135)	3,162

(a) 米国で計上されたのれんの中には、のれんの帳簿価額とその税務上の価額の差異に起因して15年の税務償却が発生するものがある。当該取扱いの差異による、2025年12月31日現在の繰延税金負債は314.5百万ユーロであった。

(b) Gateway (Natixis IMの連結子会社) によるBelmont Capital Groupの資産の買収に関連して、27.1百万ユーロののれんを認識した。

(c) 進行中の売却を考慮して、資産運用部門の企業Vaubanののれんを売却目的保有資産に分類変更し、(135)百万ユーロを計上した。

4.8 銀行預り金および顧客預り金

銀行預り金および顧客預り金の額を預り金の種類別に表示する。これらの額は、IFRS第9号に従って償却原価法を用いて測定され、その他の金融負債として認識されている。

4.8.1 銀行預り金

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日 現在	2025年12月31日 現在
当座勘定	15,496	4,954
預り金および借入金	120,514	120,211
レポ契約	3,210	3,747
預り保証金	10	10
その他の負債	4,810	4,707
合計	144,040	133,628

銀行預り金の公正価値は、2025年12月31日現在の133,698百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は144,089百万ユーロであった。

4.8.2 顧客預り金

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日 現在	2025年12月31日 現在
当座勘定	58,730	56,179
預り金および借入金	6,361	6,677
レポ契約		1
特別貯蓄預金	171	214
その他の負債	631	831
未払利息	373	249
合計	66,266	64,150

顧客預り金の公正価値は、2025年12月31日現在の64,159百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は66,240百万ユーロであった。

4.9 債務証券

債務証券（利付債、インターバンク市場有価証券等）は、有価証券の種類別に分類されているが、「劣後債務」に含まれる劣後債は除かれている。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日 現在	2025年12月31日 現在
市場性のある負債性金融商品	40,033	36,752
債券	1,786	1,367
その他の債務証券	7	10
合計	41,826	38,129

債務証券の公正価値は、2025年12月31日現在の38,108百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は41,825百万ユーロであった。

4.10 劣後債務

劣後債務は、借入や発行済債券と異なり、すべてのシニア債権者および無担保債権者への弁済後に、配当参加権付借入金および有価証券ならびに超劣後証券の返済よりも優先して支払われる。劣後債務は、償却原価で評価される。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日 現在	2025年12月31日 現在
期限付劣後債務 ^(a)	2,065	2,967
永久劣後債務	45	45
未払利息	11	11
合計	2,121	3,022

(a) 劣後債務の発行契約書は、コベナントが遵守されていない場合の期限前償還を規定する条項を織り込んでいない。

劣後債務の公正価値は、2025年12月31日現在の3,102百万ユーロに対し、2026年6月30日現在は2,147百万ユーロであった。

劣後債銘柄に関する主な特徴はナティクスのウェブサイト (www.natixis.groupebpce.com) に掲載されている。

2026年上半期中の劣後債務の変動

(単位：百万ユーロ)	2026年1月1日 現在	発行	償還	為替換算 調整額	範囲の 変動	その他 ^(a)	2026年6月30日 現在
その他の期限付劣後債務	2,967		(900)			(2)	2,065
劣後債	117					(2)	115
劣後借入金	2,850		(900)				1,950
その他の永久劣後債務	45						45
超劣後債							
劣後債	45						45
劣後借入金							0
合計	3,011		(900)			(2)	2,110

この表には未払利息が含まれていない。

(a) その他の変動は主に、ヘッジ対象の債務の再評価に関するものである。

2025年度中の劣後債務の変動

(単位：百万ユーロ)	2025年12月31日 現在	発行	償還	為替換算 調整額	範囲の 変動	その他 ^(a)	2025年12月31日 現在
その他の期限付劣後債務	2,971	300	(300)			(4)	2,967
劣後債	121					(4)	117
劣後借入金	2,850	300	(300)				2,850
その他の永久劣後債務	44						45
超劣後債							
劣後債	44						45
劣後借入金							
合計	3,015	300	(300)			(4)	3,011

この表には未払利息が含まれていない。

(a) その他の変動は主に、ヘッジ対象の債務の再評価に関するものである。

4.11 引当金および減損

以下の表には、償却原価で測定される金融資産に関する信用損失評価調整額、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関する信用損失評価調整額、ならびに供与された貸出コミットメントおよび保証コミットメントに関する信用損失評価調整額は含まれない。

2026年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)	2026年 1月1日 現在	繰入額	戻入額 (引当金 充当額)	戻入額 (引当金 超過額)	為替換算 調整額	その他	2026年 6月30日 現在
取引相手方および訴訟リスク	726	144		(100)	4	0	774
貸出および保証コミットメント	270	144		(90)	1	0	325
訴訟	393	0		(6)	2		389
その他の引当金	63	0		(3)	0		60
減損リスク	1	0					1
長期投資	1	0					1
不動産開発	0						0
その他の引当金							
従業員給付	561	185	(99)	(2)	6	35	685
オペレーショナル・リスク	197	28	(11)	(2)	1	0	213
偶発損失引当金合計	1,485	357	(110)	(104)	10	35	1,673

2025年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)	2025年 1月1日 現在	繰入額	戻入額 (引当金 充当額)	戻入額 (引当金 超過額)	為替換算 調整額	その他	2025年 12月31日 現在
取引相手方および訴訟リスク	744	365	0	(324)	(58)	(0)	726
貸出および保証コミットメント	295	302		(322)	(5)	(0)	270
訴訟	446	0	0	(1)	(53)		393
その他の引当金	3	63		(2)	(0)		63
減損リスク	1	0	(0)			0	1
長期投資	1	0	(0)				1
不動産開発	0					0	0
その他の引当金							
従業員給付	488	210	(106)	(4)	(13)	(14)	561
オペレーショナル・リスク	199	35	(23)	(4)	(1)	(7)	197
偶発損失引当金合計	1,431	609	(130)	(333)	(71)	(21)	1,485

[次へ](#)

注記5 セグメント報告

ナティクスは現在、次の事業部門で構成されている。

- ・ **資産運用およびウェルス・マネジメント**。Natixis Investment Managersの資産運用、従業員貯蓄制度およびプライベート・エクイティ業務と、Natixis Wealth Managementのウェルス・マネジメント事業部門から成る。
- ・ **コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング**。企業、機関投資家、保険会社、銀行、公共部門組織に対しアドバイスをを行い、さまざまな種類の金融ソリューションを提供するとともに、資本市場へのアクセスも提供する。主な責務は3つであり、まず、当行の顧客重視の姿勢を強化すること、発行体と投資家の仲立ちを務めること、そして「OTD (Originate-to-distribute：組成販売型)」モデルを展開し、融資ポートフォリオの積極的な運用によって当行のバランスシートの入れ替えの最適化を図ることである。

Natixis Algérieの事業は非戦略的事业とみなされ、中央資金調達メカニズムと同様、コーポレート・センターの一部となっている。

この組織構造に基づき、上級経営陣が当期間中、部門別の営業成績を監視しており、事業計画の策定および事業管理を行っている。IFRS第8号「事業セグメント」に従い、ナティクスがその事業セグメントとして定めた事業区分は上記のようになっている。

5.1 資産運用およびウェルス・マネジメント

- ・ **資産運用**：資産運用事業は、Natixis Investment Managersのもとに集約されている。同部門は、すべての資産クラスを網羅しており、主に米国とフランスで事業を展開している。この事業は、それぞれ独立した企業（専門の資産運用会社や販売組織）が担っており、持株会社が、戦略的方向性を監督することで組織の一貫性を確保し、事業の調整を図っている。よってこれらの会社は、適切な経済モデルに基づき、自己の中核事業に集中し、堅調なパフォーマンスを達成することに注力しながら、自己の機関投資家顧客を開拓するという選択肢を維持し、かつ本事業部門の他のサポート機能を利用できる。Loomis Sayles、Harris Associates、AEW、Mirova、DNCA、Ostrum Asset Managementなどの資産運用会社の多くが広く知られている。

これら専門の資産運用会社が一体化することで、当グループは、広範なノウハウを通じてあらゆる顧客セグメントの需要に応えることができる。共通のプラットフォームを軸とした販売組織と、各資産運用会社が長年かけて構築した営業基盤を活用して、各種顧客セグメントに対するカバレッジの最適化を図っている。チームには、スポンサー付きの株式保有を通じた、フランスや欧州の主に非上場の中小企業全般へのエクイティ・ファイナンスにおいて幅広い専門知識がある。

- ・ **ウェルス・マネジメント**：この事業部門は、ウェルス・マネジメント事業と資産運用事業を網羅する。Natixis Wealth Managementはフランス市場において重要な地位を占めている。当行は、ビジネス・オーナー、上級経営幹部または同族資本所有者である顧客に、ウェルス・マネジメント・ソリューションや金融ソリューションを提供して長期的支援を行っている。当行は、アドバイス業務、ファイナンシャル・プランニングおよびノウハウならびにミューチュアルファンド・ユニット運用ソリューションを提供している。

5.2 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（ナティクスのCIB）は、法人顧客、機関投資家、ファイナンシャル・スポンサー、公共部門組織およびBPCEグループのネットワークにサービスを提供している。ナティクスのCIBは、コンサルタント業務、投資銀行業務、ファイナンス業務、商業銀行業務における、および資本市場に関する全般的な専門知識を生かして、それらの顧客にアドバイスをを行い、革新的なテラーメイドのソリューションを開発することにより、それらの顧客の戦略を支援している。

さまざまなインパクト・ファイナンスの取り組みが、ナティクスのCIBによって実行された。ナティクスのCIBは、数多くのフランスや海外の顧客とともにイノベーションの先頭に立つことにより、当該分野における地位を強化した。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの専門事業ラインは以下のとおりである。

- ・ **資本市場**：固定利付債券、クレジット、為替、コモディティ、株式市場に関する、広範囲にわたる多様な標準的およびテラーメイドの商品およびソリューション
- ・ **融資**：実物資産の融資の組成、アレンジメントおよびシンジケーション、ならびにバニラ物および仕組物の融資のほか、売却を前提に融資を組成するオリジネート・トゥ・ディストリビュート（O2D）モデルに基づくすべての融資に係るポートフォリオ管理
- ・ **グローバル・トレード**：キャッシュ・マネジメント、貿易金融、輸出金融およびコモディティ・トレードのソリューション
- ・ **投資銀行業務**：買収ファイナンスおよび戦略的ファイナンス、債券および株式の発行市場におけるファイナンス、保有資産に適用されるファイナンシャル・エンジニアリング、ならびに財務構造および格付けの助言業務
- ・ **合併・買収**：売却および合併の準備・実行、資金調達、業務再構築ならびに資本保全

2026年6月30日現在、業績は**グローバル・マーケッツ**および**グローバル・バンキング**の2つのグループについても管理されている。

グローバル・マーケッツには、資本市場業務が含まれる。(i)投資銀行業務ならびに(ii)リアル・アセットのストラクチャード・ファイナンスの組成、アレンジメントおよびシンジケーション業務から生じる収益は、グローバル・マーケッツおよびグローバル・バンキングの間で均等に配分される。

グローバル・バンキングには、従来型融資業務、グローバル・トレード業務、すべてのファイナンスに係るポートフォリオ管理、投資銀行業務およびリアル・アセットのアレンジメントおよびシンジケーション業務から生じる収益の半分、ならびに合併・買収業務から生じる収益が含まれる。

これらの専門事業ラインは、以下の3つの国際的プラットフォームで現地対応している。

- ・ 北米および南米
- ・ APME（アジア太平洋および中東）
- ・ 欧州（アフリカを含む）

5.3 コーポレート・センター

これらの業務部門に加えて、コーポレート・センター業務があり、これには主に、本部のリファイナンス・メカニズムおよびナティクスの資産負債管理に関連する収益と費用が含まれる。

この業務には以下も含まれる。

- ・ どの部門の業務範囲にも属さない当行の株式投資ポートフォリオの損益。
- ・ Massena Partnersに移管されず、Natixis CIB Luxembourgに改称されたルクセンブルク企業内で清算プロセスにある、ルクセンブルクにおけるNatixis Wealth Managementの業務。
- ・ Natixis Algérieの損益。
- ・ フランス政府の代行業務を2023年1月1日にBpifrance Assurance Exportに移管したことに伴ってナティクスからBpifrance Assurance Exportに提供されたITサービスに関連する損益。
- ・ 米国におけるSolomon PartnersのM&A業務に係る損益。従来はコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの合併・買収業務の損益として表示されていたが、ナティクスとSolomon Partnersとの提携契約の見直しにより連結除外となったことを受け、プロ・フォーマ・ベースでの比較可能性を確保するためコーポレート・センターへ移管されている。
- ・ 非継続事業からの残余損益。

5.4 セグメント報告

2026年6月30日に終了した中間年度

2026年6月30日に終了した中間年度						
(単位：百万ユーロ)	資産運用および ウェルス・ マネジメント	コーポレート・ バンキングおよび インベストメント・ バンキング	コーポレート・ センター	合計	非継続事業 からの残余項目	報告額 合計
銀行業務純利益	1,725	2,560	105	4,390	0	4,390
2025/2026変動 ^(a)	1%	5%	NA	6%	NA	6%
費用	(1,353)	(1,573)	(107)	(3,034)		(3,034)
2025/2026変動 ^(a)	(0%)	4%	(21%)	1%		1%
営業総利益	372	986	(2)	1,356	0	1,356
2025/2026変動 ^(a)	3%	6%	NA	17%	NA	17%
リスク費用	(8)	(119)	(1)	(129)		(129)
2025/2026変動 ^(a)	0%	(1%)	NA	3%		3%
営業純利益	363	867	(4)	1,227	0	1,227
2025/2026変動 ^(a)	3%	7%	NA	19%	NA	19%
持分法	0	16	(0)	16		16
2025/2026変動 ^(a)	NA	13%	(13%)	15%		15%
その他	0	0	(1)	(1)		(1)
2025/2026変動 ^(a)	NA	NA	NA	NA		(113%)
税引前利益	363	883	(4)	1,242	0	1,242
2025/2026変動 ^(a)	2%	7%	NA	18%	NA	18%
中間純利益（グループ持分）	242	656	37	935		935
2025/2026変動 ^(a)	3%	7%	NA	33%		33%

この情報は、2026年6月30日現在で欧州連合が採択していたIFRSに従って適用された会計原則を基に算出されたものである。

(a) 2025年6月30日から2026年6月30日までの変動を修正再表示。

銀行業務純利益の内訳

(単位：百万ユーロ)	銀行業務純利益	2025/2026変動
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,725	1%
資産運用	1,652	(0%)
ウェルス・マネジメント	73	19%
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	2,560	5%
グローバル・マーケット	1,469	7%
グローバル・バンキング	1,101	3%
その他	(10)	NA
コーポレート・センター	105	NA
非継続事業からの残余項目	0	NA
合計	4,390	6%

2025年6月30日に終了した中間年度（修正再表示）

2025年6月30日に終了した中間年度 ^(a)						
(単位：百万ユーロ)	資産運用および ウェルス・ マネジメント	コーポレート・ バンキングおよび インベストメント・ バンキング	コーポレート・ センター	合計	非継続事業 からの残余項目	報告額 合計
銀行業務純利益	1,715	2,449	(4)	4,160	0	4,160
費用	(1,355)	(1,517)	(135)	(3,006)		(3,006)
営業総利益	360	933	(139)	1,154	0	1,154
リスク費用	(8)	(121)	5	(124)	0	(124)
営業純利益	352	812	(134)	1,030	0	1,030
持分法	(0)	14	(0)	14		14
その他	5	(0)	(0)	5		5
税引前利益	357	826	(134)	1,048	0	1,048
中間純利益（グループ持分）	236	613	(146)	704	0	704

(a) この情報は、2026年6月30日現在ナティクスが採用している新事業部門組織に従って表示されている。

2025年6月30日に終了した中間年度（報告値）

2025年6月30日に終了した中間年度						
(単位：百万ユーロ)	資産運用および ウェルス・ マネジメント	コーポレート・ バンキングおよび インベストメント・ バンキング	コーポレート・ センター	合計	非継続事業 からの残余項目	報告額 合計
銀行業務純利益	1,715	2,496	(51)	4,160	0	4,160
2024/2025変動 ^(a)	2%	12%	(148%)	4%	NA	3%
費用	(1,355)	(1,576)	(75)	(3,006)	0	(3,006)
2024/2025変動 ^(a)	1%	13%	5%	7%	NA	7%
営業総利益	360	920	(126)	1,154	0	1,154
2024/2025変動 ^(a)	5%	10%	NA	(5%)	NA	(5%)
リスク費用	(8)	(121)	5	(124)		(124)
2024/2025変動 ^(a)	(302%)	(16%)	(206%)	(14%)		(14%)
営業純利益	352	799	(121)	1,030	0	1,030
2024/2025変動 ^(a)	1%	16%	NA	(4%)	NA	(4%)
持分法	(0)	14	(0)	14		14
2024/2025変動 ^(a)	(50%)	88%	(90%)	92%		92%
その他	5	(0)	(0)	5		5
2024/2025変動 ^(a)	NA	NA	NA	NA		313%
税引前利益	357	813	(121)	1,048	0	1,048
2024/2025変動 ^(a)	3%	17%	NA	(3%)	NA	(3%)
中間純利益（グループ持分）	236	606	(138)	704	0	704
2024/2025変動 ^(a)	2%	18%	NA	(4%)	NA	(4%)

この情報は、2025年6月30日現在で欧州連合が採択していたIFRSに従って適用された会計原則を基に算出されたものである。
(a) 2024年6月30日から2025年6月30日までの変動を修正再表示。

銀行業務純利益の内訳

(単位：百万ユーロ)	銀行業務純利益	2024/2025変動
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,715	2%
資産運用	1,654	2%
ウェルス・マネジメント	61	4%
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	2,496	12%
資本市場	1,248	16%
グローバル・ファイナンスおよびインベストメント・バンキング	1,199	4%
その他	49	NA
コーポレート・センター	(51)	NA
非継続事業からの残余項目	0	NA
合計	4,160	3%

注記6 リスク管理

6.1 資本管理および自己資本比率

資本管理に関するナティクスの主な目的は、資本とソルベンシーに関する規制上の要件の順守を確実にすることである。資本運営のフレームワークでは、監督当局、株主、投資家の要件を満たすことを目的としてすべてのプロセスを適応させる。これには特に以下が含まれる。

- ・ ソルベンシーに関して設定された目標を継続的に順守する。
- ・ ナティクスの自己資本に関する内部評価プロセス（ICAAP）の開発。
- ・ ナティクスの自己資本比率方針のフレームワーク全体の中で、事業部門に固有の資本要件を予測／予見する。
- ・ 規制の変更と、それがナティクスのさまざまな事業部門に与える影響を予想する。
- ・ 各事業部門の資本消費と収益性を分析するためのメカニズム。
- ・ 戦略計画および予算の一部としての各事業部門への資本配分。

規制の枠組み

2014年1月1日以降、CRD IV指令および資本要求規則（CRR）により、欧州でバーゼル3規制が適用されている。バーゼル2と同様に、バーゼル3規制の規定は以下の3つの柱に分かれている。

- ・ **第一の柱：**考えられるさまざまな手法と最低限の観察可能な要件に基づいて、リスクと資本の測定を規定する一連の規則。
- ・ **第二の柱：**監督当局の役割を規定するフレームワーク。所管の当局は、監督対象の機関ごとに、リスク・エクスポージャー、内部ガバナンスおよび運営フレームワークに応じて追加の資本要件を規定する場合がある。
- ・ **第三の柱：**リスク負担の水準、自己資本比率、および経営の適切性を重視して多数の項目を開示することを金融機関に要求する。

CRR／CRD IVパッケージは、特に以下を提起することにより、金融機関の財務健全性を強化することを目的としている。

- ・ 規制上の資本要件を満たす適格な資本項目の定義の厳密化。
- ・ 特にデリバティブに係る取引相手方リスクに関する規制上の資本要件の強化。
- ・ 特にCET 1資本と資本バッファに関する順守比率の引き上げ。
 - ・ 資本保全バッファ：総加重リスク・エクスポージャーの2.5%に相当。
 - ・ カウンターシクリカル資本バッファ：ナティクスがリスク・エクスポージャーを有する各国のカウンターシクリカル資本バッファの平均を当該エクスポージャーの量で加重する。フランスで適用される比率は、2020年第2四半期以降、ゼロとなっていた。2022年下半年以降、特に2023年から、多くの国のマクロブルーデンス監督当局はカウンターシクリカル・バッファの比率を引き上げている。フランスでは、HCSFが2023年4月7日から比率を0.5%に引き上げ、2024年1月2日からは1%に引き上げることを決定した。
 - ・ システム上重要な金融機関のバッファ：大規模な金融機関（G-SIB／0-SIB）に対する追加的な要件であり、破綻のリスクを軽減することを目的としている。ナティクスはこのバッファの対象ではない。
 - ・ システミック・リスク・バッファ：目的は長期にわたる非循環的なシステミック・リスクまたはマクロブルーデンス・リスクを抑制することである。これは金融機関のすべてのエクスポージャーまたはセクター別エクスポージャーに適用できる。現在は0%である。
- ・ さらに、配当性向、その他ティア1（AT1）劣後債務に係る利息、および変動報酬（最大分配可能額（MDA））を制限するメカニズムなど、その他のメカニズムが導入されている。

CRR III／CRD VIパッケージでは、以下を主な目的とする新たな規定が導入されている。

- ・ 信用リスク、オペレーショナル・リスク、および信用評価調整（CVA）リスクに対する標準的手法の信頼性とリスク感応度を強化する。
- ・ 内部モデル手法の使用を制限する。

- ・ 内部モデルの使用に伴う資本の増加を制限するために資本フロア（アウトプット・フロア）を導入する。フランスは、このフロアを国内の最上位の連結レベルに適用することを選択している。

資本管理および自己資本比率に関する情報は、2025年度ユニバーサル登録文書に対する本修正届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.3項（訳者注：原文の章および項）に記載されている。

6.2 信用リスクおよび取引相手方リスク

IFRS第7号に基づき要求されている信用リスクと取引相手方リスクに係るリスク管理に関する情報は、2025年度ユニバーサル登録文書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.4項（訳者注：原文の章および項）に記載されている。

6.3 市場リスク、全体的金利リスク、流動性リスクおよび構造的な為替リスク

市場リスクの管理に関してIFRS第7号で要求される情報は、2025年度ユニバーサル登録文書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.6項（訳者注：原文の章および項）に記載されている。また、全般的金利リスク、流動性リスク、および構造的な為替リスクに関して要求される情報は、第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.8項（訳者注：原文の章および項）に記載されている。

注記7 コミットメント

7.1 保証コミットメント

金融保証とは、債務者が期限到来の支払を履行しなかったために、契約保有者が損失を被った場合、保証の発行体はその損失を補償する義務を負う契約をいう。こうした権利の行使は、不確実な将来事象の発生を条件とする。

下記の金額は、引き受けたコミットメントの額面で表示している。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日	2025年12月31日
	現在	現在
供与した保証コミットメント		
銀行向け	6,023	4,492
信用状の確認	4,269	2,820
その他の保証	1,754	1,672
顧客向け	38,341	33,659
不動産保証	2	3
行政・納税保証金	320	320
供与したその他の保証金および裏書	2,058	2,062
その他の保証	35,961	31,275
供与した保証コミットメント合計	44,364	38,151
銀行から受けた保証コミットメント	29,237	22,930

保証コミットメント調整表

	保証コミットメント							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S2) (a)		減損した コミットメント (S3) (a)		合計	
	総エクス ポージャー	損失 引当金	総エクス ポージャー	損失 引当金	総エクス ポージャー	損失 引当金	総エクス ポージャー	損失 引当金
(単位：百万ユーロ)								
2025年1月1日現在の残高	34,326	(10)	1,182	(18)	35	(10)	35,544	(39)
組成または購入した新しいOBSコミットメント	26,652	(8)	541	(4)	5		27,198	(13)
信用リスク・パラメータの変更に関連する変動（振替を除く）	(4,487)	4	(530)	6	4	(1)	(5,014)	9
保証コミットメントの振替	(266)	(1)	63	1	203	(3)		(2)
S1への振替	244	(1)	(244)	2	0			1
S2への振替	(503)	0	507	(3)	(4)			(2)
S3への振替	(7)	0	(199)	2	206	(3)		(1)
全額売却、実行または期間満了したコミットメント	(16,759)	2	(254)	1	(47)	9	(17,059)	11
為替レート変動に関連する変動	(2,417)	1	(86)	0	(8)	0	(2,512)	1
使用モデルの変更								
その他の変動	(9)	0	3	0		0	(5)	0
2025年12月31日現在の残高	37,040	(12)	921	(15)	191	(5)	38,151	(32)
組成または購入した新しいOBSコミットメント	16,694	(6)	141	(2)	3		16,838	(8)
信用リスク・パラメータの変更に関連する変動（振替を除く）	(1,279)	4	(5)	2	21	(1)	(1,263)	4
保証コミットメントの振替	106	(0)	(110)	(2)	5	(0)		(2)
S1への振替	327	(1)	(327)	0				0
S2への振替	(221)	0	221	(2)	(0)			(2)
S3への振替	(1)	0	(4)	0	5	(0)		0
全額売却、実行または期間満了したコミットメント	(9,995)	2	(147)	1	(56)	0	(10,199)	3
為替レート変動に関連する変動	718	(0)	12	(0)	4	(0)	734	(0)
使用モデルの変更								
その他の変動	103	(0)	(1)	0	(0)	(0)	102	0
2026年6月30日現在の残高	43,387	(13)	810	(17)	166	(5)	44,364	(35)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

7.2 貸出コミットメント

以下の貸出コミットメントはIFRS第9号の適用範囲に含まれる。

- ・ コミットメントを供与した企業が貸出の実行後直ちに当該貸出を転売または証券化する場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として適格であるコミットメント
- ・ 純額決済（すなわち売却）されるコミットメント
- ・ 市場金利を下回る利率で供与される貸出金を生じさせるコミットメント

上記以外の貸出コミットメントはIAS第37号の適用範囲に含まれる。

供与した貸出コミットメントは、以下のいずれかに該当する場合、IAS第37号の定義による偶発負債に該当する。

- ・ 過去の事象から発生し得る債務のうち、必ずしも企業が支配できる範囲にあるとはいえない将来の1つもしくは複数の不確実な事象が発生するか、または発生しないことによりその存在が確認されるもの
- ・ 過去の事象の結果として発生した現在の債務であるが、以下のいずれかの理由により認識していないもの
 - ・ 債務決済のために経済的便益の流出が必要となる可能性が高くない。
 - ・ 債務の金額を十分な信頼性をもって測定できない。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日	2025年12月31日
	現在	現在
供与した貸出コミットメント		
銀行向け	7,455	10,640
顧客向け	75,589	70,876
信用状の発行	3,205	2,493
その他の確認済み与信枠の開設	71,962	68,070
その他のコミットメント	422	314
供与した貸出コミットメント合計	83,044	81,516
受け取った貸出コミットメント		
・ 銀行	3,234	8,619
・ 顧客	312	
受け取った貸出コミットメント合計	3,546	8,619

貸出コミットメント調整表

	貸出コミットメント							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S2) (a)		減損した コミットメント (S3) (a)		合計	
	総エクス ポージャー	損失 引当金	総エクス ポージャー	損失 引当金	総エクス ポージャー	損失 引当金	総エクス ポージャー	損失 引当金
(単位：百万ユーロ)								
2025年1月1日現在の残高	69,696	(46)	2,459	(141)	225	(70)	72,379	(256)
組成または購入した新しいOBSコミットメント	34,281	(8)	461	(1)	24		34,766	(9)
信用リスク・パラメータの変更に関連する変動（振替を除く）	277	2	(303)	(45)	(185)	63	(212)	20
貸出コミットメントの振替	188	0	(204)	(6)	15	0		(5)
S1への振替	564	(2)	(564)	6				4
S2への振替	(374)	2	374	(12)				(10)
S3への振替	(1)		(14)	0	15	0		0
全額売却、実行または期間満了したコミットメント	(20,870)	6	(627)	1	(33)	1	(21,530)	9
為替レート変動に関連する変動	(3,808)	2	(95)	1	(5)	0	(3,908)	4
使用モデルの変更								
その他の変動	18	0	2	0		0	20	0
2025年12月31日現在の残高	79,781	(44)	1,694	(189)	41	(5)	81,516	(238)
組成または購入した新しいOBSコミットメント	17,916	(4)	96	0	6		18,017	(4)
信用リスク・パラメータの変更に関連する変動（振替を除く）	(1,444)	1	(220)	(49)	1	1	(1,663)	(48)
貸出コミットメントの振替	(367)	1	356	(3)	10	(1)		(4)
S1への振替	40	(0)	(40)	1	(0)			0
S2への振替	(406)	1	410	(5)	(4)			(4)
S3への振替	(1)	0	(14)	1	14	(1)		0
全額売却、実行または期間満了したコミットメント	(15,419)	2	(242)	0	(29)	3	(15,690)	5
為替レート変動に関連する変動	894	(1)	7	(0)	1	(0)	903	(1)
使用モデルの変更								0
その他の変動	(38)	0	0	(0)	(0)	(0)	(38)	0
2026年6月30日現在の残高	81,322	(45)	1,691	(242)	30	(3)	83,044	(289)

(a) うち、購入または組成した信用減損

注記8 その他の情報

8.1 株式資本

普通株式	株式数	額面	資本（単位：ユーロ）
期首残高	3,962,029,495	1.60	6,339,247,192
増資			
期末残高	3,962,029,495	1.60	6,339,247,192

2026年上半期中に該当する取引は行われなかった。

8.2 資本性金融商品の発行

8.2.1 永久超劣後債および優先株式

IAS第32号に従い、発行済の金融商品は、現金を保有者に提供する契約上の義務が組込まれているか否かにより、負債または資本に分類される。

したがって、発行済の永久超劣後債および優先株式は、配当支払を任意とする条項に従って発行された資本性金融商品として認識され、連結貸借対照表の「利益剰余金」に計上されている。

超劣後債の総額は、2026年6月30日現在で3,832.8百万ユーロとなった（2025年12月31日現在3,032.8百万ユーロ）。

2026年6月30日現在、損益に計上された外貨建て超劣後債の為替レート変動の総額は、32.3百万ユーロ（税引後24百万ユーロ）であった（2025年12月31日現在では(158.8)百万ユーロ（税引後(117.8)百万ユーロ））ことに留意されたい。

永久超劣後債の主な特徴は、ナティクスのウェブサイト（www.natixis.groupebpce.com）に掲載されている。

8.3 IFRIC第21号

2015年1月1日から適用されているIFRIC解釈指針第21号「賦課金」は、財務諸表における賦課金の認識日の明確化を目的とするものである。当該解釈指針は、以下の内容を課す。

- 1月1日に発生する事象によって支払が発生する賦課金については、従来は四半期ごとに計上していたが、第1四半期から全額を引当金として認識している。対象となる賦課金は、主に現地当局の賦課金と単一破綻処理基金への拠出金である。
- 次事業年度中に支払うべき収益に基づく賦課金については、従来はその期間の収益に比例按分して認識されていたが、賦課金が支払われる事業年度の1月1日現在の賦課金の全額を認識することになった。対象となる賦課金は主に、企業の社会連帯税である。

2026年6月30日現在、会計処理上の差額は純利益（グループ持分）ベースで17.7百万ユーロであった。これに対し、2025年6月30日現在では18.7百万ユーロであった。

8.4 関連当事者

グループの連結対象企業間の関係

ナティクスと関連当事者（BPCEおよび子会社、Banques Populairesの各行およびその子会社を含むBanque Populaireグループ、Caisses d'Epargneおよびその子会社を含むCaisses d'Epargneのネットワーク、ならびに持分法を用いて連結されるすべての関連会社）との間の主な取引は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2026年6月30日現在					2025年12月31日現在				
	BPCE ^(a)	ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門 部門 ^(b)	ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門 部門 ^(b)	Banques Populaires	Caisses d'Epargne	BPCE ^(a)	ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門 部門 ^(b)	ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門 部門 ^(b)	Banques Populaires	Caisses d'Epargne
資産										
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	6,540	176	258	2,135	3,875	7,503	232	235	2,061	3,913
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産										
償却原価で測定される負債性金融商品	0					1				
償却原価で測定される銀行および信用機関への貸出金および債権	111,773		1,834	231	8	112,264		1,561	245	6
償却原価で測定される顧客貸出金および債権	117	5	2	337		103	2	41	329	
保険事業の投資										
売却目的で保有する非流動資産										
負債										
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	6,330	9,653	237	1,658	3,028	7,131	9,834	272	1,737	3,192
銀行預り金および借入金ならびに類似項目	106,635		1,279	17	45	107,544		874	42	50
顧客預り金および借入金	657	375	227	9	30	660	328	20	0	26
債務証券		1					3			
劣後債務	1,968					2,867				
保険契約関連の負債										
売却目的で保有する資産に係る負債										
株主資本	3,833				0	3,033				0
コミットメント										
供与コミットメント	8,291		0	90	4	10,248		0		3
受取コミットメント	21,053	6,752	192	311	1,329	21,063	5,700	155	220	1,296

関連会社および共同支配企業との関係は重要ではない。

(a) BPCE S.A.およびその子会社（保険、ファクタリング、消費者金融およびリースの各企業を除く）に相当する。

(b) ファクタリング、消費者金融、リースならびに金融保証の各企業に相当する。

	2026年6月30日に終了した中間年度					2025年6月30日に終了した中間年度				
		ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門		Banques Populaires	Caisses d'Epargne		ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門		Banques Populaires	Caisses d'Epargne
(単位：百万ユーロ)	BPCE ^(a)	保険部門	部門 ^(b)			BPCE ^(a)	保険部門	部門 ^(b)		
収益										
受取利息および類似収 益	1,460	0	22	8	1	1,548	0	33	10	1
支払利息および類似費 用	(1,543)	(5)	(2)	(2)	(1)	(1,994)	(4)	(3)	(1)	(1)
正味受取報酬および受 取手数料	(18)	(19)	1	(22)	(40)	(24)	(23)	0	(20)	(36)
純損益を通じて公正価 値で測定される金融商 品に係る正味損益	(25)	(30)	(36)	79	156	(484)	20	(14)	(40)	(247)
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定さ れる金融資産に係る損 益										
償却原価で測定される 金融資産の認識中止に よる正味損益										
純損益を通じて公正価 値で測定される金融資 産に分類変更された償 却原価で測定される金 融資産に係る正味損益										
純損益を通じて公正価 値で測定される金融資 産に分類変更されたそ の他の包括利益を通じ て公正価値で測定され る金融資産に係る正味 損益										
その他業務の収益およ び費用	(27)	0	0	0		(26)	0	0	0	
営業費用	(155)	3	3	1	3	(174)	5	2	1	2
非継続的事業からの利 益										

関連会社および共同支配企業との関係は重要ではない。

(a) BPCE S.A.およびその子会社（保険、ファクタリング、消費者金融およびリースの各企業を除く）に相当する。

(b) ファクタリング、消費者金融、リースならびに金融保証の各企業に相当する。

2 【その他】

(1) 後発事象

本書の他の箇所に記載した内容以外に、2026年6月30日後の当行グループの財務状態および営利状況における重要な変更はない。

(2) 訴訟

本書提出日現在、「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2) リスク管理－(c) 法的リスク」に記載したもの以外に、当行は重要な訴訟に関与していない。

3 【本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

日本とIFRSとの会計原則の相違

添付のナティクス・エス・エー・グループの中間連結財務諸表は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本基準」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な相違点は以下のとおりである。

1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、親会社およびグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体（以下「SPE」という。）を含む。）（すべての子会社）ならびに共同支配企業に対する持分についての財務諸表が含まれている。

「支配」は、親会社がその事業体の活動からの便益を得るためにその事業体の財務および経営に関する方針を左右するパワーを有する場合に存在し、一般的には議決権の過半数を保有することにより生じる。企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他社により保有されているものを含め、現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権の存在を考慮している。

企業がSPEを実質的に支配している場合には、当該SPEは当該企業に連結される。

2012年12月11日、ヨーロッパ委員会は、IFRS第10号「連結財務諸表」を採用した。これにより、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」のうち連結財務諸表にわたる部分ならびに特別目的事業体に関するSIC第12号は、IFRS第10号により置き換えられた。同基準は、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての事業体に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。事業体に対する支配は、同時に充足されるべき3つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利および当該事業体の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されることになる。

日本基準では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配されている会社の財務諸表は連結される。他の企業の財務上または営業上もしくは事業上の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配権を有しているといえる。潜在的議決権は考慮されていない。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

日本基準ではまた、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決

定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引および事象に関し、統一された会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、類似環境下で行われた同様の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本基準では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、IFRSに基づく投資不動産の時価評価およびIFRSに基づく固定資産の再評価、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）

- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容および変動、ならびに子会社に対する所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

4) 企業結合

IFRSでは、すべての企業結合は取得法で会計処理することが要求されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。子会社の支配を獲得した取得日に、のれんと区別して、その識別可能な資産および負債は一般的に支配獲得日の公正価値により、また非支配持分を連結財務諸表に計上する。

日本基準では、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理することが要求されている。パーチェス法による会計処理では、企業結合の対価は公正価値で測定される。

5) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

- (a) 次の総計
 - (i) 移転された対価（通常は取得日における公正価値）
 - (ii) 被取得企業のすべての非支配持分の金額
 - (iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値
- (b) 取得した識別可能な資産および引き受けた負債の取得日における正味の金額

IFRS第3号（改訂）では、非支配持分の認識について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- a) 非支配持分を取得日に公正価値により測定する。（いわゆる、全部のれんアプローチ）
- b) 非支配持分は被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する持分割合により測定する。（いわゆる、購入のれんアプローチ）

日本基準では、のれんは、企業または事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される（いわゆる、購入のれんアプローチ）。子会社の資産および負債は取得日において公正価値により測定され、非支配株主持分は取得日における純資産の公正価値の非支配株主持分割合相当額により認識される（いわゆる、全面時価評価法）。

6) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回もしくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本基準では、のれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

また、負ののれんについては、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に従い、その発生が見込まれる場合には、取得企業は、すべての識別可能資産および負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかを見直す。その見直し後もなお負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。

7) 段階取得

IFRSでは、段階取得による企業結合の場合、支配獲得前に保有していた被取得企業に対する持分を取得日における公正価値により再評価し、再評価差額は純損益に認識する。さらに、取得企業が被取得企業への持分の価値の変動をその他の包括利益に認識していた場合には、その認識額については取得企業が従来から保有していた持分を直接処分する場合に求められる会計処理と同じ基準により認識される。

非支配持分の測定については、上記「のれんの当初認識と非支配持分の測定方法」を参照のこと。

日本基準では、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った取引のすべてについて、企業結合日の公正価値で取得原価を算定する。当該取得原価と、支配獲得までの個々の取引の原価合計との差額は損益とする。非支配株主持分の測定については、上記「のれんの当初認識と非支配持分の測定方法」を参照のこと。

8) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有またはIFRS第3号が適用される企業結合における取得者によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本基準では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額は、(a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、または(b) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は取得原価または償却原価から貸倒引当金を控除した金額で測定される。
- ・ 金融負債のうち支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は債務額で測定される。ただし社債については、社債金額よりも低い価格又は高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められる公正価値オプションに関する規定はない。

9) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定

される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクを当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生リスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金をIFRS第9号に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等の3つに区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

10) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつi)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが他の当事者に移転した時、もしくはii)企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本基準では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

11) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的へ保有目的区分を変更することは認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への保有目的区分の変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券の保有目的区分をすべて売却可能（その他有価証券）に変更することができる。）においてのみ認められている。

12) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産若しくは負債または未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。ただし、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する公正価値ヘッジの場合には、ともにその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：認識されている資産若しくは負債または可能性の非常に高い予定取引の全部または構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。

(c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ会計の方法は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（なお、合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

13) 退職後給付

IFRSでは、確定給付制度においては、制度負債は、予測単位積増方式を用いた数理計算に基づき測定され、制度資産と同様の期間および同様の通貨の優良社債の直接利回りを反映した金利で割引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産（超過額）として、不足する場合は負債（不足額）として、それぞれ貸借対照表に計上されている。各貸借対照表日においては、制度資産および確定給付制度債務は再測定される。損益計算書においては、以下を除く利得または損失の変動を反映する：退職給付制度への拠出および制度から支払われる退職給付ならびに企業結合および再測定後の利得および損失。再測定された利得および損失は、数理計算上の差異および制度資産からの収益（確定給付負債または資産の純額に係る利息純額に含められた金額を除く）および資産上限額の影響の変動（確定給付負債または資産の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）からなる。再測定された金額は、その他の包括利益に計上される。

利益または損失として認識される年金費用（収入）の金額は、制度資産の原価に含めることが他のIFRSで要求されているか、または、認められている場合を除いて、以下の個々の構成要素に含まれる。

- ・ 勤務費用（当期中の従業員の勤務により生じる、確定給付制度債務の現在価値の増加）
- ・ 利息費用の純額（確定給付制度債務の割引による戻入分および制度資産からの理論的な収益）

確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本基準では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

日本では、割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）は、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。確定給付資産の上限はない。

また、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

14) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- (c) 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。また、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の適用対象とされる取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に係る費用の認識および測定については、企業会計基準第8号の定めに従うこととされている。

ただし、企業会計基準第8号および実務対応報告第41号の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また、企業会計基準第8号では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

15) 有給休暇引当金

IFRSでは、改訂IAS第19号「従業員給付」に従って、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本基準においては、該当する規定はない。

16) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。

借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利

を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。ファイナンス・リースは、借手の財務諸表に資産計上され、対応するリース債務が負債に計上される。なお、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

17) 無形資産および有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において、有形固定資産または無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、会社は当該資産の回収可能価額および減損損失を見積らなければならない。のれんおよび耐用年数を特定できない無形資産については、年1回もしくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）または有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本基準では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

18) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）を有している。
- ・ 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・ 当該債務の金額について信頼性のある見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本基準では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 将来の特定の費用または損失である。
- ・ その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・ 発生の可能性が高い。
- ・ その金額を合理的に見積もることができる。

日本基準においては、「現在の債務」であることが明確に要請された規定は無い。また、引当金について割引計算について該当する一般的な規定はない。

19) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。関連する貸倒引当金も計上される。

20) コミットメント・フィー

IFRSでは、コミットメント・フィーは、融資枠残高に対する割合により決定されている。融資枠が使用される可能性が低い場合、この手数料は融資枠の契約期間にわたり損益として認識され、その他の場合は、貸付が実行されるまで繰延べられ、実行の際に実効金利に対する調整として認識されている。

日本基準では、コミットメント・フィーは、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

21) 賦課金

IFRIC第21号「賦課金」では、企業は、法令によって賦課金の支払の契機となる活動が生じた時点においてのみ当該支払を負債認識する。債務発生事象が一定期間にわたって生じる場合には、負債は当該期間にわたって徐々に認識される。賦課金を支払う義務が、一定の閾値に達した時に発生する場合には、当該負債はその閾値に達した時点においてのみ認識される。

日本では、IFRIC第21号のような賦課金に関する特段の規定はない。

22) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジューリング等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、JICPA会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」および企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

23) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

第 7 【外国為替相場の推移】

ユーロと本邦通貨との間の為替相場は、当該半期中において、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

(1) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年1月13日
(2) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年1月21日
(3) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年1月23日
(4) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年1月30日
(5) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年2月4日
(6) 訂正有価証券報告書（2025年5月12日提出の有価証券報告書の訂正）	提出日：2026年2月16日
(7) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年2月16日
(8) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年2月18日
(9) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年3月2日
(10) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年3月31日
(11) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年4月7日
(12) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年4月15日
(13) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2026年4月16日
(14) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年4月20日
(15) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年4月30日
(16) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年5月1日
(17) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年5月7日
(18) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年5月13日
(19) 有価証券報告書および添付書類	提出日：2026年5月29日
(20) 発行登録書および添付書類	提出日：2026年5月29日
(21) 訂正発行登録書（上記(20)の訂正）	提出日：2026年5月29日
(22) 訂正有価証券報告書（上記(19)の訂正）	提出日：2026年6月2日
(23) 訂正半期報告書（2025年9月30日提出の半期報告書の訂正）	提出日：2026年6月2日
(24) 訂正発行登録書（上記(20)の訂正）	提出日：2026年6月2日
(25) 訂正有価証券報告書（2023年6月13日提出の有価証券報告書の訂正）	提出日：2026年6月3日
(26) 訂正半期報告書（2023年9月29日提出の半期報告書の訂正）	提出日：2026年6月3日
(27) 訂正有価証券報告書（2024年5月31日提出の有価証券報告書の訂正）	提出日：2026年6月3日
(28) 訂正半期報告書（2024年9月30日提出の半期報告書の訂正）	提出日：2026年6月3日
(29) 訂正有価証券報告書（2025年5月12日提出の有価証券報告書の訂正）	提出日：2026年6月3日
(30) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年6月22日
(31) 訂正発行登録書（上記(20)の訂正）	提出日：2026年7月24日
(32) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年8月18日
(33) 訂正発行登録書（上記(20)の訂正）	提出日：2026年8月31日
(34) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2026年9月16日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当行の発行している有価証券

- 1) ナティクス 2029年11月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2) ナティクス 2030年3月4日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 3) ナティクス 2030年6月11日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 4) ナティクス 2030年7月9日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 5) ナティクス 2030年9月9日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 6) ナティクス 2030年10月9日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 7) ナティクス 2030年10月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 8) ナティクス 2030年11月26日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 9) ナティクス 2030年12月9日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 10) ナティクス 2030年12月23日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 11) ナティクス 2031年2月13日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 12) ナティクス 2031年5月15日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 13) ナティクス 2031年5月21日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 14) ナティクス 2031年8月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

(2) 理由

上記2)、3)、4)、5)、6)、8)、9)、10)、11)および12)の社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびS&P500の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

上記1)、7)、13)および14)の社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

(3) 内容

1) 日経平均株価

東京証券取引所プライム市場に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、かかる指数は株式会社日本経済新聞社により計算および公表される。

2) S&P500

S&P500指数としてS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーが計算し、公表している値をいう。

2【当該指数等の推移】

(1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

(単位：円)

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年別	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年			
	最高	30,670.10		29,332.16		33,753.33		42,224.02		52,411.34			
	最低	27,013.25		24,717.53		25,716.86		31,458.42		31,136.58			
当半期中の 月別最高・最低値	月別	2026年 1 月		2026年 2 月		2026年 3 月		2026年 4 月		2026年 5 月		2026年 6 月	
	最高	54,341.23		58,850.27		58,057.24		60,537.36		66,329.50		72,366.34	
	最低	51,117.26		52,655.18		51,063.72		52,463.27		59,513.12		64,024.60	

出典：ブルームバーグ・エルピー

(2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

(単位：ポイント)

最近 5 年間の 年別最高・最低値	年別	2021年		2022年		2023年		2024年		2025年			
	最高	4,793.06		4,796.56		4,783.35		6,090.27		6,932.05			
	最低	3,700.65		3,577.03		3,808.10		4,688.68		4,982.77			
当半期中の 月別最高・最低値	月別	2026年 1 月		2026年 2 月		2026年 3 月		2026年 4 月		2026年 5 月		2026年 6 月	
	最高	6,978.60		6,976.44		6,881.62		7,209.01		7,580.06		7,609.78	
	最低	6,796.86		6,798.40		6,343.72		6,575.32		7,200.75		7,266.99	

出典：ブルームバーグ・エルピー